

パートB

第Ⅱ章：国際手続

序 文

本章では、協定、議定書、共通規則及び実施細則に基づく手続について述べる。

また、これらの規定に基づいて使用しなければならない様式、又は国際事務局がシステム利用者の便宜のために提供することができる様式、そしてこれらの様式の記載方法について説明を行う。

さらに、本章ではでき得る限り、国際出願にはじまり、国際登録の記録の手続という国際登録の全容に言及する。それから、保護の拒絶、事後指定、商品及びサービスの指定の限定に関する申請のような、国際登録に続いて発生する多様な事項について触れる。

国際出願

実体要件

基礎登録又は基礎出願

01.01 マドリッドシステムは、国内又は広域の基礎登録又は出願を登録のための要件としたうえで設立されている。協定のもとでは、標章の国際登録の出願人は、既に本国官庁の標章登録を済ませておかなければならない（基礎登録）。また議定書のもとでは、国際出願は、本国官庁での登録（基礎登録）又は本国官庁へ提出した登録のための出願（基礎出願）をその基礎とすることができる。国際出願は、基礎出願又は登録に係る商品及びサービスのみにについて行うことができる。

01.02 ほとんどの場合、国際出願は、国際出願に記載された商品及びサービスを含む単一の登録又は出願をその基礎とすることになる。しかし、国際出願は、国際出願に係る商品及びサービスを含む複数の登録（協定に基づく場合）又は複数の出願及び／又は登録（議定書に基づく場合）をその基礎とすることもできる。それらの複数の基礎出願及び／又は登録は、すべて国際出願を提出する者の氏名又は名称でなければならない、同じ官庁になされたものでなければならない。分かりやすくするために、今後は1の基礎出願又は基礎登録のみに絞って言及していくが、複数の基礎出願及び／又は登録の可能性もある。

本国官庁

02.01 国際出願を提出する前に、出願する資格を有する者は当該国際出願のためにどの官庁を本国官庁とするか決めなければならない。これは国際出願が協定、議定書又はその両方に支配されているかどうかによる。またどの締約国等が指定されているかにもよる（パラグラフ B. II.03.01 から 03 参照）。

規則 1(viii)、(xxv) 及び(xxvi)
A1 条(3) **02.02** 領域拡張のために、国際出願が協定に支配されている限りにおいては、本国官庁は、出願人の本国における、又は出願人の本国に代わって標章の登録に責任を負う官庁と定義される。出願人の本国とは（協定第 1 条(3)において）次のように定義される。

(a) 出願人が現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する協定の加盟国

(b) 出願人が当該国にそのような営業所を有しない場合、出願人が住所を有する協定の加盟国、又は

(c) 出願人が当該国に、そのような営業所も住所も有していない場合、出願人が国籍を有する協定の加盟国

出願人は、このいわゆる「カスケード」に従わなくてはならず、よって本国官庁を選択する自由はない。例えば、現実に出願人が工業上又は商業上の営業所を協定の加盟国である他の国に有している場合、出願人が住所を有する国での登録を基礎に国際出願することはできない。

P 2 条(2)、
規則 1(ix)、(xxv) 及び(xxvi)
規則 2 条(1)(i)
規則 2 条(1)(ii) **02.03** 対照的に、議定書のみが適用される国際出願の場合は、このようなカスケードは適用されない。「本国官庁」は（議定書第 2 条(2)において）以下のように定義されている。出願人は、営業所、住所又は国籍に基づいて自由に本国官庁を選択することができる。これにより、本国官庁は一つだけでなければならないと解釈される。国の官庁の場合、国際出願は、その国の国民又は居住している者、又はその国に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する者の誰しもから出願されうる。締約機関の官庁の場合、国際出願は、当該機関の加盟国の国民、又は当該機関の領域に居住している又は現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有している者の誰しもから出願されうる。

02.04 「国籍」「住所」「現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所」の解釈は、締約国等の法律の問題であり、法律が関与する限りにおいてそれぞれを規定している。よって、本ガイドは指標のみを提供する。

02.05 協定及び議定書に基づく「国民」とは、パリ条約第 2 条と同じ意味を持つ。これは自然人と法人の両方を対象とする。自然人が特定国の国民であるかという問題と、法人を当該国の国民と判断する基準（例えば、会社又は本

社の所在地)は、当該国の法律の問題である。同様に締約国等の法律が、その自然人又は法人が締約国等に住所を有するかどうかの基準を決定する。運用上、国際出願をする資格は、本国における営業所の存在を前提としているため、法人の国籍又は住所の問題が、稀に発生する。

02.06 「現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所」という表現は、パリ条約第3条から取ったものであり、1897年—1900年にブリュッセルで開かれた条約改正のための第1回会議で加えられた。元の規則では、単に「営業所」となっており、非常に広い意味があるので、限定せざるを得なくなったようである。その意味には、フランス語の「*sérieux*」(英語の「現実の (real)」)を用いており、不正な又は架空の営業所は除外することになっている。「真正な (effective)」という用語では、営業所は工業上又は商業上の活動を行う場所(単なる倉庫とは区別する。)でなければならず、ビジネスの主要な拠点である必要はないと明らかにしている(ブリュッセルの会議では、マドリッド協定のある加盟国が、営業所の条件をビジネスの主要な拠点に限定する提案を行ったが、採択されなかった。)

02.07 よって企業とは、協定又は議定書の加盟国である多様な国において現実かつ真正な工業上又は商業上の複数の営業所を有するものであると解釈される。このような場合、すべての各国の官庁は、協定及び議定書の両方に基づき本国官庁としての資格がある。

02.08 出願人が国民である締約国等、又は出願人が住所を有している又は営業所を有している締約国等が締約機関の加盟国でもある場合、国内又は広域の出願若しくは登録を基礎として国際出願をすることができる。

国際出願の種類

03.01 3種類の国際出願が可能である。(a)協定のみが適用される国際出願、(b)議定書のみが適用される国際出願、又は(c)協定及び議定書の両方が適用される国際出願であって、本国官庁又は出願で指定された締約国によっていずれかの条約又は双方(協定及び議定書)が適用されるか決まるもの(パラグラフ A.02.16 から 02.25 も参照)。原則は以下のようになっている。

規則 1(viii)

(a) 本国官庁が、協定のみ拘束される国の官庁である場合、協定に加盟する国のみが指定されうる。よって国際出願は協定のみが適用される。;

規則 1(ix)

(b) 本国官庁が、議定書のみに拘束される国の官庁である場合、又は議定書に拘束される締約機関の官庁である場合は、議定書に加盟している国又は機関だけを指定できる。よって国際出願は議定書のみが適用される。；

規則 1(viii)、(ix)
及び(x)

(c) 本国官庁が、協定と議定書の両方に拘束される国の官庁である場合、協定若しくは議定書（又は両方）に加盟する国又は議定書に加盟する機関のすべてが指定されうる。この場合：

－ 指定された全ての国が、協定に加盟しているが議定書に加盟していない国だけの場合、その国際出願は協定のみが適用される。；

－ 指定された全ての締約国が議定書の加盟国である場合、それらの国が協定の加盟国であるかどうかに関係なく、その国際出願は議定書のみが適用される。；

－ 国際出願が、協定に加盟しているが議定書に加盟していない国を少なくとも 1 ヶ国指定し、かつ議定書の加盟国である締約国を少なくとも 1 ヶ国を指定する場合、当該締約国が協定の加盟国であるかどうかにかかわらず、その出願には協定及び議定書の両方が適用される。

03.02 出願人は、自分の出願がこれらのどの範疇に入るのか認識することが重要である。これにより、使用する様式及び支払うべき手数料が決められるからである。さらに、国際出願に協定のみ、又は協定及び議定書の両方が適用される場合には、そういったことは、本国官庁での登録（出願ではなく）に基づいて行なわれなければならない。

03.03 要約すると、

(a) 国際出願に協定のみが適用される場合とは、

－ 本国官庁が協定のみ拘束される国の官庁である場合、又は、

－ 本国官庁が、協定及び議定書の両方に拘束される国の官庁で、指定された全ての国が議定書ではなく協定に拘束される場合。

国際出願は本国官庁における登録をその基礎としなければならない。

(b) 国際出願に議定書のみが適用される場合とは、

－ 本国官庁が、議定書のみに拘束される締約国の官庁の場合、又は、

— 本国官庁が協定及び議定書の両方に拘束される締約国の官庁で、その指定された締約国も、協定に加盟しているかどうかに関係なく、議定書の加盟国である場合。

国際出願は本国官庁における出願又は登録をその基礎とすることができる。

(c) 本国官庁が協定及び議定書の両方で拘束される締約国の官庁であり、かつその出願人が、協定に拘束されるが議定書には拘束されない少なくとも 1 ヶ国及び議定書で拘束される国(その国が協定に拘束されているか否かにかかわらず)又は議定書で拘束される政府間機関を少なくとも一つを指定しているときは、その国際出願は協定及び議定書の両方が適用される。

国際出願は、本国官庁における登録をその基礎としなければならない。

複数の出願人

規則 8

04.01 当事者（自然人又は法人であるかに拘わらず）が複数の場合、共同で国際出願をすることができる。ただし、基礎出願又は登録もこれらの者の共同でなされていなければならない、かつ、

— 国際出願が協定のみに、又は協定と議定書の両方が適用される場合、各出願人の本国（パラグラフ B.II.02.02 に定義されている）は、同一でなければならない。；

— 国際出願が議定書のみ適用される場合、各出願人は、本国官庁のある締約国等に営業所、住所又は国籍を有することが必要である。

04.02 関連要素（国籍、あて先又は営業所）が各出願人とも同じである必要はないが、全員が国際出願を同じ締約国等の官庁へ提出する資格がなければならない。

国際出願の提出

- A1 条(2)、
P2 条(2)、
8 条(1)
- 05.01** 国際出願は本国官庁を通じて提出しなければならない。したがって、官庁が国際出願について有する最初の接点は、国際事務局に国際出願を提出する申請がなされるときである。協定と議定書の両方に支配される国際出願を提出する申請を受理する官庁は、協定における正規の本国官庁ではないが、議定書における、より自由な規則に基づけば正規の本国官庁となることが可能である。そのような場合は、官庁は、出願人に、出願はそのままでは国際事務局に提出されることはないが、すべての協定加盟国への指定が取り消されなければ、議定書のみ支配される出願として手続を進めることができる旨通知しなければならない。
- 規則 11(7)
- 05.02** 国際出願を、官庁を通じて提出せず、出願人自身が直接国際事務局へ提出した場合は、国際出願とはみなされない。この出願は、一切審査されることなく送付者に返却され、支払われた手数料は全額支払った当事者に返還される。
- 05.03** そのような場合、国際事務局は、国際出願の受領を通報することは義務付けられていない。ファクシミリ又は電子的通信により送付された場合には、国際事務局は、ファクシミリ又は電子的通信の受領を通報し（パラグラフ B. I .02.07 及び 03.04 参照）、上記のように送付を行う。

国際出願の言語

- 規則 6(1)
- 06.01** 国際出願は、本国官庁の定めに従い、英語、フランス語又はスペイン語のいずれかにより提出することができる。これにより本国官庁は、出願人の行う言語の選択を、1 言語のみ又は 2 言語に制限する権限を与えられ、また、出願人又は名義人に、3 言語のうちのいずれを選択することを容認することができる。
- 規則 11(7)
- 06.02** 言語に関するこれらの条件にそぐわない国際出願を、国際事務局は国際出願であるとみなすことはできない。この出願については一切審査を行わず提出した官庁へ返却され、支払われた手数料は全額そのような支払を行った当事者に返還される。

出願様式

- 規則 9(2)(a)
- 07.01** 国際出願は、公式様式で国際事務局へ提出しなければならない。
- 07.02** 国際出願の公式様式を出願人が完成することができる又は完成しなければならないのか、あるいは本国官庁が出願人から供給された情報に基づいて完成するのかは、当該官庁によるものとする。締約国等の本国官庁の中には、国際出願をするための様式を提供している官庁が数ヶ所あり、これらの様式は

公式な国際出願の様式とは異なっているが、締約国等の法律で出願人はこの様式の使用を許可又は要求されている。本国官庁で認められた言語が英語、フランス語又はスペイン語ではない場合、官庁は、出願人に、必要な情報（特に、商品及びサービスの一覧表）を、国際出願の言語（英語、フランス語又はスペイン語）により提供することを求められ得る。また、その情報を当該言語に翻訳することもできる。

A.I.セクション 2 **07.03** 国際出願の提出には 3 種類の異なった公式様式（それぞれ、MM 1、MM 2 及び MM 3）を用いる。これは、出願が協定のみ適用されるか、議定書のみ適用されるか、協定と議定書の両方が適用されるかによる。公式様式は、WIPO のウェブサイト上の *Madrid – The International Trademark System/Forms* のページで入手できる。

A.I.セクション 2 **07.04** 本国官庁は、正規の様式が使用されていることを保証しなければならない。官庁が、協定のみ拘束される、又は議定書のみ拘束される締約国の官庁である場合には、これらの様式の 1 のみが、当該官庁により提出される出願に使用されることとなる。しかしながら、官庁が協定と議定書の双方に拘束される場合、正規の様式は、どの締約国が指定されていたかにより決定される（前述の「国際出願の種類」、パラグラフ B.II.03.01 から 03.03 参照）。

07.05 公式様式については、一般的な見解（パラグラフ B.I.04.01 から 04.04 参照）から検討していく必要がある。特に様式は、タイプライター又は他の機器を使用して読みやすく作成されなければならない。国際事務局は、手書きのものを受け入れることはできない。国際事務局が作成した様式を使用する代わりに、出願人が独自に作成した様式を使用する場合は、パラグラフ B.I.04.03 の手引きに従う。

第 1 欄：当該官庁が本国官庁となる締約国等

07.06 国又は政府間機関の官庁が本国官庁である場合の名称は、例えば「日本」、「欧州連合」のように表記する。協定または議定書第 9 条の 4 に基づく共通官庁又は当該締約国を構成すると見なされている国の中の 1 ヶ国の名称は、例えば「ベネルクス」のように表記する。

07.07 出願人が複数である場合、その国の官庁が本国官庁である締約国等の国の名称を一国のみ表示する。

第2欄：出願人

名 称

- A.I.セクション 12(a) (b)及び(c) **07.08** 出願人が自然人である場合、氏名は、当該自然人が慣例として使用している姓名を、慣例として使用している順序で表記する。出願人が法人である場合、完全な公式名称を記載しなければならない。出願人の氏名がラテン文字以外の表記である場合、国際出願の言語の発音に従い、ラテン文字に置き換えて表記しなければならない。出願人が法人である場合、名称は国際出願の言語へ翻訳して置き換えればよい。

あて先

- A.I.セクション 12(d) **07.09** 出願人のあて先は、郵便配達を迅速に行うために慣例的な条件を満たすような方法で記載しなければならない。加えて、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを記載することもできる。

通信のためのあて先

07.10 代理人の氏名又は名称及びあて先が第4欄にある場合、国際事務局によって出願人又は名義人に送付されるすべての通信は、そのあて先に送付される。第4欄に定められた代理人の氏名若しくは名称及びあて先がない場合、第2欄(b)の出願人のあて先へ送付される。第2欄(b)に示されたあて先以外の場所へ通信する場合は、出願人の選択により、「通信のためのあて先」の欄に記載すればよい。しかし、あて先以外の場所へ通信しない場合は「通信のためのあて先」の欄は空白のままでよい。

電話及びファクシミリ番号：電子メールアドレス

07.11 当該番号又は電子メールアドレスは、国際事務局が連絡を取るための番号であり、出願人に連絡ができるものでなければならない。

複数の出願人名を併記する出願

07.12 出願人が複数である場合、もし必要であれば連続用紙を用いて、各出願人の氏名又は名称及びあて先を記入する。

- A.I.セクション 13 **07.13** 国際出願を、異なる住所を持つ複数の出願人の連名で提出し、「代理人の氏名又は名称及びあて先」又は「通信のためのあて先」とある欄のどちらも記入していない場合、通信は、国際出願で筆頭に氏名若しくは名称を記入した出願人に送付される。

通信のために好ましい言語

- 規則 6(2)(iv) **07.14** 国際出願の場合、出願人は、国際事務局からの通信を英語、フランス語又はスペイン語で受け取ることを表示(関連するボックスをチェックすることによって)できる。出願人が国際出願時の言語で受け取りたい場合は、このボックスにチェックする必要はない。これが適用されるのは、国際事務局から発信される通信に関してのみであるという点に注意を要する;国際事務局が拒絶通報のような官庁からの通信を単に送信する場合は、官庁からの受信時の言語で送信される。

その他の表示

- 規則 9(4)(b)(i) **07.15** 出願人が自然人である場合は、出願人の国籍を有する国の名称も記載する。出願人が法人である場合、法人の法的性質と法人資格を得た国名(該当する場合、その国内の地域単位も)を記載する。協定のみが適用される国際出願に使用される様式においては、これらの表示に関する規定はない。
- 及び(ii)

07.16 このような表示は、協定、議定書又は規則で要求されているものではない。しかし、それらの表示を要求している締約国等における異議等の不服を先んじて防ぐ為に、国際出願に記載した方がよい。

第3欄：出願適格

- 規則 9(5)(a) **07.17** 協定が(全体又は部分が)適用される国際出願の場合(従ってMM 1又はMM 3の様式によって提出される。)、出願人は、第3欄(a)に基づきボックス(i)(ii)(iii)から優先順位に従って一つだけふさわしいものをチェックする。すなわち、

— 出願人が、国際出願を提出した官庁のある国に、現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有している場合、ボックス(i)をチェックしなければならない。

— 出願人は、協定に加盟する国に営業所を有してはいないが、国際出願を提出した官庁のある国に住所を有する場合、ボックス(ii)をチェックしなければならない。

— 出願人は、協定に加盟するどの国にも営業所又は住所を有してはいないが、国際出願を提出した官庁のある国の国民である場合、ボックス(iii)をチェックしなければならない。

規則 9(5)(b)

07.18 議定書のみが適用される国際出願の場合（MM 2 の様式により提出される。）、出願人と国際出願を提出した官庁のある締約国等との関係については、第 3 欄(a)の適切なボックス又は余白を使用して、以下の一つを記載する。

- （締約国等が国である場合）出願人は当該国の国民である。；
- （締約国等が機関である場合）出願人は当該機関の加盟国の国民である。；
- 出願人は当該締約国等に住所を有する。；
- 出願人は当該締約国等に現実かつ真正な工業上又は商業上の営業所を有する。；

これらの選択肢の中から一つだけ選べばよいが、出願人の希望により、複数選択してもよい。

07.19 記述されている内容の真意を問うための正当な理由がある場合には、国際出願の提出に関与する官庁は、証拠の提示を要請することができる。一般に、第 2 欄(b)に記載の住所は出願人の営業所又は住所であると推定できる。たとえこの住所が、国際出願が提出された官庁のある締約国の領域内にあるとしても、少なくとも第 3 欄(a)のボックスの一つにチェックされていることが必要である。そうでない場合は、出願人の出願適格を決定することは不可能である。

規則 9(5)(c)

07.20 通常、パラグラフ B. II.07.17 及び 07.18 に述べられているような情報を（国名を記すこと、又はボックスをチェックすることにより）提供すれば十分である。しかし、出願人が、第 3 欄(a)の適切なボックスをチェックすることにより、国際出願を提出した官庁のある領域に住所を有すると主張しているが、（第 2 欄(b)に記した）出願人の住所が当該領域にない場合は、出願人は第 3 欄(b)に、領域内の出願人の営業所又はあて先を記さなければならない。

07.21 パラグラフ B. II.04.01 に記した通り、国際出願を複数の出願人の連名で提出する場合、国際出願を提出する資格に関する要件を、各出願人が満たしていなければならない。よって、各出願人の資格に関して適切な情報を提示しなければならない。この情報は連続用紙に記すものとする。独自作成の様式を使用する場合はこの限りではない。

第 4 欄：代理人の選任

規則 9(4)(a)(iii)
A.I.セクション 12(d)

07.22 出願人が国際事務局に対して代理人を選任する場合、当該代理人の氏名又は名称及びあて先を様式の代理人の欄に記入する。この情報は代理人に対する通信を送付するに十分でなければならない。なるべく電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス（パラグラフ B. I.09.01 から 11.02 も参照）を記載する。

07.23 代理人の氏名又は名称が、ラテン文字以外の文字で表記されている場合、当該氏名又は名称を、国際出願の言語の発音に従い、ラテン文字へ置きかえて表示しなければならない。代理人が法人である場合、国際出願の言語に翻訳して置きかえることができる。

07.24 代理人を選任するには、国際出願に代理人の氏名又は名称及びあて先を明示する。委任状も、他の書類も国際事務局に送付してはならない。

07.25 代理人の選任要件について、マドリッド制度では職業上の資格の有無や国籍や住所又は居所などについて何等の要件も設けてはいない。代理人に選任に関してより一般的な要件が遵守されていない限り、国際事務局は全ての通信を出願人に送付する。

07.26 国際出願において代理人を選任することによってのみ、代理人は国際事務局に対しての手続をすることができる。例えば、本国官庁が保護の拒絶を発した場合など、指定した締約国等の官庁に対しての手続をするために、さらに複数の代理人を選任する必要が生じることがある。このような場合、代理人の選任は、関連する締約国等の条件に従う。

第5欄：基礎出願又は基礎登録

A1 条(2)、
P2 条(1)

07.27 協定が（全体又は一部が）適用される国際出願は、本国官庁による登録標章（又は同一標章の複数の登録）をその基礎としなければならない。議定書のみが適用される国際出願は、本国官庁による登録又は本国官庁へ提出した登録のための出願をその基礎とすることができる。併せて、複数の出願又は登録（又はその組み合わせ）もその基礎とすることができる。

3 条(1)、
規則 9(5)(a)
及び(b)

07.28 本国官庁によって効力を有した**基礎登録**は、その登録番号と登録日によって明示されなければならない。この日付は、その官庁が適用する法律に基づいて登録日とみなされる日付とし、官庁が実際に標章をその登録簿に登録した日付である必要はない。例えば、その官庁に適用される法律に基づいて提出日で標章を登録する場合、当該提出日が当該日付となる。本国官庁における登録に基づく国際出願の場合は、**基礎出願と混同されるため、当該基礎登録に係る出願番号は記載すべきではない。**

規則 9(5)(b)

07.29 本国官庁に出願された**基礎出願**はその出願番号及び出願日によって明示されなければならない。基礎出願は、議定書のみが適用される国際出願の場合に記載する。

07.30 基礎登録又は基礎出願が複数あり、与えられた欄にすべての番号及び日付を記入できない場合、（独自作成の様式を使用する場合を除き）早い方の番号と日付を第5欄に記入し、残りは連続用紙に記入する。

第6欄：優先権の主張

- 4条(2) **07.31** 先行出願の優先権は、パリ条約第4条に基づいて主張することができる。先行出願は通常基礎出願又は基礎登録として認められた出願である。しかしながら、以下の場合もあり得る。
- パリ条約の加盟国又はパリ条約の加盟国ではないにしても世界貿易機関(WTO)の加盟国において提出された別の出願¹又は、
 - パリ同盟の加盟国間で締結される二国間又は多国間条約に基づく出願は正規の国内における出願と同等にみなされる²。
- 規則 9(4)(a)(iv) **07.32** 優先権を主張する場合、出願日及び（可能であれば）出願番号と共に、先行出願を提出した国又は地域の官庁名を表示しなければならない。当初の出願の写しは必要ない。
- 07.33** 優先権を複数の先行出願から主張し、与えられた欄に関連の表示をすべて記入できない場合、（独自作成の様式を使用する場合は除き）最も早いものを第6欄に記入し、残りは連続用紙に記入する。
- 07.34** 先行の出願が、国際出願様式第10欄に掲載した商品及びサービスのすべてに関連していない場合、当初の出願が、関連しているこれらの商品及びサービスを第6欄に表示する。複数の異なった日付の当初の出願が表示されている場合は、各出願が関連している商品及びサービスを明示する。
- 規則 14(2)(i) **07.35** 国際事務局は、国際登録の日より6ヶ月以上前の優先権の主張には一切関与せず、このような日付は国際登録簿に記録されない旨を出願人と本国官庁に通報する。しかしながら、パリ条約第4条 C(3)に従い、優先権の主張から6ヶ月の期間の最後の日が、本国官庁の開庁日ではなく国際出願が受け付けられない場合、国際登録日として本国官庁の国際出願受領日が適用されている場合に限り、6ヶ月の期間は、本国官庁の次の最初の開庁日まで延長される。同様に、国際登録日として国際事務局による国際出願受領日、又はこれに続く日が適用される場合に限り、6ヶ月の期間の最後の日が国際事務局の開庁日の

¹ これは、WTO加盟国が、パリ条約第4条に準拠する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）第2条(1)の義務を負っていることによるものである。とはいうものの、マドリッド同盟国であるがWTOに加盟していない国は、WTOの加盟国であるがパリ条約に加盟していない国の出願を基礎とした優先権主張の効果を認める義務はない。しかしながら、本国官庁はその優先権主張を送付することを拒んではならない。そうでなければ、WTOに加盟している指定国は、優先権主張を認める義務を果たすことを妨げられてしまう。

² これはパリ条約第4条 A(2)によるものである。これを根拠に、国際事務局は、欧州連合知的財産庁に出願された欧州連合商標出願に基づく優先権の主張を記録する。

場合は、6 ヶ月の期間が国際事務局の次の最初の開庁日まで延長される（国際登録の日付については、パラグラフ B. II.12.01 から 12.06 参照）。

- 規則 14(2)(i) **07.36** パラグラフ B. II.12.03 から 12.06 で述べたように、欠陥又は遅延があった場合、国際登録簿には、本国官庁が国際出願を受理した日より後の日付が記録されることもある。国際登録簿に記録される日付が、主張していた優先権の発生日よりも 6 ヶ月以上後のものとなった場合、その優先権は失われることになり、また、国際事務局は優先権に関するデータを記録しない。

第 7 欄：標章

- 規則 9(4)(a)(v) **07.37** 標章の複製は、様式の第 7 欄のボックス(a)に提示しなければならない。このような複製は、平面図形（写真を含む）の標章として現わさなければならない。この複製は、基礎出願又は基礎登録の標章と同じでなければならない。特に、基礎登録又は基礎出願の標章が白黒である場合、ボックスの複製も白黒でなければならない。同様に、基礎標章がカラーである場合、このボックスの複製もカラーでなければならない。

07.38 出願様式のこの欄のボックスは、8 cm×8 cm の大きさで、これは国際標章の WIPO 公報における標章の標準的な大きさである。独自作成の様式を使用する場合であっても、標章の複製はボックスに収まるサイズでなければならない。すなわち 8 cm×8 cm を越えてはならない。さらに、パラグラフ B. II.07.43 に従い、標章の複製を二つ提示する場合、複製は両方とも同じページに提示しなければならない。

07.39 標章の複製は、登録・公報・通報のために十分鮮明なものでなければならない。そうでない場合、国際事務局はこの国際出願を欠陥あるものとして処理する。

07.40 標章の複製は、出願人の選択によりかつ本国官庁の指示に従い、タイプでも、印刷でも、貼り付けでも、他のいかなる手段による複製でもよい。公報に使用されるイメージは出願書類からのスキャニングにより作成されるため、願書に提示された標章そのままが公報に掲載されることとなる。例えば、願書に単にタイプされたものは、そのまま公報に掲載される。

- A.I.セクション 9(a) **07.41** 出願をファクシミリで提出する場合には、それと併せて、公式様式のうちの標章が提示された頁の原本を国際事務局に送付しなければならない。新しい出願と間違えやすいため、出願の全体ではなく、該当頁のみを送付する。これには、国際出願が明確に特定されるように、その頁に適切な表示（基礎出願若しくは基礎登録の番号、又は国際出願に付されている官庁の照合番号）が記載されていなければならない。その頁には官庁の署名も必要である。

- A.I.セクション 9(b) 国際事務局は、ファクシミリによって送付された出願を受領しそれを確認した時点で、出願を送付した官庁に対し、標章が記載された頁の原本の送付を要請する。国際事務局は、その原本を受け取るまで、又はファクシミリによる出願を受領してから 1 ヶ月が経過するまでは出願の審査を行わない。これは、標章

が明示された複製がなければ、不適切な箇所があっても国際事務局がそれを明確に特定できないためである。

したがって本国官庁は、出願人に不利益が及ぼされるのを防ぐために、標章が明示された原本を速やかに送付しなければならない（できれば、ファクシミリによって出願が送付された日と同日に送付するのが好ましい）。

特別な種類の標章

07.42 標章が通常のものでない場合（例えば、立体の標章又は音響標章）、ボックス(a)への複製は、基礎出願又は基礎登録で提示した標章と、厳密に一致するものでなければならない。基礎出願又は基礎登録における複製が、例えば、立体標章の透視図、又は音声標章が従来の音符による場合又は言語による記述である場合、第7欄のボックス(a)へ記載するものとする。標章のこの写実的な複製に補足する記述はすべて、第9欄に記載するものとする（パラグラフ B.II.07.53 参照）。標章の非写実的複製（立体標章の見本、音響標章の録音など）については、含んではいけない。

色彩の国際登録

3 条(3)、
規則 9(4)(a)(vii)

07.43 出願人が、標章の識別性ある特徴として、色彩を主張しているが基礎登録又は基礎出願の標章の複製は白黒の場合（例えば、本国官庁が色彩の登録又は公告を提供していなかったため）、白黒の複製をボックス(a)に提示することに加えて、色彩の標章の複製はボックス(b)に提示しなければならない。さもなければ、ボックス(b)は空欄とする。

標準文字 (Standard Characters)

規則 9(4)(a)(vi)

07.44 出願人が、標章が標準文字で表されているものと扱われることを望む場合、ボックス(c)をチェックする。標準文字標章は、数ヶ国で「文字標章」と同様なものとされ、「図形的」標章と対立するものとされている。この宣言は指定した締約国等の官庁や裁判所を法的に拘束するものではなく、当該領域内でこのような宣言が（もしあれば）どのような効果を有するか判断するのは自由である。特に、当該締約国等で使用されている標準的言語で表されるアクセントのような要素が標章に含まれる場合、その標章は標準文字であるとはみなされない。国際事務局は、標準文字に関する宣言を問題とすることはない。

07.45 標章に特殊文字又は図形的要素が含まれている場合、本ボックスにチェックしてはならない。国際事務局は、標準文字に関する宣言を問題にはしないが、出願人は、指定した締約国の官庁がその標章を標準文字とみなさない場合に、例えば、国際登録が二つの標章（標準文字と特殊文字）をカバーすることを理由として、あるいは単純に何に対して保護を求めているか分からないことを理由として、当該官庁が拒絶できることを承知していなければならない。

規則 9(4)(a)(viibis) **07.46** 基礎登録又は基礎出願の対象となっている標章が、色彩自体又は色彩の組み合わせで構成されている場合、その旨該当するボックスにチェックして指摘しなければならない。これは、指定した締約国が、その標章が同国の法律によって認められないために、拒絶することができるということに影響するものではない。

第8欄：色彩に係る主張

3 条(3)、
規則 9(4)(a)(vii)
規則 9(4)(b)(iv)

07.47 基礎出願又は基礎登録における標章の識別性のある特徴として色彩を主張する場合、このような主張は国際出願において該当ボックスにチェックを入れることにより示さなければならず、また、色彩または色彩の組み合わせは言葉で表記しなければならない。基礎出願又は基礎登録において相当する主張がないという事実に関わらず、国際出願において色彩が主張できる。基礎出願または基礎登録にこのような主張がない場合、基礎標章は、国際出願において主張される色彩または色彩の組み合わせによらなければならない。最後に、色彩を主張する場合、出願人は、主張する色彩のそれぞれについて、その色彩で表される標章の主要部分の言語による表示をしてもよい（パラグラフ B. II.07.78 も参照）。

第9欄：その他の表示

(a)音 訳

規則 9(4)(a)(xii) **07.48** 標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字・ローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合、ラテン文字又はアラビア数字への音訳を提出しなければならない。ラテン文字への音訳は、国際出願の言語の発音に従う。

(b)翻 訳

規則 9(4)(b)(iii)
規則 6(4)(b)

07.49 標章が、翻訳可能な言語で構成され又は含む場合、この翻訳を提出できる。翻訳は、英語及び／又はフランス語及び／又はスペイン語であることができる。規則では、翻訳は出願人の選択であり、指定された締約国等の官庁による翻訳の要求よりも優先する。国際事務局は標章の翻訳の正確さはチェックせず、翻訳が無いことを指摘することも、事務局の翻訳を提示することもない。

(c)標章が翻訳できないことの明示

07.50 出願人が、標章に表示されている単語又は語句を翻訳できないと考える（すなわち、それらが造語である）場合、その旨適切なボックスにチェックして明示する。これは、指定された締約国による翻訳の要求又は翻訳不能の確認の要求に先だって予め行うことを意図している。

(d)特殊な標章

規則 9(4)(a)(viii) から(x) **07.51** 標章が立体標章、音響標章、団体標章、証明標章、保証標章である場合、この旨を適切なボックスをチェックすることにより表示する。この表示は基礎登録及び基礎出願において示されている場合のみできる。

07.52 団体標章、証明標章、保証標章の場合、当該標章の使用の規定は国際出願の一部として要求してはならず、国際出願と共に国際事務局へ送付できない。しかしながら、指定された締約国等は、このような規定を満たすよう要求できる。当該締約国等での拒絶を防ぐために、出願人は国際登録の証明書を受理後、当該締約国等の官庁へ必要な書類を直接送付しておけばよい。

(e)標章の記述

規則 9(4)(a)(xi) 規則 9(4)(b)(vi) **07.53** 基礎出願又は基礎登録に標章の記述がある場合、本国官庁が要求するときは、同様の記述を該当欄に記載することができる。またこの記述は、基礎出願又は基礎登録に記述されていることを条件として、ホログラム標章のように様式上にある標章以外の種類の標章（パラグラフ B. II. 07.51 参照）であると示すことができる。基礎出願又は基礎登録の記述が国際出願の言語以外の言語で表記されている場合、この欄は国際出願の言語でなければならない。

07.54 2017 年 11 月 1 日以降、出願人は、基礎出願又は基礎登録において含まれていない標章の記述又はこれとは異なる記述も国際出願に含ませることができる。これにより出願人は、例えば、標準ではない文字による標章の記述を要件とする国など、一部の締約国の要件を満たし、かつ、不必要な暫定的拒絶を避けるために必要な記述を含めることが認められることになる。

(f)標章の称呼

07.55 国際事務局は、（第 7 欄における複製から）その標章に不可欠な称呼を保存する。これは、Madrid Monitor データベースに含まれ、通報及び通信において登録された国際登録の同一性の確認のために使用される。標章が特殊文字又は手書きの場合、国際事務局によって単語又は文字が誤解される危険がある。また、標章が多くの文字で書かれた事項を含んでいる場合（例えば、標章がラベルで構成されている場合）、何を保存すべきかが明確ではない。した

がって、出願人はその標章に不可欠な文字要素を指摘できる。しかし、その指摘は、参考情報であり、法的効力を有するものではない。第7欄で標準文字のボックスにチェックした場合、この指摘をすることはできない。

(g) ディスクレーム

規則 9(4)(b)(v) **07.56** 出願人が、標章のいかなる言語学的要素の保護を求めない場合、適切なボックスにチェックしなければならず、また保護を求めない要素又は諸要素を表示しなければならない。この目的は、指定締約国によるディスクレームを国際登録簿に含めるという要求に先だって予め行うためである。しかし、ディスクレームが国際出願に含まれる場合には、それは国際登録全体に関するものでなければならず、そのディスクレームを一部の締約国に対してのみ行なうことはできない。

07.57 基礎登録又は基礎出願において相当するディスクレームがなされていなくても、構わない。逆に、基礎登録又は基礎出願においてディスクレームされている場合に、国際出願にそれを含める義務はない。一度国際事務局により標章が登録された後は、ディスクレームを行える余地はない。

第10欄：国際登録を求める商品及びサービス

規則 9(4)(a)(xiii) **07.58** 標章の国際登録を求める商品及びサービスの名称が表示されなければならない。これらの商品及びサービスは国際分類の適切な類に分類され、各類の頭には類番号を付し、当該分類の類順に記載されなければならない。商品及びサービスは、なるべく国際分類のアルファベット順のリストにある用語を使用して正確な用語で表記されなければならない。必要ならば、連続用紙を使用し、適切なボックスをチェックする。

07.59 この商品及びサービスは、基礎登録又は基礎出願のものよりも限定することができる。しかし、異なった又は拡大した商品及びサービスを表示することはできない。これは、全く同じ用語を使用しなければならないということではない。すなわち国際出願で使用する用語は、基礎登録又は基礎出願で使用する用語と同等か、又は同じ範囲の中に収まらなければならない。

07.60 本国官庁は、パラグラフB. II.07.78に記載の宣言を行えるように、列挙されている商品及びサービスのすべてが基礎出願又は基礎登録に係る商品及びサービスに包括されていることを確認しなければならない。本国官庁は、また、商品及びサービスが正しく分類及び区分けされていることを確認し、この点に関して国際事務局に欠陥を指摘されることのないようにしなければならない（パラグラフB. II.09.03から09.13参照）。

規則 9(4)(a)(xiii) **07.61** 国際出願は、1又はそれ以上の指定締約国に係わる商品及びサービスの限定を含むことができる。その限定は、第10欄(b)において表示しなければならない。その限定は締約国により異なってもよい。個別手数料が支払われる

指定された締約国に係わる限定は、その手数料額を計算する際に考慮される。対照的に、限定は支払われるべき追加手数料の数には影響を与えない。たとえ限定が全ての指定締約国についてなされたとしても、第 10 欄(a)において表示された商品及びサービスは国際登録簿に含まれ、事後指定の対象とすることができる。

規則 6(4)(a)

07.62 これらの商品及びサービスについて英語、フランス語又はスペイン語へ翻訳したリストを、国際出願に添付することができる。国際事務局はこのような翻訳を正しいものとして受理することに拘束されないが（パラグラフ B. II .16.02 参照）、特に基礎登録又は基礎出願の商品及び役務の表示が英語、フランス語又はスペイン語以外の言語である場合、この翻訳は出願人の意思を反映させたものであることを、事務局に保証する助けとなりうる。

第 11 欄：指定締約国等

規則9(4)(a)(xv)

07.63 出願人が標章を保護したいと希望する国又は機関については、第11欄の適応するボックスをチェックすることにより指定する。独自作成の様式を使用する場合は、指定締約国等の名称を記入する。

07.64 公式様式のボックスにない締約国等の名称は、様式が印刷された後に協定又は議定書に批准又は加入しているものであるが、批准又は加入が効力を有するものとなったことを条件に、記入することができる。

07.65 指定された国又は機関が関連する条約に批准又は加入したが、その批准又は加入が発効していない場合には、本国官庁はその指定を取消し、出願人にその旨を通報することができる。あるいは、本国官庁は出願人に対し、指定の取消しを希望するか、又は申請を保留して問題の批准又は加入が発行する日に申請が受理されたものとみなすことを希望するかを問い合わせることができる。

07.66 官庁が本国官庁である締約国等と同じ条約（協定又は議定書）に加盟している国又は機関のみが指定される。出願人の指定した国又は機関が、

- 議定書のみ加盟しており、本国官庁の国が協定のみ加盟している場合、
- 協定のみ加盟しており、本国官庁の国が議定書のみ加盟している場合、又は、
- 協定にも議定書にも加盟していない場合、

国際事務局は指定を無視し、かつ、出願人にその旨を通報する。

第二言語の表示（欧州連合を指定した場合）

規則9(5)(g)(ii) **07.67** 欧州連合が国際出願において指定される場合、出願人は、出願自体の言語に加えて、当該締約国際機関の官庁における第二作業言語を表示しなければならない。この第二言語の表示は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の（5つの）公用語、すなわち、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、又はスペイン語のうちの1の言語を選択しなければならない。欧州連合を事後指定した場合については、パラグラフB.Ⅱ 37.09を参照。

07.68 この第二言語は、EUIPOにおいて第三者が異議及び取消しを申し立てる場合の言語としてのみ供される。

07.69 欧州連合が指定され、第二言語が表示されていない又はその表示が不正確である場合、これにより、国際事務局が、国際登録の進めること及びEUIPOにその旨通報することは妨げられない。しかしながら、そのような場合には、EUIPOにより当該理由に基づく暫定的拒絶の通報がなされ、名義人は、EUIPOに対して直接、当該理由を解消するよう手続しなければならない。

優先順位（Seniority）の主張（欧州連合を指定した場合）

規則9(5)(g)(i) **07.70** 欧州連合商標制度において、先行する標章により包含される商品又はサービスに関して、EUIPOと同一の標章について登録出願を行っている欧州連合の加盟国において既に登録されている標章の所有者は、関連する加盟国について、先行する標章の優先順位（seniority）を主張することができる。そのような優先順位（seniority）の主張は、欧州連合商標の所有者が先行する標章を放棄し又はその消滅を認める場合、先行する標章が登録され続けているものと仮定され、それと同一の権利を持ち続けているものとみなされる効果を有する。

A.I.セクション4 **07.71** 議定書の下で、欧州連合の指定に関して、優先順位（seniority）の主張を行いたい出願人は、国際出願様式に添付されている、別個の公式様式（M M17）において以下の内容を表示することを求められる。

- 先行する標章が登録されている各加盟国、
- 関連する登録が発効した日付、
- 関連する登録の数、及び、
- その先行する標章が登録されている商品及びサービス

07.72 国際事務局による優先順位（seniority）の主張の取扱い及びそのような主張（撤回、拒絶又は取消し）に関してなされるさまざまな運用については、パラグラフ B.Ⅱ.101.01 から 101.04 参照。

標章を使用する意思の宣言書

規則 9(5)(f) **07.73** 議定書に基づいて指定された締約国が、第 7 規則(2)に基づいて、別個の様式で標章を使用する意思の宣言書を要求する旨を WIPO 事務局長に通報している場合には、当該宣誓書が国際出願に添付されるものとする。宣言書の言語又は署名に関する締約国の付加的要件には従わなければならない。特に、宣言は出願人自身で署名するよう、締約国から要求することができる。

07.74 締約国等が第 7 規則(2)に基づいて標章を使用する意思の宣言を要求しているが、別個の様式でその宣言を要求していない場合には、特段の処置は不要である。国際出願の注釈で指摘した通り、このような締約国等を指定することにより、出願人は、本人又は本人の同意により当該標章を国際出願に係る商品及びサービスについて当該締約国において使用する意思があることを宣言することができる。

第 12 欄：出願人又は代理人の署名

規則 9(2)(b) **07.75** 本国官庁は、出願人又はその代理人に国際出願に署名することを要求又は許可することができる。国際事務局は、第 12 欄に署名がないことを問題とすることはない。

A.I.セクション 7 **07.76** 出願人又はその代理人による署名はすべて、印章の押印により代
A.I.セクション 11(a)(ii) ることができる。この場合、押印した自然人の氏名の活字による表示は必要と
されない。電子的方法による通信に関しては、署名は、国際事務局により決め
られた表示方法に代えることができる。

第 13 欄：本国官庁による証明及び署名

規則 9(2)(b)、
規則 9(5)(d)(i) **07.77** 本国官庁は、国際出願へ署名し、国際出願の願書を受理した日付（又は出願を受理したとみなされる日付（パラグラフ B. II.08.02 及び 08.04 参照））を証明しなければならない。当該日付は国際登録の日となることから、重要である。（パラグラフ B. II.12.01 参照）本国官庁はまた、国際出願と基礎登録又は基礎出願との関係に関わる一定の事実も証明しなければならない。

07.78 出願様式第 13 欄に書かれた本国官庁の宣言書は、以下の事項について証明しなければならない。

規則 9(5)(d)(ii)
規則 8 (a) 国際登録の出願人は、第 5 欄に記載されている基礎登録の名義人又は基礎出願の出願人と同一であること。複数の出願人が共同で国際出願を提出している場合には、それらすべての出願人は、基礎登録の共同名義人又は基礎出願の共同出願人でなければならない。

規則 9(5)(d)(iv) (b) 第7欄に示されている標章は、第5欄に記載されている基礎登録又は出願に係る標章と同一であること。(出願段階又は登録後に) 本国官庁が標章の変更を承認する場合には、官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願の対象となる標章が基礎登録又は出願と同じであれば、この宣言を行うことができる。

規則 9(4)(a) (c) 国際出願に下記のいずれかが表示されている場合には、基礎登録又は出願にも同じことが表示されていること。
(viibis)から(xi)、
(5)(d)(iii)

- 標章が色彩又は色彩の組み合わせのみからなることの表示；
- 標章が立体標章、音響標章、又は団体標章、証明標章若しくは保証標章であることの表示；
- 標章の説明文（ただし、国際出願に記載される説明文は、すべて国際出願の言語によらなければならない）；

規則 9(5)(d)(v) (d) 基礎出願又は基礎登録において色彩が識別性ある特徴として主張されている場合には、同じ主張が国際出願にも含まれる。あるいは色彩が識別性ある特徴として、基礎出願又は基礎登録で主張されることなしに、国際出願で主張されている場合には、基礎出願又は基礎登録における標章は、実際には、主張されている色彩又はそれらの色彩の組み合わせである。

規則 9(5)(d)(vi) (e) 官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願に表示されている商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの一覧表に包含されていること。すなわち、国際出願に記載されている各商品及びサービスが基礎登録又は出願に係る商品及びサービスのそれぞれと一致するか、又は基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの表示に含まれるものでなければならない。当然、国際出願における商品及びサービスの一覧表は、基礎登録又は出願に係る商品及びサービスの一覧表よりも範囲が狭くてもよい。

規則 9(5)(e) **07.79** 国際出願が二つ以上の基礎出願及び／又は登録に基づく場合には、パラグラフ B. II. 07.78 中(a)、(b)、(c)及び(d)の内容がそれぞれの基礎出願及び／又は登録について満たされている場合に限って、この宣言を行うことができる。(e)の内容については、基礎出願及び／又は基礎登録に係る商品及びサービスを合わせたものが、国際出願に記載されている商品及びサービスを包含する場合に、本国官庁はこの宣言を行うことができる。

規則 9(2)(b)
A.I.セクション 7

07.80 国際出願は、本国官庁によって署名されなければならない。署名は手書き、印刷又はスタンプによっても可能であるし、印章に代えることができる。後者の場合、押印する自然人の氏名の活字による表示は必要とされない。国際事務局は、実際に署名がなされているかどうかのみを検査し、署名の真偽は確認しない。様式の署名欄に記載があれば、署名の要件は満たすものとする。署名欄が空欄の場合に限り、欠陥とすべきである。出願が電子的手段により国際事務局に送信される場合、署名は国際事務局と合意された表示方法に代えることができる。

07.81 パラグラフ B. II. 07.78 に記載の本国官庁により署名される宣言は公式様式に印刷されている。本国官庁は、この様式に署名することにより、宣言が真実であることを確認したものと見なされる。例えば、国際出願に、宣言書には包含されているが基礎登録又は基礎出願には表記されていない記述、若しくは表示がある場合、又は基礎登録若しくは出願に包含されていない商品及びサービスが国際出願に含まれている場合は、本国官庁は署名できない。官庁は、出願人に対し不一致点の補正を要求しなければならない（例えば、主張、その他の表示を削除させる、又は、商品及びサービスの範囲をもっと限定して、基礎登録又は出願に示されている商品及びサービスの一覧の範囲に納まるようにする）。それが補正されるまでは、出願を国際事務局に提出することはできない。

07.82 本国官庁は、その責任を負うべきいかなる欠陥も避けるため、必要な範囲内において、様式の内容をチェックしなければならない（パラグラフ B. II. 09.18 及び 09.19 参照）。しかしながら、国際登録の日に影響を及ぼす可能性があるため、そのような審査により、国際事務局への国際出願の提出を不当に遅らすべきではない（パラグラフ B. II. 12.02 参照）。

手数料計算表

以下のパラグラフは、パラグラフ B. I. 08.01 から 08.14 における、国際事務局への手数料の支払の一般的注意事項と共に読まれるべきである。

規則 9(4)(a)(xiv) **07.83** 公式様式の手数料計算表に表示されるべき事項。

- 国際事務局に開設された口座より必要額を引き落とす委任と、指示を行う者の特定；又は、
- 支払われる手数料総額、支払方法、支払う者の特定

支払うべき手数料

07.84 国際出願に関連して支払われるべき手数料は、基本手数料、指定された締約国等に基づく 1 又はそれ以上の付加手数料又は個別手数料、及び場合により関連する商品とサービスの類の数に基づく 1 又はそれ以上の追加手数料である。

8 条(2) **07.85** 協定第 8 条(2)及び議定書第 8 条(2)において、国際出願に関する支払われるべき手数料は、以下の通り規定されている。

- － 基本手数料；
- － 指定締約国毎の付加手数料；
- － 3 区分を超えた場合の商品とサービスの類ごとの追加手数料。

P8 条(7) **07.86** 議定書第 8 条(7)は、加盟国は追加手数料及び付加手数料から得られた収入の割り当ての代わりに個別手数料を受領したい旨を宣言することができる旨、規定する。それにもかかわらず、第 9 条の 6 (1)(b)は、協定及び議定書の両方に加盟している締約国間の相互関係において、第 8 条(7)に基づいて行われる宣言を無効としている。言い換えると、宣言をした指定締約国が協定及び議定書の両方の加盟国であって、その官庁が本国官庁である締約国もまた両方の条約の加盟国であるときは、第 9 条の 6 (1)(b) (パラグラフ A.04.21 参照) にしたがって、個別手数料ではなく、追加手数料及び付加手数料を支払う。

規則 34(3) **07.87** 個別手数料を要求する締約国は、1 回目を国際出願の提出時に、2 回目を当該締約国の法律に従って決められる後日の 2 回に分けて支払を要求することができる。実際のところ、2 回目分は当該官庁がその標章が保護される資格を有していることに納得した時に支払われることになっている。換言すると、個別手数料の 2 回目分の支払は、国内出願の場合の登録手数料の支払のようなものである。国際出願を提出する段階で、この要求の唯一の実際効果は、支払額が個別手数料の 1 回目分に相当する額で済むということである。国際事務局の通報に記載されている期間内に名義人が個別手数料の 2 回目分を支払わないと、国際事務局は国際登録簿の当該締約国に関する国際登録を取り消し、名義人及び締約国にその旨を通知する。

規則 5 の 2

07.87bis 出願人は、個別手数料の 2 回目分の支払期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、不足分の手数料及び処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06bis.01 から 05 を参照。

07.88 要約すると、国際出願に関連する支払手数料は次のようになる。:

- － 基本手数料；
- － 関連した宣言（パラグラフ B.II.07.86 参照）をし、議定書に基づく指定をした締約国に関しては、その指定締約国が協定で（も）拘束される国であり、かつ本国官庁が協定で（も）拘束される国の官庁である場合を除いて（このような指定には付加手数料を支払わなければならない）、それぞれに対しての個別手数料；
- － 個別手数料の支払を要求しない指定締約国ごとの付加手数料；
- － 3 区分を超えた商品及びサービスの類ごとの追加手数料；しかし、指定した締約国等がすべて個別手数料の支払を要求する締約国等である場合、追加手数料は請求されない。

07.89 基本手数料、追加手数料及び付加手数料の金額は、料金表に規定されている。基本手数料の金額は、標章が色彩であるかどうかによるものであり、標章の複製、又は複製の一つ（パラグラフ B.II.07.43 参照）が、色彩である場合、手数料が高くなる点について注意しておく必要がある。最新の個別手数料の額は、WIPO のウェブサイトのマドリッドシステム専用の見出しの下（www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp）において利用可能である。同サイトにおいて、締約国の指定及び商品並びにサービスの区分の考え得る全ての組み合わせに対応する手数料計算機（特定の締約国に関する限定を含む）を利用することもできる。

後発発展途上国(LDC)からの出願の手数料減額

07.90 後発発展途上国（国際連合により作成された一覧表による）に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所または住所を持つか、または後発発展途上国の国民である出願人であって、このような国の商標官庁を通じて（本国官庁として）国際出願を提出する出願人は、基本手数料の 10 パーセントのみの支払を求められるものとする。これは料金表に反映されており、また、すでにマドリッドシステム・ウェブサイトの手数料計算機（www.wipo.int/madriod/en/fees/calculator.jsp）に組み込まれている。

07.91 後発発展途上国の一覧表は国際連合により定期的に維持・更新されており、www.un.org/の国際連合ウェブサイトで閲覧できる。この一覧表は、WIPO ウェブサイト(www.wipo.int/ldcs/en/country)において閲覧できる。

国際事務局の口座からの引き落としによる支払

07.92 国際事務局に開設した口座からの要求された金額の引き落としは、手数料計算表のパート(a)にあるボックスをチェックし、さらに、口座の名義人、口座番号、引き落としの当事者を指定する。この支払方法を採用すると、請求する額を指摘する必要はなく、事実、この支払方法の有益さの一つとして、出願人又はその代理人が計算した手数料が誤りであった場合、手続違背のリスクを避けることができる点が挙げられる。とはいえ、国際事務局の口座より特定額の支払を指示することもできる。この場合、支払総額は、手数料計算表のパート(b)に記すものとし、国際事務局の口座よりその額を請求する指示については、当該表の同じくパート(b)に記す。

国際事務局の口座からの引き落とし以外の別段の支払

07.93 支払総額は、手数料計算表のパート(b)の該当するボックスに指示しなければならない。さらに、総計が誤りであった場合に国際事務局が誤りを識別できるように、総額とできれば支払手数料の番号を手数料計算表の所定の欄に提示する。

07.94 支払を行う当事者（出願人、代理人又は本国官庁）の識別は、手数料計算表のパート(c)の所定欄に提示する。国際事務局が、支払が不足していると判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通報を行うのはこの支払を行う当事者であるため、誰が手数料を支払うのか識別できることが重要である。

07.95 本国官庁を通じて手数料が支払われない場合には、本国官庁は、出願人に対し、国際事務局に規定額の手数料が支払われなければ国際登録ができないという注意を促すものとする。本国官庁は、支払がなされたか否かを点検する必要はないが、そうすることが必要であると判断した場合には、例えば、国際出願を国際事務局へ提出する前に国際事務局が発行した受領証の提示を要請することによって、手数料が支払われたことを確認することができる。

07.96 手数料の支払方法（パラグラフ B. I .08.05 参照）は、手数料計算表のパート(c)にある該当するボックスをチェックすることにより指定する。

国際出願の時期尚早な申請

08.01 協定に基づく場合、国際出願は本国官庁の登録簿に記録された登録標章のみをその基礎とすることができる。国際出願の基礎となる標章が記録される前に、(独占的に又は部分的に)協定が適用される国際出願の申請をその官庁が受け取った場合、その官庁はこの出願を時期尚早であるとみなす。よって、次のように処理する。

規則 11(1)(a) **08.02** 国際出願が協定のみが適用される場合、基礎標章が登録されるまでは、指定されたいかなる国に対してもその手続を進めることはできない。よって本国官庁は、基礎標章を登録するまで国際出願を保留とする。その出願は、*基礎標章が実際に本国官庁の登録簿に記録された日に*、受理されたものとみなされる。協定に基づく場合、このような運用は頻繁にある。官庁が比較的速く領域内における出願の保護を登録する国、又は法律により出願人の国内登録を基礎とした国際出願の提出手続を推進している国では、出願人は、本国官庁へ基礎登録のための出願と、基礎標章が登録されたらすぐに国際事務局へ国際出願を提出するという旨の申請を同日に行うと都合の良いことがよくある。

規則11(1)(b)
規則11(1)(c) **08.03** 国際出願が協定と議定書の両方が適用される場合、出願は、議定書に基づいて行われる指定に関する限り時期尚早ではない。よって本国官庁は、協定が適用されるこれらの指定を削除し、国際出願を議定書のみが適用される出願として手続を行うことを認めるよう要求される。*出願を協定と議定書の両方が適用される出願として扱うよう、出願人が明確に請求する場合はこの限りではない。*後者の場合、基礎標章が登録されたら直ちに国際出願を進めることができる (したがって、前述に記述されているように取り扱われる。)

08.04 協定に基づいて行われた指定が削除された場合、議定書に基づいて指定されたこれら締約国等のための国際登録の日付は、本国官庁が国際出願を受理した日付となる (国際事務局が、国際出願を、又は国際登録の日付に影響のあるあらゆる欠陥に関する事項を、国際出願の日から 2 ヶ月以内に受理することを条件とする。)(協定に基づく) 指定が削除されたこれらの国々は、基礎標章が登録されたら直ちに、第 24 規則に基づく事後の指定の対象となりうる。事後の指定の有効日に関する第 24 規則(6)が適用される。一方、出願人が、出願は協定と議定書に基づくものとして扱われることを明確に要求した場合、本国官庁は、基礎標章が登録されるまでこの出願を保留とし、すべての指定の有効日は、基礎標章を実際に本国の登録簿に登録した日となる (国際事務局が、国際出願を、又は、国際登録の日付に影響のあるあらゆる欠陥に関する事項を、国際出願の日から 2 ヶ月以内に受理することを条件とする。)(

08.05 協定が適用される指定と議定書が適用される指定の両者を含む国際出願を希望する者は、基礎標章が本国官庁にまだ登録されていない場合には、本国官庁に国際出願の申請を提出する前に、これら二つの方法について長所と短所を考えあわせなければならない。

08.06 国際出願において、出願又は登録が前提となっている場合はすべてパラグラフ B.II.08.01 から 08.05 が適用される。協定が（独占的又は部分的）適用される国際出願の場合、その（又はそれぞれの）出願が登録されるまで手続は進められることはない。あるいは出願人は出願及び関連する商品やサービスへの言及を削除することを決定できる。

08.07 議定書のみが適用される国際出願の場合、このような問題が起きることはない。

国際出願の欠陥

09.01 国際事務局は、提出された国際出願に欠陥があると判断する場合は常に、その旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。欠陥の是正の責任は本国官庁にあるのか出願人にあるのかは、その内容次第である。

09.02 欠陥には三つの種類があり、異なった規則による是正の方法がある。それは、

- 商品及びサービスの分類に関する欠陥；
- 商品及びサービスの表示に関する欠陥；
- その他の欠陥。

商品及びサービスの分類に関する欠陥

09.03 国際出願に記載された商品及びサービスの分類及び区分けに対する責任は、最終的には国際事務局にあり、国際事務局は、本国官庁との意見の不一致を解決するよう試みなければならない。その過程で、国際事務局は、出願人に適切な情報を提供し、本国官庁との調整を図る。

- 規則 12(1)(a)
A4 条(1)
P4 条(1)(b)
- 09.04** 国際事務局が、商品及びサービスが適切な区分に分類されていないと判断する場合、又は類番号を付していないと判断する場合、又は類番号が誤りであると判断する場合、独自の提案を行い、本国官庁へ通報を行い、その写しを出願人へ送る。特定の商品及びサービスが1以上の区分に分類される可能性があり、1の適切な区分のみが表示されている場合、国際事務局は、欠陥とはみなさない。その商品又はサービスがその一つの区分のみに言及されているものと推定される。しかしながら、このような解釈は、指定締約国等を、標章の保護の範囲を決定することについて、拘束するものではない。
- 規則 12(1)(b)
- 09.05** また、通報には、もしあれば分類や区分けに関する補正の提案の結果、支払うべき金額が提示される。国際出願で表示した商品及びサービスが、国際出願で表示する国際分類の区分の数より多い区分に属すると国際事務局が判断した場合、追加した区分の分として追加の追加手数料及び／又は個別手数料が支払われなければならない。さらに商品及びサービスの区分け、及び間違っていた区分の再分類に当たった国際事務局への手数料(料金表第4項に明記されている。)も支払われなければならない。しかし、この項に基づく総額が、料金表の最低額(現在 150 スイスフラン)より少ない場合、その額を支払う必要はない。
- 09.06** この通報に従った手続は、全面的に国際事務局及び本国官庁の責任である。出願人は、与えられた情報により本国官庁に問い合わせることができる。しかしながら、国際事務局は、出願人から提案や意見を直接受けることはできない。
- 規則 12(2)
- 09.07** 本国官庁は、この提案の通報の日から3ヶ月以内に、提案された類及び分類について国際事務局へ意見を述べることができる。出願人は国際事務局から伝えられた情報に基づいて本国官庁へ問い合わせをしたり、本国官庁から意見を求められたりできるから、国際事務局への意見は出願人の意見と同じであったり、出願人の意見に基づくものであったりする。しかし本国官庁は、提案に対して意見を述べる義務はない。
- 規則 12(3)
- 09.08** 提案の通報の日から2ヶ月以内に、本国官庁が提案に対して意見を提出しない場合、国際事務局は本国官庁と出願人の両方に提案を繰り返す催告を送付する。この催告の送付は、前述パラグラフにいう3ヶ月の期間に影響を与えない。
- 規則 12(4)から(6)
規則 12(7)(c)
- 09.09** 本国官庁が国際事務局の提案に対して意見を述べる場合、国際事務局はこの意見を考慮し、提案を取り下げるか修正するか追認するかを判断する。その後、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。国際事務局が提案の修正を決定した場合、その旨の通報には、支払わなければならない手数料すべての総額の変更も表示する。国際事務局が提案を取り下げる場合、事前に請求された追加の金額はすべて支払わなくてもよい。既に支払ってある場合は、支払った当事者に返還する。

規則 12(7)(a)
及び(b)

09.10 再分類が提案された後、必要となる追加手数料は、次の期間内にすべて支払わなければならない。:

- 本国官庁が国際事務局の提案に対して意見を通報していない場合、かかる提案の通報から 4 ヶ月以内；又は
- 本国官庁が意見を通報した場合、国際事務局がかかる提案を修正するか又は追認するかを決定を通報した日から 3 ヶ月以内。

所定の期間内にこれらの手数料が支払われない場合、国際出願は放棄されたものとみなされる。この場合、国際事務局はその旨を本国官庁に通報し、かつ出願人に通報する。出願人が追加分の個別手数料又は追加手数料を支払う代わりに、国際出願から 1 又は複数の区分を取り下げることを選択するときは、このような決定は本国官庁が国際事務局へ通報する。

09.11 これは、出願人は通常何もしなくてもよいということではない。追加の手数料を支払うことになり、最初の通報から 2 ヶ月後に（出願人には通報されている。）、出願人が国際事務局の催告を受け取った場合、本国官庁に問い合わせ、国際事務局の提案に対して意見を述べる意思があるかどうか確かめるものとする。また、出願人は、国際事務局が、追加の手数料の支払又は複数の区分（又はその組み合わせ）を取り下げる指示を、かかる期間の終了前に受け取ったかどうか確認する。本国官庁が手数料を徴収し、国際事務局へ送金することに同意している場合であっても、状況次第では、国際事務局へ直接金額を支払う方が望ましい。

規則 12(8)

09.12 追加手数料が支払われないために、国際出願が放棄されるものとみなされた場合、国際事務局は、国際出願のために既に支払われた手数料を、手数料を支払った当事者へ、白黒標章の登録に関する料金表に基づいて負担される基本手数料の半額に当たる手数料を差し引いた後、返還する。

規則 12(8bis)

09.13 国際出願に、1 以上の指定締約国に関する商品及びサービスの指定についての限定が含まれる場合（パラグラフ B. II.07.59 から 07.61 参照）、国際事務局は、商品及びサービスが、商品及びサービスの国際分類に従って正しく分類及び区分けされていることを確保するために、上記の審査手続（パラグラフ B. II.09.04 から 09.09）を適用し、この限定について審査する。ただし、国際事務局は、当該商品及びサービスがメインリストの範囲に含まれるか否かについては、指定締約国の官庁が判断すべきであることから、これを審査しない。国際事務局は、国際出願（又はパラグラフ B. II.09.04 から 09.09 に基づき本国官庁への通報に従って変更した後の国際出願）における指定の限定に含められた商品及びサービスを区分けできない場合、欠陥通報を出す。当該通報が欠陥通報の日から 3 ヶ月以内には是正されない場合には、限定は当該商品及びサービスを含まないものとみなされる。

- 規則 12(9) **09.13bis** 国際事務局は、商品及びサービスの分類及び区分けについて提案を行う場合、本国官庁からこの提案について意見が通報されたか否かにかかわらず、当該標章を自身が正しいと判断する分類及び区分けで登録する。

商品及びサービスの表示に関する欠陥

- 規則 13(1) **09.14** 国際事務局が、商品及びサービスの表示に使用された用語が、分類の適用上、曖昧過ぎる、不可解である、言語として誤りであると判断する場合、その旨を本国官庁に通報し、かつ同時に出願人に通報する。用語の代替案又は用語の削除を表示することができる。
- 規則 13(2)(a) **09.15** 本国官庁は、通報から 3 ヶ月以内に、欠陥の是正を提案することができる。出願人は本国官庁に意見を伝えることができ、又は、本国官庁は出願人の意見を要求することができる。国際事務局は、本国官庁の提案が受理できる場合、又は本国官庁が国際事務局の提案を受け入れることに同意する場合は、しかるべく用語を変更する。本国官庁の提案が、商品及びサービスの分類に関して受理できるものであるが、欠陥を有するものである場合、前述（パラグラフ B. II. 09.03 から 09.13 参照）の手続が適用される。
- 規則 13(2)(b) **09.16** 所定の期間内に国際事務局が受理できる提案を提出できない場合、二つの方法がある。本国官庁が、用語を分類すべきであると考える類を特定したならば、国際事務局は、国際出願に表示された用語と同じものを国際登録の中に含ませる。しかし国際登録は、国際事務局の意見として、場合によってはその用語が分類のためには曖昧過ぎる、又は不可解である、又は言語的に誤りである旨の表示を含むものとする。しかし類を特定しなかったならば、国際事務局は用語を削除し、しかるべく本国官庁へ通報し、かつ出願人へ通報する。

その他の欠陥

- 09.17** 一定の欠陥については、出願人ではなく、本国官庁が是正することができる。他にも規則で、本国官庁又は出願人が欠陥を修正できるように定める。

本国官庁が是正すべき欠陥

- 規則 11(4) **09.18** 通報後 3 ヶ月以内に本国官庁が是正すべき欠陥が多くある。是正されない場合、国際出願は放棄されるものとみなされ、本国官庁にはその旨通報される。出願人にも同じように通報される。
- 規則 11(4)(a) **09.19** 本国官庁は、以下のような欠陥が認められる国際出願を国際事務局に提出すべきでないため、そのような欠陥は本国官庁が責任をもって是正する。

(a) 正しい公式様式によって作成されていない出願、タイプ若しくは印刷がされていない出願、又は本国官庁の署名がない出願；

(b) ファクシミリによって国際事務局に出願を提出した場合に、標章を明示した頁の原本が国際事務局で受領されていない場合（パラグラフB.I.02.01参照）；

(c) 国際出願を提出するための出願人の資格に関する欠陥；例えば、国際出願に記載された情報からは、協定第1条(3)又は場合に応じて議定書第2条(1)に定められている、出願に関与する本国官庁に関する条件（パラグラフB.II.02.02及び02.03参照）を出願人が満たしていない；例えば、出願人が本国官庁を官庁とする締約国の領域内に営業所又は住所を有している则表示している（第3欄(a)）が、一方、（第2欄(b)に示されている）住所はその領域内になく、第3欄(b)に住所が記載されていない場合（パラグラフB.II.07.20参照）、又はそこに示されている住所も当該締約国の領域内にない場合、又は出願人の住所はその領域内にあるが、出願人の資格が営業所又は住所のいずれかに基づいているのかを表示していない場合；

(d) 国際事務局が受理した出願に下記のいずれかの事欄が記入されていない場合：

- 出願人の特定及び出願人又は代理人の連絡先に関する記述；
- 本国官庁と出願人の関係に関する記述（パラグラフB.II.07.17から07.21参照）；
- 基礎登録又は出願の日付と番号；
- 標章の複製；
- 標章の登録の対象となる商品及びサービスの一覧表；
- 指定締約国の表示；
- 本国官庁による宣言（パラグラフB.II.07.78参照）。

したがって、国際事務局は、上記いずれかの点において国際出願に欠陥があると認めた場合には、本国官庁にその旨を通報すると同時に出願人にもそれを通報する。

09.20 これらの欠陥のいくつかは、本国官庁に直接関係した事柄である。その他、例えば、国際事務局が、国際出願を行う出願人の資格に関して欠陥があると判断する場合、出願人との相談が必要である（パラグラフ B.II.07.19 及び 07.20 参照）。

本国官庁又は出願人が是正することができる欠陥

規則 11(3) **09.21** この規則では手数料についてのみ定めてあり、国際出願の手数料が本国官庁を通じて支払われた場合についてのみ対象となる。このような場合、国際事務局が受け取った手数料額が請求金額より少ない場合、不足する額を指摘して、その旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。通常、本国官庁は出願人に必要な支払を処理するよう任せる（国際事務局へ直接支払う、又は再び本国官庁を通じて支払う）。代わりに本国官庁が不足分を支払い、出願人と額を清算して処理することもできる。不足額が、通報の日から後 3 ヶ月以内に支払われない場合、国際出願は放棄されたものと判断され、国際事務局はその旨を本国官庁と出願人の両方に通報する。

規則 5 の 2 **09.21bis** 出願人は、不足分の 3 ヶ月の支払期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、不足分の手数料及び処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06bis.01 から 05 を参照。

出願人が是正すべき欠陥

規則 11(2)(a) **09.22** 本国官庁により、又は本国官庁又は出願人により、是正されるべきであるとしてあげた事柄以外に欠陥があると国際事務局が判断した場合、そのような欠陥は出願人が是正しなければならない。このような場合、国際事務局は出願人に通報し、さらに本国官庁にも通報する。このような欠陥には、例えば次のようなものがある。

— 出願人又は代理人について与えられた情報が、全ての要求事項を満たしていないが、国際事務局が出願人を特定し、代理人と連絡を取るのに十分な情報の条件を満たしている場合：例えばあて先が不十分である、必要な音訳がない等。；

— 優先権に関する表示指定が不十分である。例えば、先の出願日の日付がない。；

— 標章の複製が十分に鮮明でない。；

— 国際出願に色彩に係る主張があるが、様式の第 7 欄に、標章の色彩付の複製がない。；

— 標章がラテン文字以外の文字、若しくはアラビア数字以外の数字で構成されている、又は含まれているにもかかわらず、国際出願に音訳がない。；

— 出願人又はその代理人が国際事務局へ直接支払った手数料の金額が不十分である。；

- － 国際事務局が口座からの引き落としのために手数料支払の指示を行ったが、必要額が口座から引き出せない。；
- － 手数料が全く支払われていない。

規則 11(2)(b) **9.23** そのようななどの欠陥も、国際事務局によって送付された欠陥の通報の日から 3 ヶ月以内に出願人によって是正されるべきである。所定の期間内に優先権の主張に関する欠陥が是正されない場合、優先権の主張は国際登録簿に記録されないこととなる。他のどのような場合でも、国際出願が規則の要件を満たさないときは、許される期間内にその欠陥が是正されないと国際出願は取り下げられたものとみなされ、国際事務局はその旨を出願人と本国官庁に通報する。

規則 5 の 2 **09.23 bis** 出願人は、3 ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06 bis.01 から 05 を参照。

規則 11(5) **09.24** 欠陥の是正がなされず、国際出願が放棄されることになった場合、国際事務局は、白黒で登録するための基本手数料の半額に等しい額を差し引いた後、支払われた手数料を返還する。

09.25 国際出願が指定できない締約国等を指定している場合（例えば、その締約国等が議定書のための加盟国であり、本国官庁が協定のみ加盟している締約国である場合、又は、出願人が、その官庁が本国官庁である締約国等を指定しようとした場合（自国を指定））、国際事務局は指定を無視し、その旨を本国官庁に通報する。

使用の意思の宣言書に関する欠陥

規則 11(6)(a) **09.26** 議定書に基づいて指定された締約国が、*国際出願に添付される別個の様式*の用紙に明示され、出願人の署名が付された標章を使用する意思の宣言書を要求するものであり、国際事務局がその宣言書に欠陥があること、又はその宣言書が該当する要件を満たしていないことを認めた場合には、国際事務局は、出願人及び本国官庁に対し直ちにその旨を通報する。本国官庁が国際出願の申請書を受領した日から 2 ヶ月以内に、国際事務局が欠陥の箇所又は是正された宣言書を受領した場合には、宣言書は滞りなく提出されたものとして扱われ、欠陥によって国際登録の日に影響が及ぼされることはない。

規則 11(6)(b)

- 規則11(6)(c) **09.27** ただし、その期間中に欠陥の箇所又は是正された宣言書が受理されない場合には、問題の締約国の指定がなされなかったとみなされる。国際事務局は出願人と本国官庁の両方に対してその旨を通報し、締約国の指定に関して支払われた手数料を返金する。また、国際事務局は、問題の指定が要求されている使用の意思の宣言に伴うものであれば、事後指定として有効であることを示唆する。

登録、通報及び公表

- 規則 14(1) **10.01** 国際事務局は、国際出願が適切な条件を満たしていると判断した場合、国際登録簿に標章を登録する。また、国際登録の指定締約国等の官庁に通報し、かつ本国官庁にも通報し、名義人に証明書を送付する。しかし、本国官庁がそのように希望し、国際事務局にその旨を連絡した場合、証明書は本国官庁を経由して名義人に送付される。国際登録の証明書通報であるとはみなされず、出願人が、パラグラフ B.II.07.14 にいう意思を表明していた場合でも、常時、国際出願の言語を用いる。手数料の支払いにあたって、国際登録証明書の認証謄本が請求される場合がある。

- 規則 32(1)(a)(i) **10.02** 国際登録は公報で公表される。公報には、Madrid Monitor からアクセスすることができる (www.wipo.int/madrid/monitor/en)。

国際登録

国際登録の効果

- 3 条の 2
及び 3 条の 3 **11.01** 国際登録の効果は、国際出願において出願人が明確に指定した締約国等へも拡張する。
- 4 条(1) **11.02** 国際登録の日以降、各指定締約国等における標章の保護は、かかる締約国等の官庁に直接出願又は保護を求めていた標章と同じ扱いである。所定期間内に国際事務局に拒絶が通報されない場合、通報された拒絶が拒絶とみなされない場合、又はその後撤回された場合、関係する締約国等における標章の保護は、国際登録の日以降、かかる締約国等の官庁に登録していた標章と同じ扱いになる。

国際登録の日付

- 3 条(4) **12.01** 国際出願の結果登録された国際登録には、規則通り、本国官庁が国際出願を受理した日付（又は、時期尚早の国際出願の場合は、受理したものと同みなされた日付、パラグラフ B.II.08.01 から 08.04 参照）が当てられる。

12.02 しかしながら、国際出願を本国官庁が受理した（又は、受理したとみなされる）日から2ヶ月以内に国際事務局が受理しない場合、その代わりとして、国際登録簿には、実際に国際事務局が出願を受理した日付が記録される。しかしながら、郵便又は配達における欠陥から受け取りが遅れる結果となった場合（パラグラフ B. I .06.01 から 06.03 参照）、国際登録簿には、本国官庁が国際出願を受理した、又は受理したとみなされる日付が記録される。

欠陥：特別な場合の日付

規則 15(1) **12.03** 国際登録の日付は、次のような重要な要素が国際出願から欠けている場合に影響を受けることがある。

- 出願人の特定ができ、出願人又はその代理人と連絡を取るのに十分な表示；
- 指定締約国等；
- 標章の複製；
- 標章の登録を求める商品及びサービスの表示。

最後の欠けている要素が国際事務局へ到達した日が第3条(4)に規定する2ヶ月の期間内である場合、国際登録簿には、その欠陥のある国際出願が本国官庁に最初に受理された（又は受理されたとみなされる）日が記録される。この2ヶ月の期間が終了するまでに、これらのすべての要素が国際事務局に届かない場合、国際登録簿には、国際事務局にこの要素が届いた日が記録される。このことは、共通規則第5規則の2に規定する処理の継続にも該当する。これは、処理の継続の手順が共通規則第15規則(1)に規定する国際登録の日付の決定に影響を及ぼすことがないことによる。

規則 11(4) **12.04** 上述の欠陥を是正するのはすべて本国官庁の責任である。しかし出願人は欠陥の通報を受け、なるべく早く欠陥を是正できるよう確認するために官庁と連絡をとることができる。本国官庁が欠陥の通報を受けた後3ヶ月以内に欠陥を是正しない場合は、その出願は放棄されたものとみなされる。

12.05 これらの規則を組み合わせた出願は、次の例で説明することができる。

4月1日に国際出願が本国官庁に提出される。5月1日に国際事務局に受理される。国際事務局は、国際出願に締約国等が指定されていないことを発見し、5月5日、国際事務局は本国官庁に欠陥を通報し、8月5日までに欠陥を是正するよう勧告する。

- － 本国官庁が6月1日以前に欠陥を是正する場合、国際登録の日付は4月1日となる。；
- － 本国官庁が6月2日以後8月5日以前に欠陥を是正する場合、国際登録の日付は、国際事務局が欠陥の是正を受け取った日付となる。；
- － 本国官庁が8月5日以前に欠陥を是正しない場合、国際出願は放棄されるものとみなされる。

規則 15(2) **12.06** パラグラフ B.Ⅱ.12.03 で列挙した以外の欠陥（たとえば、手数料の支払遅延や、商品及びサービスの分類に係る誤り）があっても、国際登録簿に記録される日付に変わりはない。

存続期間

P6 条(1) **13.01** 議定書に基づく場合、標章の登録は国際登録の日から 10 年間有効となり、さらに 10 年間ずつ更新することができる。

P7 条(1)

A6 条(1) **13.02** 協定によれば、登録及び更新は 20 年間ずつ有効である。しかし規則によれば、協定に支配される国際出願の場合に必要な手数料を、10 年毎に 2 回の分割で支払わなければならない。2 回目の分割支払に関しては、登録の更新の手續と要件が適用される。よって、実際のところ国際登録はすべて、10 年毎に更新されるものとみなすことができる（パラグラフ B.Ⅱ.73.01 以下参照）。

A7 条(1)

規則 10

規則 30(4)

国際登録簿への登録

国際登録の内容

規則 14(2) **14.01** 国際登録には次のものを含む。

- － 国際出願におけるすべてのデータ（ただし、優先権主張に対する無効、すなわち、先の出願の日付が国際登録の日付の6ヶ月以上前である場合に関するデータを除く。）；
- － 国際登録の日付及び番号；
- － 標章の図形に関する国際分類（ウィーン分類）に従って分類することができる場合、国際事務局が決定する関連の分類の記号（国際出願において、出願人が標章を標準文字とする宣言がある場合は、この限りではない。）；
- － 各指定締約国等についての指定が協定に基づくものであるか、議定書に基づくものであるかに関する表示；

- 先行する標章が登録され、優先順位（seniority）が主張されている加盟国、関連する登録が発効した日付、関連する登録の数に関して、優先順位（seniority）の主張に関する表示（パラグラフ B.II.07.70 から 07.72 参照）。

国際登録の公表

- 規則 32(1)(a)(i) **15.01** 国際登録は、公報により公表される。公報には、Madrid Monitor からアクセスすることができる (www.wipo.int/madrid/monitor/en)。
- 規則 32(1)(b) **15.02** 標章の複製は、国際出願の様式からイメージ読み込みされるため、国際出願で表示した通りに公表される。例えば、標章を様式にタイプした場合、公報にはこのまま公表される。出願人が、標章が標準文字であるとする宣言を行った場合、公表には、標準文字であるという事実を含む。
- 規則 32(1)(c) **15.03** 標章の複製が色彩によって提出された場合、PDF 版のみ、公報の主要な個所には白黒の標章が掲載されるが、公報の最後の部分に色彩の複製を掲載する。国際出願における標章の複製が白黒と色彩の両方からなる場合、主要な個所には、標章を白黒で掲載し、「公報の最後の部分に掲載されている色彩の複製を参照」の文字とともに掲載する。国際出願における標章の複製が色彩のみである場合、公報の主要な個所で公開するために国際事務局が用意した白黒の複製を掲載し、「原本は色彩であり、この公報の最後の部分に掲載されている色彩の複製を参照」する旨の表示を添える。
- 規則 33(1)及び(2) **15.04** 国際事務局が国際出願を受理した後の 3 日以内の開庁日に、当該出願が国際登録簿に記録されていなくとも、データは直ちにデータベースに入力される。このデータは、国際出願における手続の欠陥を含んでいる（このデータベースに関する詳しい情報については、パラグラフ A.08.01 から 08.04 参照）。

登録及び公表の言語

- 規則 6(3) **16.01** 国際登録は、英語、フランス語及びスペイン語で記録され、公表される。
- 規則 6(4)(a) **16.02** 登録及び公表に必要な翻訳は、国際事務局が用意する。出願人は、国際出願に含まれるあらゆる内容を翻訳したものを国際出願に添付することができる。しかし、国際事務局にこの翻訳を受理する義務はない。提出された翻訳が間違っていると見なされる場合、1 ヶ月以内に出願人にその旨の訂正を求め、これを訂正する。規定された期間内に意見が送付されない場合には、国際事務局は、提出された翻訳を訂正する。この手続により国際登録の日付に影響が及ぶことはない。

規則 6(4)(b)

16.03 国際事務局が標章を翻訳することはない。また、出願人が提出した標章の翻訳はいかなるものも国際事務局がチェックすることはない。

保護の拒絶

拒絶の理由

5 条(1)

17.01 各指定締約国等には、領域内における国際登録の保護を拒絶する権利がある。このような拒絶は、パリ条約の規定により定められている理由又はその条約の規定により禁止されていない理由を根拠とすることができる。通常、拒絶は、関係する締約国の法律及び実務に応じて、再審査又は抗告の対象となる。

17.02 商標が本国において正規に登録されている場合、パリ条約第 6 条の 5 A は、この商標がパリ条約の他の同盟国においてそのまま登録を認められかつ保護されると規定している。この場合には、パリ条約第 6 条の 5 B の規定により適用される理由を拒絶の根拠とすることができる。特に、(協定が適用される締約国の指定の場合には、必ずそうでなければならないように) 国際登録が登録に基づきなされたものである場合には、当該規定が適用されることになる。(議定書が適用される締約国の指定の場合に、そうであることができるように) 国際登録が本国における出願に基づきなされたものである場合には、官庁には、パリ条約第 6 条の 5 A の規定により、その標章をそのまま認めかつ保護することが義務付けられることはないと言うことができる。これにより、国際登録が基礎出願に基づく場合に、議定書により指定された締約国の官庁が、第 6 条の 5 B で言及されている以外の理由に基づき保護を拒絶することができるかどうかについて議論がある。実務においては、このような検討が与える影響は小さい。本国官庁が、ある標章の登録の全部又は一部を拒絶する場合、その官庁は、議定書第 6 条(4)に基づき、国際登録の該当部分の取消しを要求しなければならない (パラグラフ B. II.84.01 から 85.13 参照)。よって、本国官庁の否定的な決定は、国際登録に反映されることとなる。また、国際登録の保護の範囲は、指定締約国の基礎出願に基づく登録に対応することとなる。さらには、このことは、当該標章が本国官庁にまだ登録されていないものであっても、パリ条約に加盟しているその他の国、たとえ当該国が協定又は議定書のいずれの加盟国でなかったとしても、当該国で登録されている場合に、拒絶の理由を第 6 条の 5 B で言及した理由に限定するという要件を満たすことになる。

17.03 締約国等は、適用される法により限定された数の類においてのみ、また限定された数の商品又はサービスの登録が許可されるという理由により、国際登録の保護を拒絶することはできない。たとえ、法令により、その官庁に直接される 1 の出願に含められる類の数が 1 のみと規定されている締約国の場合であっても、複数類 (45 類すべてでもよい) の商品及びサービスが対象

に含まれている国際登録を保護することを承認しなければならない。

17.04 指定の通知には、名義人が商標を標準文字の商標と見なされることを望む宣言を入れることができる。標準文字の問題は、ある言語では標準でも、他の言語はそうではないという追加的要素（アクセントのような）があることから、難しい問題である。したがって、こうした宣言の効力をどうするか決めるのは、全面的にそれぞれの指定締約国次第である。官庁（及び裁判所）は、例えば、保護の範囲又は他の商標との抵触などの事項を決定するとき、このような宣言を考慮しない決定をすることもできる。その場合は、関連した締約国の官庁は、自らの目的を果たすために、国際登録される商標に対して、ウィーン分類による分類記号を付けることも自由にできる（国際事務局では、標準文字の宣言があったとしても、ウィーン分類を採用しないだろうが）。

17.05 国際事務局は、締約国に指定を通知する前に既に協定又は議定書及び共通規則の適用すべき書式要件が全て満たされていることを確認している。したがって、官庁には、書式又は提出表示を根拠として異議を申し立てる機会はない。その締約国が出願人の署名のある別の書面として商標の使用意思の宣言を求める国である場合には、国際事務局は、その国際登録又は事後指定を締約国に対して通知する前にこのような宣言が提出されていることを確認する。締約国が使用意思の宣言を要求しているが、それを別の書面として求めているときは、国際出願様式又は事後指定の様式で示すとおり、出願人又は名義人は、その締約国の指定に関して必要な宣言を行なったものとみなされる。更に、特定の締約国から要求されるかもしれない種々な他の表示を含むような国際出願又は事後指定のための規定が作られた。

A4 条(1)
P4 条(1) (b)

17.06 官庁が、国際登録の商品及びサービスの分類に反対することも適切ではない。官庁がその分類付け（これはもちろん国際事務局により承認されているだろう）に反対していても、国際登録の分類は変更されることはないため、こうした根拠に基づいた異議申し立てには何の効力もない。官庁はもちろん分類を独自に解釈して使用してもよく、例えば先の抵触する商標の調査を行なうために使用できる。とはいえ、分類の表示は商標の保護範囲を決定する上で締約国を拘束しない旨明確に規定されている。

17.07 用語があまりにも広範囲、又はあまりにも漠然としていると判断した場合には、官庁は異議を唱えることができる。そのような異議は、部分拒絶という形を取ることになり、結果として、国際登録簿のその締約国に関する記録のなかで、その広い、又は漠然とした用語は、より厳密な、又は正確な用語に置き換えられることになる。これはつまり、その締約国における保護の範囲が制限されるということである。

拒絶の時間的制限

18.01 拒絶は、所定期間内に国際事務局に通報されなければならない。国際事務局は、かかる期間後に送付された拒絶はいかなるものも拒絶であるとは見なさない（パラグラフ B.II.21.02 参照）。拒絶に対する最終処分を妥当な期間内に下す必要はなく、拒絶の理由のすべてを期間内に通報すれば十分である。換言すると、所定期間内に送付しなければならないものは、**暫定的拒絶**である。官庁は、さらなる拒絶の通報として特定の国際登録に関する追加の理由を通報することができ、期間内に国際事務局へさらにその旨の通報を行うことを条件とする。しかしその官庁は、所定期間内に暫定的拒絶通報で述べていない理由をもって、全部暫定的拒絶又は標章の保護が認容される商品及びサービスを示す保護認容声明の根拠とすることはできない。

A5 条(2)
P5 条(2)(a)

18.02 通常、暫定的拒絶の通報期間は、国際事務局が指定締約国等の官庁へ国際登録の通報を行った日又は指定締約国の官庁への事後指定の日から 1 年である。締約国等の法令でより短い期間が定められている場合はこの限りではない。

P5 条(2)(b)

18.03 しかしながら、その他議定書の締約国等はすべて、議定書で指定される国際登録の 1 年の期間を 18 ヶ月に延長する旨を宣言することができる（パラグラフ B.II.18.05 参照）。

P5 条(2)(c)

18.04 この宣言において、締約国等は異議申立後の保護の拒絶を 18 ヶ月の期間の終了後、国際事務局へ通報すると指定することができる。この宣言を行った締約国等の本国官庁は、議定書に基づく当該締約国等においてされた国際登録について、18 ヶ月の期間の終了後、異議申立ての結果として保護の拒絶を通報することができる。ただし、次のような場合のみとする。

— 8 ヶ月の期間の終了前、この国際登録に関する異議申立てが 18 ヶ月の期間の終了後に申請される可能性がある旨を国際事務局に通報した場合、さらに、

— 異議申立てに基づく拒絶の通報を、異議申立期間の終了日から 1 ヶ月以内、かついかなる場合も異議申立期間の開始日から 7 ヶ月の期間内に行う場合。

P9 条の 6

18.05 協定と議定書の両方に拘束される諸国間で議定書が適用されるという一般原則はあるが（パラグラフ A.02.16 から 02.25 参照）、第 9 条の 6 (1)(b) は、第 5 条(2)(b)及び(c)の下で両方の条約に拘束される諸国間で相互に行なう宣言を無効とする。要するに、本国官庁が両方の条約に拘束される締約国の官庁である国際出願の場合、協定ではなく議定書に従うが、その指定国が暫定的拒絶の通報期間の延長を通知している場合でも、暫定的拒絶の通報期間が 1 年という第 5 条(2)(a)の標準的体系に従う。

A.I.セクション 14

18.06 暫定的拒絶の通報が、定められた期間内に送付されたか否かを判断するために、郵便によって送られた通報の送付日は、その消印に一致するものとみなされる。消印が判読不可能な場合、若しくは押されていなかった場合、国際事務局は、その通報を、実際に受け取った日より 20 日前に送付されたものとみなす。ただし、この日付が拒絶の日付又は通報に記載された日付よりも前のものであった場合には、通報に表示されている日付を送付の日とみなす。通報が配達業務によって送られてきた場合には、配達業務の記録をもとに、送付日を判断する。

規則 16(1)(b)
規則 16(2)
規則 32(1)(a)(ii)

18.07 官庁が、18 ヶ月の期間終了後、異議申立てが申請される可能性がある旨を国際事務局に通報する場合、異議申立ての開始と終了の日付が分かるようであれば、それを通報の中で示さなければならない。通報の時点で、これらの日付がまだ不明であれば、分かった時点で直ちに国際事務局に通報しなければならない。異議申立ての期間が更新可能である場合、当該官庁は、その期間が開始する日付を通報するだけでよい。国際事務局は、その情報を国際登録簿に記録し、国際登録の名義人に伝達すると共に、公報で公表する。公報には、Madrid Monitor からアクセスすることができる (www.wipo.int/madrid/monitor/en)。

18.08 前節で述べたように、期限後に異議申立てが提起される可能性があるという旨の警告を行なっている場合、官庁は、18 ヶ月の期間満了後に、異議申立てを根拠として拒絶を通知することができる。この規定の適用を理解するために、以下に例を挙げて説明する。

— 商品 (X + Y + Z) を対象とした国際登録に関連し、特定の締約国が指定される。

— 審査の結果、その締約国の官庁が、対象となっている商品の一部 (X + Y) について、標章の保護を拒絶するべきであるが、残りの商品 (Z) に関しては、標章の保護を認めるべきであると結論し、指定の通報が送られた日から 9 ヶ月後に、商品 (X + Y) について保護を暫定拒絶するという旨の通報を行なったとする。この通報には、名義人は暫定的拒絶に対する再審査を申請したい場合、6 ヶ月以内に当該官庁にその旨を通報する必要があると記述される。また同時に、名義人には、当該官庁によって採用された理由と異なる決定がなされた場合、それが指定の通報の日から 18 ヶ月の期間が経過した後であっても、第三者によって異議が申立てられる可能性がある旨が通報される。また、この通報には、名義人が、この 6 ヶ月という期間内に何の応答もしなかった場合、その標章は、当該締約国において、商品 (Z) に関しては保護されることになるが、商品 (X + Y) については保護が拒絶されたとみなされることになり、その場合、官庁はその旨を公表し、さらに、その公表の日から 4 ヶ月以内に商品 (Z) に関する保護に対し、異議が申立てられる可能性があるという旨も記載されることになる。

— 名義人が 6 ヶ月以内に、商品 (X + Y) に関する暫定的拒絶の再審査を申請したとする。再審査の結果、商品 (X) については保護を拒絶するが、商品 (Y) については保護を認めるという決定が下される。その場合、当該官庁は、当該標章は商品 (Y + Z) に関して保護が認められるという旨を公表し、同時

に、当該公告の日より 4 ヶ月以内に異議の申立てが可能であるという旨を公表する。また、名義人には当該決定が通報されるが、その通報には、当該決定が公表されている旨と、その公表の日付及び異議申立ての期間が示される。

— あるいは、名義人が、商品 (X + Y) に関して保護を拒絶する旨の通報に対し、官庁が規定した期間内に何の応答もしなかったとする。その場合、この期間が満了した時点で、官庁は、当該標章は商品 (Z) に関して保護されるという旨を公表し、同時に、この公告の日より 4 ヶ月以内に異議申立てが可能であるという旨を公表する。名義人に対しては、このような公表が行なわれている旨と、その公表の日付及び異議申立ての期間が通知される。

上述の例は、単に説明のためのものである。これ以外にも、さまざまな事例が考えられるが、詳細は、各締約国の法律に応じて異なる。

18.09 以下の場合、名義人は、1 年が終了した時点で、当該締約国において自身の標章が保護されているかどうか、又は保護が拒絶される可能性があるかどうか、それがあるとすれば何を理由として拒絶されるのかを知ることができる。

— 協定が適用されるすべての指定

— 議定書が適用されるすべての指定であって、指定締約国が拒絶期間を 18 ヶ月まで延長する宣言をしていない場合、及び

— 議定書が適用されるすべての指定であって、指定締約国が拒絶期間を 18 ヶ月まで延長する宣言をしているが、名義人がこのような指定をする資格を与えられた締約国と指定締約国の両方が（議定書第 9 条の 6 (1)(b) に基づいて）協定の加盟国である場合（パラグラフ A.02.16 から 02.25 も参照）。

18.10 拒絶期間を 18 ヶ月まで延長する宣言をした締約国における議定書が適用される指定に関して、及び第 9 条の 6 (1)(b) に規定されている適用制約が適用されない部分に関して、名義人は 18 ヶ月が満了した時点で、当該締約国等において自身の標章が保護されているかどうか、又は保護が拒絶される可能性があるかどうか、あるとすれば、何を理由として拒絶されるのかを知ることができる。指定締約国が 18 ヶ月の期間終了後に異議申立ての結果としてなされる暫定的拒絶を通知する可能性がある宣言も行っているときは、名義人は 18 ヶ月の期間の満了後に、その後の段階で異議申立てされる可能性があるかどうかを知ることができる。

18.11 協定及び議定書の両方により拘束される締約国の指定が記録されたとしても、適用される条約に変更が生じる可能性がある（パラグラフ A.02.26 から 02.31 参照）。ただし、このような変更は、拒絶期間が継続中であっても、その期間に影響を及ぼさない。これは、共通規則第 18 規則のパラグラフ(1)及び(2)（暫定的拒絶の欠陥通報に関する規定）の適用が「協定に基づいて指定された締約国」及び「議定書に基づいて指定された締約国」という表現に依拠している事実から生じる。第 1 規則(xvii)及び(xviii)に基づいて、これらの表現は、保護の拡大の請求として定義される。したがって、拒絶期間は、出願時の状況を参照し

て決定され、適用可能な条約のその後のいかなる変更の影響も受けない。

18.12 国際事務局が特定の指定締約国の指定と関連した暫定的拒絶通報を記録せずに暫定的拒絶通報の期間が満了した場合、その旨の声明が Madrid Monitor データベースに表示される。

保護の拒絶の手続

保護の拒絶の通報

規則 17(1) **19.01** 拒絶の通報は、関係する官庁が国際事務局へ送付する。この通報は、官庁が保護を与えることができない（「職権による暫定的拒絶」）理由を述べた、又は異議申立てがなされたために保護を与えることができない（「異議申立てに基づく暫定的拒絶」）かのいずれか、又は両方を述べた宣言書で構成される。1 通の拒絶の通報には一つの国際登録のみについて記載されなければならない。

通報の内容

規則 17(2) **19.02** 暫定的拒絶の通報には、次のような情報と指定が含まれなければならない。

- 通報を行う官庁；
- 国際登録の番号、望ましくは、標章の言語的要素又は基礎出願若しくは基礎登録番号等のような国際登録を特定できるその他の表示を付記したもの；
- 対応する法令の主な参照規定とともに拒絶の根拠となるすべての理由；
- 拒絶の根拠となる理由が、国際登録の対象となる標章が抵触すると思われる標章の登録出願又は登録に言及する場合には、出願又は登録の日付及び番号、（もしあれば）優先日、その標章の複製（標章が図形的要素を含まない場合はタイプされたものによる）など、当該標章に関連するすべての関連データ、当該標章の所有者の氏名及び住所、当該標章の対象となるすべての商品又はサービス若しくは関連商品又はサービスのリスト。；このリストは、当該出願又は登録の言語で作成することができる。；
- すべての商品又はサービスに影響を与える暫定的拒絶の根拠となった理由、あるいは暫定的拒絶によって影響される商品又はサービスあるいは影響されない商品又はサービス；

— 暫定的拒絶に関する再審査又は抗告を申請するため、若しくは異議申立ての申請をするための、状況に応じた合理的な期限、及びこのような再審査又は抗告の申請を行う権限。このような再審査又は抗告の申請を、その官庁が拒絶を言い渡している締約国等の領域内に住所を有する代理人を通じて提出しなければならないかどうか。

19.03 暫定的拒絶の根拠となっている理由に基づく要求は、対応する法令の主な参照規定とともに表示されなければならない、名義人にとって特に重要なものである。実際には、通常、拒絶は、関係する官庁が、拒絶の根拠となる適用可能な法律の関連規定を特別な様式に印刷し、送付する（必要があれば、これらの規定は官庁が国際事務局への通信に使用している言語に適宜翻訳する）。特定の場合に適用可能な理由は、書面に複製された対応する法律の一つ又は複数の規定を参照して、通知に記載される。

19.04 暫定的拒絶の通報に、地域の代理人を選任しなければならないと明記してある場合、選任の条件は、関連する締約国の法令及び実務に従う。これらの条件は、国際事務局に対して代理人を選任する場合の条件とは異なる可能性がある。

異議申立てを根拠とする暫定的拒絶の場合に追加すべき通報の内容

規則 17(3) **19.05** 保護の暫定的拒絶が異議申立てを根拠とする場合、又は異議申立て及びその他の理由による場合、通報にはその事実を記載する。通報には、パラグラフ B. II. 19.02 に規定されている表示に加えて、異議申立人の氏名と住所、及び異議申立てが出願又は登録の対象としている標章に基づく場合、当該異議申立ての根拠となる商品及びサービスの一覧表も記載される。さらに、官庁は、先行する出願又は登録の商品及びサービスの完全なリストを送付することができる。これらのリストは、先行する出願又は登録の言語で表記することができ、英語、フランス語又はスペイン語でなくてもよい。

暫定的拒絶の記録及び公表：名義人への送付

規則 17(4)
規則 32(1)(a)(iii) **20.01** 暫定的拒絶は、通報を送付した日付（又は送付したと見なされる日付、パラグラフ B. II. 21.05 参照）を付して国際登録簿に記録される。暫定的拒絶はまた、それが全体的（すなわち、関係する締約国の指定の対象となっているすべての商品及びサービスに関する）なものであるか、又は部分的（すなわち、それらの商品及びサービスの一部に関する）なものであるかの表示とともに公報で公表される。後者の場合、暫定的拒絶によって影響される類（又は影響されない類）は公表されるが、商品及びサービス自体は公表されない。これらは、官庁に対する手続が完了するまでは公表されない。拒絶理由は公表されない。

規則 17(4)
規則 16(2)

20.02 その後、国際事務局は、通報の写しを名義人に送付する。また、国際事務局は、18 ヶ月の期間満了後に異議申立てがなされる可能性について指定締約国の官庁から送付されたすべての情報、及び異議申立て期間の開始日と終了日に関する情報も名義人に送付する。さらに、2009 年 1 月 1 日以降、国際事務局は、利用者が Madrid Monitor データベースで暫定的拒絶の通報のデジタルコピーを利用できるようにした。

暫定的拒絶の通報の言語

規則 6(2)
規則 6(3)
規則 6(4)

20.03 暫定的拒絶は、(通報を作成する官庁が選択した) 英語、フランス語又はスペイン語で国際事務局に通報することができる。拒絶は、この三つの言語すべてで記録され、公表される。記録及び公表されるデータに必要な翻訳は、国際事務局で行われる。名義人は、国際事務局から、指定締約国の官庁が送付した拒絶通報の言語で、拒絶通報の写しを受理する。国際事務局からの拒絶通報の写しの送付による通信は、国際出願が提出された言語(又は名義人が国際事務局からの通信を受理するために要求した言語)で送付する(パラグラフ B.I.07.04 参照)。

規則 40(4)

20.04 拒絶に関連して、2004 年 4 月 1 日以前に提出された出願によりなされた国際登録であって、その後行われた最初の指定がまだ記録されていないすべての登録については、以下の点に注意する必要がある。

— 協定にのみ従う場合、フランス語が引き続き、連絡、記録、公表のための唯一の言語とされる。

— 全体的または部分的に議定書に従う場合、英語とフランス語が引き続き、連絡、記録、公表のための言語とされる。

2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日までの出願によりなされた国際登録であって、その後行われた最初の指定がまだ記録されていないすべての登録については、以下の点に注意する必要がある。

— 協定のみに従う場合、上記の通り、フランス語が引き続き、連絡、記録、公表のための唯一の言語とされる。この期間に提出された出願によりなされる登録であって、全体的または部分的に議定書に従う場合、2004 年 4 月 1 日からスペイン語が導入された後であるため、三つの言語体制を享受できる。

暫定的拒絶の欠陥通報

21.01 暫定的拒絶の欠陥通報には、是正できるものと、国際事務局が拒絶通報とはみなさないものの 2 種類がある。

規則 18(1)(a) 及び(2)	21.02 次の場合、国際事務局は、暫定的拒絶の通報とはみなさい。 — 国際登録番号が記入されていない（通報に、関係する国際登録番号を国際事務局が識別できる他の表示がある場合は除く）。； — 拒絶理由が記入されていない。；又は — 国際事務局へ送付するのが遅過ぎた、すなわち、パラグラフ B.Ⅱ.18.02 から 18.03（及び 18.05）で規定される 1 年又は 18 ヶ月の期間の終了後に送付された場合。また、パラグラフ B.Ⅱ.18.04（及び 18.05）で規定される宣言を行なった締約国の官庁によってなされた異議申立に基づく拒絶の場合、官庁が、18 ヶ月の期間内に、当該期間の終了後に異議が申し立てられる可能性があることを国際事務局に通報することなく 18 ヶ月の期間の終了後に、その旨が通報された場合。これについては、適用可能な条約の変更にに関するパラグラフ B.Ⅱ.18.11 も参照。
規則 18(1)(b) 及び(2)(c)	21.03 このような場合すべて、国際事務局は名義人に通報の写しを送付するが、名義人（及び同時に拒絶通報を送付した官庁）に当該拒絶通報は拒絶通報とはみなされない旨、及びその理由を通知する。
規則 18(1)(c)	21.04 通報に他の欠陥がある場合（例えば、拒絶の影響を受ける、若しくは影響を受けない商品及びサービスの表示がない場合、抵触する先行標章の複製が含まれていない場合、又は名義人の氏名及び住所などの先行標章に関するその他の詳細情報がない場合など）でも、国際事務局は（次のパラグラフに規定される状況を除いて）暫定的拒絶を国際登録簿に記録するものとする。その場合、国際事務局は、官庁に対し、2 ヶ月以内に当該通報を是正するよう要求する。同時に、名義人にも、欠陥のある拒絶の通報の写しと官庁に送付した通報の写しを送付する。
規則 18(1)(d)	21.05 ただし、通報に、再審査又は抗告を請求するための期限又は異議申立てに対する回答期限及びこれの提出先である当局に関する所定の表示が含まれていない場合、暫定的拒絶は国際登録簿には記録されないものとする。官庁が、是正の要求で示された 2 ヶ月の期間内に是正された通報を送付する場合、国際事務局は、協定及び議定書第 5 条(2)によって、この是正された通報を欠陥のある通報が送付された日に送付されたものとみなす。すなわち、欠陥のある通報が、協定又は議定書第 5 条(2)に基づく当該期間内に送付された場合、是正の要求で示された 2 ヶ月の期間内に送付される是正された通報は、その条項の条件を満たしたものとみなされる。ただし、官庁が、2 ヶ月の期間内にその欠陥のある通報を是正しない場合、その通報は暫定的拒絶の通報であるとみなされない。国際事務局は、その旨と理由を名義人及び官庁に通報する。

規則 18(1)(e)
規則 18(1)(f)

21.06 官庁は、再審査又は抗告の申請のための期間を指定する拒絶通知を是正する場合、適切であれば、新しい期間（例えば、是正された通報が国際事務局に送付された日から始まる期間など）を指定しなければならない。さらに、当該期間が満了する日を示すことが望ましい。

21.07 国際事務局は、是正された通報の写しを名義人に送付する。

21.08 あらゆる欠陥のある暫定的拒絶通報の写し、及び、欠陥が是正可能な場合には、官庁に送付した是正指示書の写しが国際事務局から送付されるのは、国際登録の名義人にとって有用である。後者のほとんどの場合、当該官庁がその欠陥を是正しても、名義人は、拒絶の理由を分析し、おそらく職権で引用した、又は国際登録に異議を申し立てた先行する権利の名義人との交渉を始めるのに時間的な余裕があるであろう。

21.09 暫定的拒絶の通報が国際事務局に暫定的拒絶通報であるとみなされず、その結果、国際登録簿に記録されない場合でも、名義人はそのことが、当該締約国における標章の保護に何の問題もないことを必ずしも意味するものではないことを承知しておかなければならない。欠陥のある拒絶の通報について官庁が引用した同様の理由に基づいて、第三者が指定に対し無効を請求する可能性がある。暫定的拒絶の通報にある欠陥によっては、名義人は官庁から保護を拒絶する理由について十分な関連情報を得ることを要求することができる。

暫定的拒絶通報後の手続き

5 条(3)

22.01 国際登録の名義人が国際事務局を通じて拒絶の通報（第 18 規則(1)(c)に基づく欠陥のある拒絶通報を含む。パラグラフ B. II.21.04 から 21.05 参照）を受け取った場合、名義人は、拒絶の通報を発した官庁に標章を直接出願していた場合と同一の権利を有し、救済措置（拒絶の再審査または拒絶に対する抗告）を受ける権利がある。そのため、国際登録は、関係する締約国に関して、当該締約国の官庁に提出する登録出願と同一の手続きが適用される。

22.02 拒絶の決定に対して再審査又は抗告を請求するか、若しくは異議申立てに対する応答を行なう場合、当該締約国の法律によって要求されていない場合でも、法律及び拒絶を発した官庁の実務に精通している現地の代理人を選任することが名義人にとって有用である。そのような代理人の選任は、協定、議定書および共通規則の範囲外であり、当該締約国の法律及び実務に従う。

22.03 国際事務局が保護の拒絶の正当性に関して意見を述べ、そのような拒絶の実体的な問題の解決のために何らかの仲裁を行なうのは、権限外のことである。

指定締約国における標章のステータス

23.01 2009 年 9 月 1 日に発効された共通規則第 18 規則の 2 及び第 18 規則の 3 は、国際登録の対象となっている標章の指定締約国におけるステータス、及びこのようなステータスに関する官庁から国際事務局への通報に関係がある。

標章の暫定ステータス

規則 18 の 2(1)(a) **24.01** 第 18 規則の 2 (1)(a)に従い、暫定的拒絶の通報を送付しなかった官庁は、協定第 5 条(2)又は議定書第 5 条(2)(a)若しくは(b)の規定に定められた期間内に、国際事務局に、職権による審査が完了し拒絶の理由は発見しなかったが、標章の保護は依然として第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を、送ることができる。官庁は、そのような異議申立て又は意見の表明が提起できる期日も表示しなければならない。

規則 18 の 2(1)(b) **24.02** さらに、暫定的拒絶の通報を送付した官庁は、商標の保護が依然として第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨を表示した上で、職権による審査が完了した旨の声明を送付することができる。同様に、この声明で、官庁は、そのような異議申立て又は意見の表明が提起できる期日も表示しなければならない。

24.03 官庁が第 18 規則の 2 (1)(a)又は(b)に従って声明を国際事務局に送付することは任意である。したがって、審査を完了した官庁が、この旨の声明を国際事務局に送付する義務はない。

規則 18 の 2(2) **24.04** 国際事務局は、第 18 規則の 2 に従って受理したいかなる声明も国際登録簿に記録すると共に、当該国際登録の名義人に通知し、さらに当該声明が通報されたか、又は複製可能な場合、特定の文書様式で、当該文書の写しを名義人に送付する。この規則の適用上、国際事務局は、国際登録番号のリストを官庁から受理し、当該国際登録の名義人に送付するそれぞれの通報に置き換える。

24.05 指定締約国の官庁は、第 18 規則の 2 に従って国際事務局に声明を送付した場合、所定の期間内に、次のいずれかを行わなければならない。

- 所定の拒絶期間中に異議又は意見が申し立てられた場合、第 17 規則(1)に従って、保護の暫定的拒絶通報を国際事務局に送付する。；又は
- 異議又は意見が申し立てられなかった場合、第 18 規則の 3 に従って声明を国際事務局に送付する。

24.06 共通規則第 18 規則の 2 は、情報提供のみを目的とするものであり、各国の手続法に対して拘束力を有さない。すべての手続の完了後に、官庁が名義人に有利な結論に達し、その結果として国内法により標章が保護される場合には、第 18 規則の 2 に基づき送付された声明が送付されるが、官庁が職権により事件を再審査し異なる結論に辿り着くことを可能にするような規定が存在する可能性があることに注意しなければならない。よって、稀にはあるが、共通規則第 18 規則の 2 の規定する肯定的声明の送付後に、ある官庁が共通規則第 17 規則に基づき暫定的拒絶の通報を送付するということがある。

標章のステータスに関する最終処分

規則 18 の 3 **25.01** 第 18 規則の 3 のパラグラフ(1)、(2)及び(3)は、国際登録で指定された締約国の官庁に対し、その官庁における標章の保護に関するすべての手続きが完了したら直ちに、声明を国際事務局に送付して、当該締約国における標章の最終ステータスを通知することを要求している。

25.02 標章のステータスに関する最終処分には、下記の 3 種類がある。

暫定的拒絶の通報が送付されていない場合の保護を与える旨の声明

規則 18 の 3(1) **26.01** まず、協定第 5 条(2)若しくは議定書第 5 条(2)(a)、(b)又は(c)に基づいて所定の拒絶期間が満了する前に、国際登録で指定された締約国の官庁ですべての手続きが完了し、かつ当該官庁が保護を拒絶する理由がない場合、当該官庁は、可及的速やかに、かつ当該期間が満了する前に、当該締約国において、国際登録の対象となる標章に保護を与える旨の声明を国際事務局に送付するものとする。暫定的拒絶通報を送付しなければならない期間に関しては、パラグラフ B.II.18.01 から 18.12 までを参照。通常、この状況は、官庁が、異議又は意見が申し立てられることがない審査制度を利用するか、若しくは異議又は意見の申立て期間が審査と同時に開始される場合に発生する。

26.02 したがって、指定締約国の官庁が保護を拒絶する理由がなく、かつ当該官庁によるすべての手続きが完了すると、国際登録の名義人及び第三者には、可及的速やかに、かつ拒絶期間が満了する前に、指定締約国における手続きの結果が通知される。第 18 規則の 3(1)は、「暗黙の了解」の原則として呼ばれるものに関連するデメリットを軽減する。ただし、この原則が適用できることに変わりはない。

規則 18 の 3(1) **26.03** 第 18 規則の 3(1)は、保護認容の声明の送付を義務づけている。

26.04 第 18 規則の 3(1)に従った保護を与える旨の声明が複数の国際登録に関係する場合、それらの国際登録を特定できるリストの形式で、電子形式又は紙ベースで送付することができる。ただし、その場合、国際事務局は、このようなリストを個々の通報に変換し、当該国際登録の名義人に送付する。

規則 34(3) **26.05** 第 34 規則(3)が適用可能な場合、保護を与える旨の声明の送付は、第二の部分の個別手数料の納付対象となる。

26.06 保護を与える旨の声明が官庁によって送付されなかったという事実によって法的な責任は生じないことに注意する必要がある。協定及び議定書第 5 条(2)に規定された所定の期間内に暫定的拒絶通報が送付されない場合、標章は、当該締約国において、すべての当該商品及びサービスに対して自動的に保護されるという原則は変わらない。

暫定的拒絶後の保護認容の声明

規則 18 の 3(2) **27.01** 国際登録において指定された締約国の官庁は、暫定的拒絶通報を送付した場合、全部暫定的拒絶を確定しない限り(下記のパラグラフ B. II .28.01 参照)、当該標章の保護に関するすべての手続完了後、国際事務局に次のいずれかを送付する。

規則 18 の 3(2)(i) — 暫定的拒絶を取り下げ、当該締約国において、保護が申請されたすべての商品及びサービスに対する当該標章の保護認容の声明、又は、

規則 18 の 3(2)(ii) — 当該締約国において標章の保護が認容される商品及びサービスを示す声明

規則 34(3) **27.02** この場合も、第 34 規則(3)が適用可能であれば、保護認容の声明の送付は、第二の部分の個別手数料の納付対象となる。

全部暫定的拒絶の確定

規則 18 の 3(3) **28.01** 最後に、国際登録において指定された締約国の官庁は、全部暫定的拒絶の通報を送付した場合、当該標章の保護に関するすべての手続きを完了し、かつ当該締約国ですべての商品及びサービスに対して当該標章の保護の拒絶を確定すると決定した後、その旨の声明を国際事務局に送付する。

更なる決定

規則 18 の 3(4) **29.01** 第 18 規則の 3 (2)又は(3)に基づく声明は、当該官庁に対する再審査又は抗告の可能性が完全に消えるか、又は当該官庁に対する再審査又は抗告の申請期間が満了したら直ちに送付されなければならない。したがって、官庁は、抗告が裁判所又は当該官庁の外部組織に提訴されるか否かを待つべきではない。その理由は、当該官庁がそのような抗告が提起されたか否かを必ずしも知ることができないため、当該官庁によって交付された決定が最終的な決定になるかどうかを確実に知ることはできないからである。第 18 規則の 3 のパラグラフ(2)又は(3)に基づく声明は、当該締約国における標章の保護に関する最終的な結果を必ずしも反映したものではないが、多くの場合、早い段階で（当該官庁における手続きが完了すると直ちに）記録され、公表されるという事実は、名義人及び第三者の両方にとって有利な点である。

29.02 当該官庁は、第 18 規則の 3 (2)又は(3)に従って声明を送付した後、標章の保護に影響を与えるさらなる決定（例えば、当該官庁の外部の組織への抗告の結果としてなされる決定）を知った場合、その決定が通知される限り、標章が保護されるようになった商品及びサービスを示す更なる声明を国際事務局に送付する。2017 年 11 月 1 日以降、第 18 規則の 3 (4)が改正され、暫定的拒絶が適切な期間内に送付されなかった場合、又は同規則のパラグラフ(1)の規定に基づき声明を送付した後、当該官庁又は他の当局による更なる決定が標章の保護に影響を与える場合には、更なる声明の送付もできるようになった。この更なる声明には、標章のステータス、及び該当するときは、保護される商品及びサービスを示さなければならない。これにより、官庁は、同規則のパラグラフ(1)の規定に基づき送付された保護認容声明を受けて標章が保護される場合、及び、暗黙の了解の原則に基づき標章が保護されると判断される場合は、標章の保護を求めた商品及びサービスを示す声明も送付することができる。改正の主な目的は、官庁が、暫定的拒絶をすでに通報したかどうかを確認する必要なしに、保護の範囲に影響を与える事後的な決定がなされた旨を国際事務局に通報できるようにすることである。改正後の規則は、保護の制限又は完全な拒絶の場合と、保護認容の場合の両方を想定している。

記録、名義人への通知、及び写しの送付

規則 18 の 3(5) **30.01** 国際事務局は、第 18 規則の 3 に基づいて受理されたいなかる声明も
規則 32(1)(a)(iii) 国際登録簿に登録すると共に、適宜名義人に通知し、さらに当該声明が通知又は複製可能な場合、特定の文書様式で、当該文書の写しを名義人に送付するものとする。第 18 規則の 3 に基づいて受理されたいなかる声明も、公報で公開されるものとする。さらに、国際事務局は、これらの声明のデジタルコピーを Madrid Monitor 上で入手できるようにしたため、このデータベースの利用者は直接アクセスすることができる（パラグラフ A.08.04 参照）。

国際事務局を通じて送付する指定締約国の官庁の通信

規則 23 の 2

31.01 2017 年 11 月 1 日以降、指定締約国の法令が、指定締約国の官庁が国際登録に関する通信を名義人に送付することを認めない場合には、当該官庁は、国際事務局が名義人に当該通信を送付するよう要求することができる。これにより、当該官庁の領域内における送達住所の表示も当該官庁における現地代理人の選任もしていない非居住者の名義人に対して通信を送付する手段を有さない官庁の必要を満たすことができる。国際事務局は、通信について、その内容の審査や、国際登録簿への記録をすることなく、国際事務局が定めた形式により名義人に送付する。

事後指定

3 条の 3(2)

32.01 国際登録の効果が締約国に拡張しない場合（例えば、当該締約国において保護が国際登録時に請求されなかった、又は拒絶、無効又は放棄に次ぐ最終決定の結果として、当該締約国において標章がもはや保護されていないことが理由で拡張しない場合）、当該締約国への保護の拡張は事後指定を申請することによって行なうことができる。名義人は、例えば、そうした拒絶、無効又は放棄の理由がもはや存在しない場合、そうすることを望むことができる。

32.02 事後指定を行なう別の理由としては、国際出願を提出する時点で、その締約国が協定又は議定書のいずれの加盟国でもなかった、又は名義人の締約国と同じ条約（協定又は議定書）に拘束されていなかったことが挙げられる。

「名義人の締約国」という用語は、その官庁が本国官庁である締約国（つまり、国際出願が提出された官庁）、又は国際登録の所有権に変更があった場合、新たな名義人が名義人となるための条件を満たしている締約国のいずれかを意味するものである。

32.03 事後指定は、国際登録簿に登録した商品及びサービスについてのみ行うことができる。従って締約国等は、国際登録簿に登録された商品及びサービスの指定の他の部分に関して、いくつかの事後指定を受ける場合がある。

32.04 国際登録の保護が、商品及びサービスの指定の限定、保護の部分拒絶又は一部無効により締約国等において国際登録簿に登録されている商品及びサービスの一部についてのみ関わっている場合に、事後指定は、残りの商品及びサービスのすべて又は一部について、する事ができる。

事後指定を行う資格

規則 24(1)(a) **33.01** 締約国は、指定の際、名義人が国際登録の名義人としての条件（国籍、住所又は営業所）を満たしている場合に、事後指定の対象となることができる。

33.02 特定の締約国等の指定は、協定又は議定書の双方に基づいてされる。条約により、提出しなければならない又は提出することができる事後指定の言語や、支払う手数料の問題などが決定されることになるので、どちらの条約が適用されるのかを知ることは重要である。

規則 24(1)(b)、(c) **33.03** 状況は次の通りである。

— 名義人の締約国が協定のみの加盟国である場合、協定の加盟国のみを指定することができ、その指定は協定に基づく；

— 名義人の締約国が、議定書のみの加盟国である場合、議定書の加盟国のみを指定することができ、その指定は議定書に基づく；

— 名義人の締約国が、協定と議定書の双方の加盟国である場合、議定書の加盟国の指定はすべて（その国が協定にも加盟している場合でも）、議定書に基づいて行う。一方、協定のみの締約国の指定はすべて、協定に基づいて行う。上記の原則を適用し、国が協定の加盟国であるか議定書の加盟国であるかについては、又は組織が議定書に加盟しているかどうかについては、事後指定の日付により判断される。

33.04 議定書のみに支配される国際出願後の国際登録に関して、協定に基づき国を指定する場合、さらに検討が必要である。協定に基づく場合、国際出願は本国官庁における登録をその基礎としなければならない。国際出願が本国官庁にした出願をその基礎としている場合、協定に基づく事後指定は、基礎出願が登録に至った後にのみ行うことができる。

事後指定ができない事例

A14 条(2)
P14 条(5) **34.01** 原則として、事後指定は名義人の締約国の官庁と同じ条約により拘束される締約国に関して、事後指定をすることができる。しかし、この原則には例外がある。協定又は議定書に加盟しているいかなる国又は（議定書の場合）政府間機関は、国際登録後の保護について、かかる国又は機関に対して有効となる日付前にかかる条約に基づき有効となった保護は拡張することはできない、と宣言することができる。

34.02 協定に加盟し、協定第 14 条(2)に基づく事後指定の宣言を行うことは、国際登録の名義人がその国における同じ標章の国内登録を所有していた場合に可能である。このような国における事後指定には、先行する国内登録の登録日及び番号を記載しなければならない。そうでなければ、国際事務局はその国の事後指定を記録することはできない。このような先行する国内登録が存在しない場合、国際登録を利用してかかる国において標章を保護しようとする唯一の方法は、その国を指定する新しい国際出願をすることである。

事後指定の申請

- 規則 24(2)(a) **35.01** 以下の場合を除き、名義人は、直接国際事務局へ、又は名義人の締
規則 24(2)(a)(ii) 約国の官庁を通じて、事後指定を提出することができる。しかしながら、す
べての関連する締約国が協定に基づいて指定される国である場合、事後指定は、
名義人の締約国の官庁が国際事務局に提出しなければならない。
- A.I セクション 6 から **35.02** 事後指定は、郵便で、ファクシミリで（確認の必要はない）、又は
11(a) （官庁により提出される場合は）電子的手段で、国際事務局へ送信することが
できる（パラグラフ B.I.03.01 から 03.05 及び 03.09 参照）。
- 規則 24(10) **35.03** 事後指定が官庁を通じて提出しなければならない場合において（パ
ラグラフ B.II.35.01 参照）、国際事務局に直接提出された場合、かかる事後指
定は事後指定とは見なされない。既に支払われた手数料はすべて、支払った当
事者へ返還される。

事後指定の言語

- 規則 6(2) **36.01** 事後指定は、国際出願が国際登録となった場合の言語とは無関係に、
提出する当事者の選択により、英語、フランス語又はスペイン語で国際事務局
へ通報することができる。すなわち、事後指定を名義人が直接提出する場合、
名義人はどの言語を使用するか選択することができる。しかし、事後指定を官
庁を通じて提出する場合、かかる官庁は名義人に言語選択の自由を認めるか、
又はこれらの言語のうち 1 又は 2 に限定させることができる。
- 規則 6(4)(a) **36.02** 名義人は、請求の本文をこれらのもう一方の言語に翻訳したものを
添付することができる。これは、事後指定を名義人が国際事務局へ直接提出す
る場合又はその官庁が提出する場合のいずれの場合にも同様に適用される。国
際事務局が提出された翻訳は正しくないと判断した場合、名義人に是正の提案
のための意見を 1 ヶ月以内に求めた後に是正する。規定された期間内に意見が
送付されない場合には、国際事務局は、提出された翻訳を訂正する。

公式様式

- 規則 24(2)(b)、
A.I.セクション 3
- 37.01** 事後指定は国際事務局が作成した公式様式（MM 4）又は同様の内容・形式を備えた様式で提出しなければならない（パラグラフ B. I .04.02 及び 04.03 参照）。同一の様式で複数の指定締約国等を指定することができる。

第 1 欄：国際登録番号

- 規則 24(3)(a)(i)
- 37.02** 名義人が事後指定を行うためには、国際登録の番号を明記しなければならない。事後指定は国際出願の場合と同様に、一つの国際登録に関するもののみとする。

第 2 欄：名義人

氏名又は名称及びあて先

- 規則 24(3)(a)(ii)
- 37.03** 名義人は、氏名又は名称及びあて先を記載しなければならない。この氏名若しくは名称とあて先は、国際登録簿に登録したものと同じでなければならない。名義人が氏名又は名称及びあて先を変更し、その変更が国際登録簿に登録されていない場合、事後指定の前に変更登録の申請を行なわなければならない。国際事務局は、申請書に表示された氏名又は名称及びあて先が国際登録簿に登録されているそれらと異なる場合、それを欠陥のある事後指定として処理する。

第 3 欄：代理人の選任

- 37.04** 名義人が、既に選任してある代理人を代理として委任し続けたいと希望する場合、例えば、国際出願を提出する時に、名義人は、代理人を選任するため指定された欄に代理人の氏名若しくは名称は記入しない。よって、第 3 欄は空白のままにしておくものとする。
- 規則 3(2)(a)
- 37.05** 名義人が初めて代理人選任しようとする場合、又は代理人を変更しようとする場合、公式様式のこの項目に代理人の氏名又は名称及びあて先を単に記入するだけで選任することができる。選任に関する個別の通信は必要ない。

第 4 欄：締約国等の事後指定

- 規則 24(3)(a)(iii)
- 37.06** 公式様式には、国際登録の事後に保護の拡張を求めるために各締約国等をチェックするボックスがある。名義人が自分で作成した様式を使用する場合、公式様式に指定したいと希望する締約国のリストを付け加えることができる。

37.07 公式様式は定期的に更新されており、最新版は、WIPO のウェブサイト *Madrid – The International Trademark System/Forms* で入手できるようになっている。しかし、名義人が指定したいと希望する締約国がリストにない場合（様式を印刷した後に、協定又は議定書に加盟したため）、名義人はその締約国の国名を第4欄の利用できる空白に記入しなければならない。名義人は、かかる締約国の加盟が発効していることを確認するものとする。発効していない場合、国際事務局は指定を無効とし、かかる締約国に関して支払われた付加手数料又は個別手数料をすべて返金する。

標章を使用する意思の宣言書

規則 24(3)(b) **37.08** パラグラフ B. II. 07.73 及び 07.74 の規定は、必要な変更を加えた上で事後指定に関しても適用される。

(欧州連合を指定するための) 第二言語及び優先順位 (Seniority Claim) の表示

規則 24(3)(c)(iii) **37.09** パラグラフ B. II. 07.67 から 07.69 (EUIPO における第二言語表示に関する規定) 及びパラグラフ B. II. 07.70 から 07.72 (優先順位 (Seniority Claim)) における注釈は、必要な変更を加えて、事後指定に適用される。しかしながら、欧州連合を事後指定する場合、第二言語は、事後指定の言語に関係なく、国際登録の基礎となった国際出願の言語としてはならないことに注意すべきである。したがって、たとえば、国際出願がフランス語で出願されていてその事後指定が英語で提出される場合、欧州連合を事後指定する際は、フランス語を第二言語として選択することはできない。

第5欄：事後指定の商品及びサービス

規則 24(3)(a)(iv) **37.10** すべての指定締約国等に関し、関連する国際登録についてすべての商品又はサービスについて事後指定をする場合、ボックス(a)をチェックすることにより、その事実が表示される。また、事後指定が、すべての関係する締約国等に関し、関連する国際登録について一部の商品又はサービスにする場合、ボックス(b)をチェックすることによりこの事実を表示し、事後指定に関する商品又はサービスを連続用紙に記載する。事後指定が、一部の指定締約国等に関する国際登録についての一部の商品又はサービスについてする場合、並びに、他の指定締約国等に関する国際登録に表示されたすべての商品又はサービスについてする場合、ボックス(c)をチェックすることによりこの事実を表示し、関連する商品及びサービスの詳細及び関係する指定締約国等の詳細を、連続用紙に表示する。

第6欄：その他の様々な表示

規則 24(3)(c) **37.11** この項では、議定書に基づいて一定の指定締約国等が要求する表示及び締約国等による拒絶を防ぐために名義人が希望する表示の多くに関連している。既に国際出願においてこれらの表示がされている場合、それらの表示は自動的に当該官庁への事後指定の通報に記載されるため、この項で述べている表示を繰り返して行なう必要はない。

(a) 名義人に関する追加表示

37.12 名義人が自然人である場合、名義人の国籍のある国を表示する。法人の場合は、その性質を、また法人資格を得た又は組織した国名を、場合によっては、かかる国の地域組織を表示することができる。

(b) 色彩標章の部分的表示

37.13 国際出願において標識の識別性のある特徴として色彩が主張された場合、名義人は、各色彩について、当該色彩で示される当該標識の主要部分を第6(b)欄において表示できる。

(c) 及び(d) 翻訳

37.14 標章が、文字又は翻訳することができる複数の文字により構成されている場合、名義人は適切な空欄に、これらの単語を英語及び／又はフランス語及び／又はスペイン語に翻訳したものを表示することができる。

(e) 任意の記述

37.14bis 2017年11月1日以降、出願人は、標章について任意の記述を含めることができる。これにより、出願人は、基礎標章にその記述が含まれているかどうか、又はその文言が異なっているかどうかにかかわらず、指定締約国の要件を満たすことが可能になる。これは、国際登録に任意の記述がまだ含まれていない事後指定にも適用される。

第7欄：効力発生日に関する要求

37.15 関連する国際登録についての取消し、変更の記録、又は、国際登録の更新があった後に、名義人は事後指定の効果を要求することができる。

第8欄：名義人又はその代理人の署名

規則 24(2)(b) **37.16** 名義人が直接国際事務局へ事後指定を提出する場合、名義人（又はその代理人）は、それに署名しなければならない。

37.17 官庁が、国際事務局へ事後指定を提出する場合、国際事務局は名義人又はその代理人の署名を必要としない。よって、第8欄は空白にしておけばよい。しかし、官庁は、名義人（又は代理人）による署名を要求又は許可することができる。

第9欄及び第10欄：官庁による届出の受理日及び官庁による署名

規則 24(2)(b) **37.18** 官庁により国際事務局へ提出された事後指定には、官庁の署名及び
規則 24(3)(a)(vi) 事後指定の届け出が受理された日付が明示されなければならない。名義人が事後指定を直接国際事務局に提出するときは、第9欄及び第10欄は空白のままにしなければならない。

規則 24(3)(d) **37.19** 国際登録が基礎出願に基づいたものであり、また記載された締約国がすべて協定に基づいて指定されている場合、本国官庁は、その基礎出願が登録されたことを保証し、その登録日及び登録番号を表示することによって第9欄(b)の宣言を全うしなければならない。ただし、国際事務局が既にその宣言を受け取っている場合は、この限りではない。事後指定が、本国官庁以外の官庁によって提出される場合、名義人は、本国官庁から同様の宣言を入手し、それを国際事務局へ送付しなければならない。

手数料計算表

国際出願様式の料金計算表の記入に関する注意書（パラグラフ B. II. 07.83 から 07.96）及び国際事務局への手数料支払に関する一般的注意事項（パラグラフ B. I. 08.01 から 08.14）を参照されたい。

規則 24(4) **37.20** 事後指定に関して支払わなければならない手数料には、次のようなものがある。

- 基本手数料；
- 関連した宣言（パラグラフ B. II. 07.86 参照）をした議定書に基づく指定締約国に関して、その指定締約国が協定で（も）拘束されている国であり、かつ本国官庁が協定で（も）拘束されている国の官庁である場合を除いて（このような指定には付加手数料を支払わなければならない）、それぞれに対しての個別手数料；
- 個別手数料の支払を要しない各指定締約国への付加手数料。

事後指定に関して支払われる手数料を計算するためには、WIPO のウェブサイトのマドリッドシステム・ウェブページにある手数料計算表を利用することができる。

37.21 これらの手数料は、関連する国際登録のために既に手数料を支払った 10 年間の残余の期間の権利に関するものである。言い換えれば、手数料額は、事後指定が国際登録の更新までの有効な期間の年数には関係がない。

37.22 手数料の支払は、手数料計算表のパート(b)に記載されているいずれの方法によっても可能である。国際出願の場合には、国際事務局の口座を利用し、(手数料計算表のパート(a)に必要事項を記入することによって) 必要金額の引き落としに記入して通報するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、引き落としの具体的金額を記入してはならない。国際事務局向けの口座を用いた引き落としによる方法以外で手数料を支払う場合、又は国際事務局向けの口座を用いた引き落としによる方法で引き落とす金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は引き落とす金額及び支払者又は引き落としを指示する者の氏名又は名称を(b)に表示する必要がある。

事後指定の効果

事後指定の日付

規則 24(6)(a) **38.01** 名義人が直接国際事務局へ提出する事後指定には、国際事務局が受理した日付を付す。

規則 24(6)(b) **38.02** 官庁が国際事務局へ提出する事後指定は、適用される要件を満たしていれば、官庁が受理した日付が与えられる。ただし、この日付から 2 ヶ月以内に国際事務局は受理しなければならないものとする。国際事務局がその期限が終了した後に事後指定を受理する場合は、国際事務局が受理した日付が与えられる。このことは、共通規則第 5 規則の 2 に規定する処理の継続にも該当する。これは、処理の継続の手順が共通規則第 15 規則(1)に規定する国際登録の日付の決定に影響を及ぼすことがないことによる。

38.03 事後指定の日付は、欠陥がある場合に影響される (パラグラフ B. II.39.02 参照)。

38.04 一般的には、早い日付が与えられる可能性は、名義人にとって利益となる。しかし、ある状況では、この新しい可能性は混乱を招くこととなり、不利益となることがある。例えば、事後指定が官庁を通じて、国際登録の更新日の直前に提出され、国際事務局が受理したのが更新日を過ぎていた場合は、更新日より前の日付が付与される。

38.05 事後指定とは対象的に、第 25 規則に基づいた変更の記録は、変更の記録の要求が官庁を通じて提出されているか、直接提出されているかに関わらず、国際登録簿に実際に記録されたときに効力を生ずるものとみなされる。したがって、事後指定又は、変更の記録の要求が官庁を通じて同時に提出された場合に、事後指定は通常は変更の効力のある日付より早い日付が付与されることとなる。例えば、名義人が特定の締約国等に関する保護を放棄する場合に（その締約国等の拒絶のおそれがあるからである）、さらに、すぐに、事後指定の方法によってその締約国の保護を再度拡張することが起こりうる。

もしその放棄及び事後指定が官庁を通じて同時に提出された場合、第 24 規則(6)(b)の結果、関連する締約国に関する放棄は、その締約国等の新しい領域の拡張の後に効力を生ずる。

規則 24(6)(d) **38.06** 上記のような問題をさけるために、その他のいくつかの事象（取消又は変更の記録又は更新など）の後、直ちに効力を発生する要求を含む事後指定の場合は、事後指定はその他の事象の記録の日付が付与される。

38.07 前述のように決定された事後指定の日付が、国際登録に関して記録された優先日の後、6 ヶ月以内であれば、後者が享受する優先権もまた、事後指定された締約国において効力を有する（パラグラフ B.II.40.02 参照）。

事後指定の手続の欠陥

規則 24(5)(a) **39.01** 国際事務局が、事後指定に手続の欠陥があると判断した場合、その旨を名義人に通報する。官庁が事後指定を提出した場合は、官庁にも通報する。

規則 24(6)(c)(i) **39.02** 事後指定に、関連する国際登録の数、指定締約国等の表示、商品又はサービスの指定、事後指定に添付する使用意思の宣言又はこれらに関する欠陥がある場合、事後指定の日付は、欠陥が是正される日付となる。しかし、官庁が国際事務局へ事後指定を提出する場合、*官庁が事後指定の申請を受理した日から 2 ヶ月以内に欠陥が是正されるならば*、事後指定の日付は、これらいずれの欠陥にも影響を受けない。この場合、事後指定の日付は官庁が申請を受理した日付のままになる。

規則 24(6)(c)(ii) **39.03** 他のいかなる欠陥も事後指定の日付に影響しない。

規則 24(5)(b) **39.04** 手続の欠陥が、国際事務局が通報した日から 3 ヶ月以内に是正されない場合、事後指定は放棄されたものと見なされる。ただし、2017 年 11 月 1 日以降、改正後の第 24 規則(5)(c)は、公式様式 MM18（標章を使用する意思の宣言書）が米国を含む事後指定とともに提出されていない場合、または提出された様式に瑕疵があり、この欠陥が特定の期間内に是正されない場合、米国の指定のみが事後指定に含められていないものとみなされる旨を定めている。

国際事務局は、他の締約国が含まれている事後指定の処理については継続する。国際事務局は、基本手数料の半額を保留し、支払った当事者（名義人、代理人又は官庁）に支払われた手数料を返還する。

39.05 規則には、誰が欠陥を是正しなければならないのか、明記されていない。名義人が国際事務局へ直接事後指定を提出した場合、名義人が欠陥を是正しなければならないのは明らかである。その官庁が事後指定を提出した場合は、その官庁が欠陥を是正することができる。事実、欠陥の内容によっては、名義人が欠陥を是正するのは、困難なばかりか、不可能なことさえある（例えば、官庁が事後指定に署名していない場合、又は申請を受理した日が明記されていない場合など）。よって、国際事務局が名義人に、官庁を通じて提出された事後指定に欠陥があると通報する場合、名義人は、欠陥が適切な時期に是正されることを確実にするために、官庁と連絡をとり、アドバイスを受けるものとする。

規則 5 の 2 **39.05bis** 名義人は、3 ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06bis.01 から 05 を参照。

規則 24(5)(c) **39.06** 欠陥に関する一般的な規則の例外として、国際事務局が、名義人は指定の一部又はすべての締約国等に対して事後指定を行う資格がないと判断する場合がある（パラグラフ B.II.33.01 から 33.04 参照）。指定した締約国等の一部にのみに資格が欠如している場合、事後指定にはこれらの締約国等の指定は含まないと見なされる。これらに関して支払われたそれぞれの付加手数料又は個別手数料は返還される。資格の欠如が指定した締約国等のすべてに適用される場合、事後指定は放棄されたものと見なされる。よって国際事務局は、付加手数料と個別手数料のすべてと、さらに基本手数料の半額も返還する。

記録、通報及び公表

規則 24(8) **40.01** 国際事務局が、事後指定が適用される要件を満たしていると認める場合は、その旨を国際登録簿に記録し、指定された締約国等の官庁に通報する。事後指定が官庁を通じてされる場合、この旨は同時に官庁にも通報される。

規則 32(1)(a)(v) **40.02** 事後指定は、公報により公表される。公報には、Madrid Monitor からアクセスすることができる (www.wipo.int/madrid/monitor/en)。事後指定の日付は、第 24 規則(6) (パラグラフ B.II.38.01 から 38.07 参照) に従い、国際登録の優先日から 6 ヶ月を超えるものではなく、また、優先の宣言に関する情報は、事後指定の公表に含まれる。

規則 6(3) **40.03** 事後指定は、英語、フランス語及びスペイン語で記録され、公表される。旧版の第 6 規則の下では国際登録はフランス語のみ又は英語及びフランス語だけで公表されていたが、それらはそれぞれ英語及びスペイン語で公表してフランス語では再公表されるか、又はスペイン語で公表して英語及びフランス語で再公表される (パラグラフ B.I.38.01 から 38.07 参照)。このような事後指定自体は、国際登録簿に英語、フランス語及びスペイン語で記録される。

保護期間

規則 31(2) **41.01** 事後指定の保護の期間は、その国際登録と同じ日付で終了する。例えば、国際登録が既に 8 年間登録されている場合 (又は分割支払の最後の手数料が 8 年前に支払ってある場合)、事後指定のために支払う手数料は、2 年分のみである。これにより、国際登録の更新日は (又は、更新料の支払日は)、国際登録に含まれる指定すべてと同じであり、指定が記録された日には関係がない (パラグラフ B.II.38.04 についても参照)。

規則 40(3)(a) **41.02** 共通規則が発効する前 (1996 年 4 月 1 日)、国際登録が有効になった場合、及び必要手数料を既に 20 年分支払った場合であって、事後指定がこの期間の最初の 10 年間だけ行われた場合には、事後指定に関して支払う手数料は、かかる 10 年間分の残余の期間分だけである。この期間の終了時に、後半の 10 年分の必要な付加手数料と個別手数料を支払う必要がある (パラグラフ B.II.75.01 及び 75.02 参照)。

保護の拒絶

規則 24(9) **42.01** 指定締約国等による事後指定の保護の拒絶は、国際出願における指定の保護の拒絶に関するものと同様の手続に従う。よって、必要な変更を加えて、第 16 規則から第 18 規則の 3 を準用する。これは、保護の拒絶を締約国等に通報する期間は、国際事務局が締約国等の官庁に事後指定を通報した日から開始されるものと解釈する。この解釈は、パラグラフ B.II.17.01 から 31.01 に言及されている。

事後指定の特別な場合：締約国際機関（欧州連合）の指定の転換 (Conversion) による事後指定

43.01 欧州連合商標制度において、欧州連合商標出願が取り下げられ、拒絶され、又は欧州連合商標登録が失効する場合、その欧州連合商標の所有者は、欧州連合の一以上の加盟国の官庁へ、国内商標出願に転換する旨の申請をすることができる。

43.02 特に、転換の申請が欧州連合法令により規定された期間内に出願された場合に、転換の効果は、転換に起因する国内商標出願は、欧州連合商標出願又は登録の出願日と同じ出願日に割り当てられる（該当する場合には、同じ優先権及び／又は優先順位の主張を享受する）。

規則 24(7)(a)

43.03 欧州連合商標制度のこの特徴について、共通規則は以下のように規定する。締約国際機関の指定が国際登録簿に記録されている場合、及びそのような指定が当該機関の法律に従って取り下げられるか、拒絶されるか、又は失効した場合には、マドリッドシステムの下において、転換を、その加盟国の事後指定によっても申請することができる。国際登録の名義人が、欧州共同体への指定を、加盟国の官庁に直接出願される国内出願か又はマドリッドシステムにおける当該加盟国の事後指定のいずれかに転換する選択肢を提供するものであり、この仕組みは、しばしば「オプティンクバック (opting-back)」規定と呼ばれている。

43.04 原則として、転換に起因する事後指定は、「通常 (ordinary)」の事後指定について定められている要件に見合ったものでなければならない(パラグラフ B.II.32.01 から 42.01 参照)。ただし、以下を条件とする。

公式様式及び内容

A.I.セクション 3(a)

44.01 転換に起因する事後指定は、国際事務局が定める公式様式MM16 により（「通常の」事後指定で使用される公式様式（MM 4）とは別個のもの）、提出されなければならない。

規則 24(7)(b)

44.02 転換に起因する事後指定の記録に関する申請は、以下の内容を含む又は表示しなければならない。

- 関連する国際登録の番号；
- 名義人の氏名又は名称及びあて先；
- 指定が転換される締約国際機関；
- 事後指定の対象となる締約国際機関の加盟国；

－ 転換に起因する締約国の事後指定が、締約国際機関の指定について記載されたすべての商品及びサービスに関するものである場合には、その事実、又は、当該締約国の指定が、当該締約国際機関の指定に記載された商品及びサービスの一部分のみに関するものである場合には、それらの商品及びサービス；

－ 支払われた手数料の総額及び支払の方法、又は、国際事務局に開設された口座から必要な額を引き落とす旨の指示、及び支払をする者の特定；

規則 3(2)(a) **44.03** 名義人がはじめに代理人を選任したい場合、又は代理人を変更したい場合には、選任は、公式様式の関連する項目に、その氏名又は名称及びあて先を表示することにより行うことができる。

転換に起因する事後指定の提出

規則 24(2)(a)(iii) **45.01** 転換に起因する事後指定は、いつでも締約国際機関の官庁（実際には、EUIPO）を通じて、国際事務局に提出されなければならない。特に、これは、転換に起因する事後指定を、国際事務局に送達する前に、前記の官庁が、そのような申請が法令において必要な要件に従っているかどうか（特に、期間に関する要件を遵守しているかどうか）を決定しなければならない。

転換に起因する事後指定の日付

規則 24(6)(e) **46.01** 転換に起因する事後指定には、関連する国際登録における締約国際機関の指定が、国際登録簿に記録された日付がつく。

国際登録の変更とその他の記録

名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更、名義人の法的性質の記録又は変更、名義人の代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

規則 25(1)(a)(iv) **47.01** 法人である名義人の法的性質及び設立国に関する情報提供の可能性がマドリッドシステムに導入され、名義人は特定の締約国の法律に定められている要件を満たすことができるようになった。特定の締約国においては、法人は、新たな法人を設立しなくとも、法的性質を変更することができる。これにより、国際登録簿に記載され、締約国に通報されている名義人の情報が最新のものではなくなってしまうことから、国際登録の名義人には、例えば、出願審査、権利行使及び訴訟手続において重大な問題が生じる可能性がある。この情報は、国際登録の一部となる。2017 年 7 月 1 日以降、改正後の第 25 規則により、国際登録の名義人は、適用される国内法を遵守するために、氏名若しくは名称及び／又はあて先の変更に求められる様式と同じものを使用して、法的性質が変更された場合又はその追加が必要となる場合には、国際事務局に記録されてい

る法的性質（例えば、有限会社）を追加又は更新することが可能となる。名義人の法的性質の表示の申請、又は名義人の氏名若しくは名称、あて先又は法的性質の変更の記録の申請は、国際事務局が指定する公式様式（MM 9）（又はこれと同一の内容と形式の様式）により国際事務局に提出されなければならない。

規則 25(1)(b) **47.02** 申請は、名義人又は名義人の締約国の官庁を通じて、直接国際事務局へ提出することができる。

公式様式（MM 9）

48.01 名義人の法的性質の表示又は名義人の氏名又は名称、住所又は法的性質の変更に関する申請の様式を、氏名又は名称の変更が所有権の変更に起因する場合には使用してはならない。そのような場合には、様式（MM 5）を使用しなければならない（パラグラフ B. II.60.01 から 67.02 参照）。

第 1 欄：国際登録番号

48.02 同一人の名義で記録されている複数の国際登録に単一の申請を適用することが可能である。申請を適用する国際登録を明示するには、それぞれ関連する国際登録番号を記す。

48.03 特定の国際登録について、（その国際登録がまだ有効になっていないか又は名義人に通報されていないなどの理由で）その国際登録番号が未知である場合は、その他の種類の番号が付与されることはない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行えばよい。

第 2 欄：名義人の名称

48.04 国際登録に記録されている名義人の氏名又は名称を示す必要がある。

第 3 欄：名義人の名称及び／又は住所の変更

48.05 第 3 欄には、新たな氏名及び新たな住所を記入する。記入するのは変更する項目だけでよく、例えば、氏名だけを変更する場合は新しい氏名のみを記入し、その他の欄は空白にしておく。また同様に、住所のみを変更する場合は新しい住所のみを記入し、氏名を記入する必要はない。

第4欄：名義人の法的性質の記録又はその変更

48.06 名義人は、法人であるときは、その法的性質及び／又はその法律に基づいて法人が設立された国を含め、法人の詳細事項について、第4欄の指定欄に記録すること又はそれを変更することができる。

第5欄：新たな連絡先

48.06bis 名義人の通信のためのあて先、電話番号及びファックス番号並びに電子メールアドレスを削除又は更新する空欄が第5欄に設けられている。この欄について変更が請求されなければ、国際事務局は、名義人の現在の連絡先情報を維持する。

規則 36(ii)

48.07 出願人又は名義人の通信のためのあて先、電子メールアドレス、電話又はファックス番号に関する変更がある場合には、新たな通信のためのあて先、電子メールアドレス、電話又はファックス番号を記入すればよい。また、記録されるべき変更がこれのみである場合には、この申請に関して手数料を支払う必要はない。

第6欄：新たな代理人の選任

48.08 名義人の法的性質の記録、又は名義人の氏名若しくは名称、あて先又は法的性質の変更の記録を申請する際に、代理人の選任が可能である。

48.09 既に記録されている代理人に変更がない場合は、該当欄を空白にしておく。

第7欄：名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(d)

48.10 国際事務局に直接申請を行う場合は、名義人（又は記録されている代理人）の署名が必要である。

48.11 官庁を通じて国際事務局に申請する場合には、官庁は、名義人又は代理人に、その署名を要求又は許可することができる。国際事務局は、この項目に名義人の署名がないことを問うことはない。

第8欄：官庁の署名

規則 25(1)(d)

48.12 官庁を通じて国際事務局に申請する場合は、その官庁の署名が必要である。

手数料計算表

国際事務局への手数料の支払に関する一般的注意事項（パラグラフ B. I.08.01 から 08.14）を参照されたい。

48.13 名義人の法的性質の記録、又は名義人の氏名若しくは名称、あて先又は法的性質の変更の記録に関する申請を行なうためには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。この手数料の額は、申請書に記された国際登録及び／又は記録若しくは変更が何件であっても同じである。手数料の支払は、手数料計算表(b)に記載されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局の口座を利用し、(手数料計算表(a)に必要事項を記入することにより)単に必要な金額の引き落としを国際事務局に指示するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、引き落としの具体的な金額を記入してはならない。国際事務局の口座を用いた引き落としによる方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局の口座を用いた引き落としによる方法で引き落とす金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は引き落とす金額、及び支払をする者又は、引き落としを指示する者の氏名又は名称を(b)に表示する必要がある。

代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

規則 25(1)(a)(vi)、規則 36(i) **49.01** 2017 年 11 月 1 日以降、改正後の第 25 規則(1)(a)(vi)の規定は、代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録の申請については、公式様式で行なう必要があることを定めている。この目的で様式 (MM10) を使用することができる。この様式は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録に使用される様式 (MM9) と似ているものである。主な相違点は、名義人の氏名又は名称を記載する必要はなく、変更の内容を記載することである。もちろん、関連する代理人の氏名若しくは名称又はあて先についても同様である。代理人の変更の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録は無料である。

49.02 様式MM10 は、その選任が既に記録されている代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録を申請する場合にのみ適用される。新たに選任される代理人の記録を申請する場合には使用されない。

49.03 複数の明記された国際登録に単一の申請を適用することが可能である。国際事務局は、単に同一の代理人の名称において、すべての国際登録に言及する代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録の申請を認めることができない。

欠陥のある申請

規則 26 **50.01** 名義人又はその代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更の記録の申請が要件を満たしていない場合、国際事務局は名義人に対してその旨を通報する。ただし、官庁を通して申請が行われている場合は、官庁に通報される

ことになる。その通報の日から 3 ヶ月以内に欠陥のある箇所を是正しなければならない。3 ヶ月以内に是正が行われなければ、申請が放棄されたものとみなされる。そしてその場合、支払われた手数料の半分以上を差し引いた額が払い戻されることになる。

50.02 官庁を通じて申請が行われる場合、名義人は、欠陥のある箇所を是正するのか、名義人自身が是正するのかを明確にしなければならない。

規則 5 の 2
規則 27(1)(c)

50.03 名義人は、3 ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の場合には、変更の記録の日付は、対応する要件を遵守する期限が経過した日付となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06 *bis*.01 から 05 を参照。

記録、通報及び公表

規則 27(1)(a)
規則 27(1)(b)
規則 32(1)(a)(vii)

51.01 国際事務局は国際登録簿に名義人の法的性質、又は名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更、その法律に基づいて法人が設立された国、該当する場合には、当該国における地域を記録し、指定締約国等の官庁にその旨を適宜通報する。それと同時に名義人にもその旨を通報するが、官庁を通じて申請が行われている場合には、その官庁に通報されることになる。名義人の法的性質の導入、及び／又は名義人の氏名若しくは名称、あて先又は法的性質に関する変更、又は代理人の氏名若しくは名称又はあて先への変更の申請に関する情報は、その適切な要件を満たした申請が国際事務局に受理されたとみなされた日に記録される。しかしながら、申請がなされた場合に、国際登録に関する変更、取消し又は事後指定の記録の後、若しくは国際登録の更新後に、この情報が記録される。さらに、国際事務局は、関連する情報を公報に掲載する。

限定、放棄及び取消し

52.01 名義人は、名義人の国際登録を保護するために下記の制限のいずれかの記録の登録を申請することができる。

- 指定締約国等の一部又はすべてに影響する、商品及びサービスの指定に対する限定（「限定」）；
- すべての商品及びサービスに関する、指定締約国等のすべてにではなく一部に影響する保護の放棄（「放棄」）；
- すべての又は一部の商品及びサービスに関する、すべての指定締約国等に影響を及ぼす国際登録の取消し（「取消し」）。

限定、放棄又は取消しの効果

53.01 限定の登録によって、国際登録簿に登録されている国際登録から、該当する商品及びサービスが抹消されるわけではない。唯一の効果は、その指定締約国が関連する商品及びサービスの範囲で、この限定が適用された場合に国際登録による保護の対象外になることである。商品及びサービスの一覧に対する限定が、すべての指定締約国に対して有効となるように記録された場合でも、限定の対象とされた商品及びサービスは、事後指定の対象となることができる。それらは、更新時に支払われる付加手数料の計算時に考慮される。同様に、保護が放棄された締約国は、いつでもまた指定されることができる。

53.02 これに対し、国際登録が取り消された場合には、その商品及びサービスの国際登録が永久に取消しされることになる。すべての商品及びサービスの登録が取り消されれば、登録簿には何も残らないことになる。商品及びサービスの一部が取消しされた場合は、取消しの対象となる商品及びサービスの記録が抹消される。その結果、登録が全部取消しとなる場合は、国際登録の対象が存在しなくなるため、事後指定が行われることはない。前の名義人が再度自分の標章に対する保護を求める場合は、新たに国際出願を行う必要がある。同様に、部分的取消しの場合には、名義人は、国際登録が取り消された商品及びサービスについて、事後指定をすることはできない。それらの商品及びサービスについて、再び名義人の標章に対する保護を要求する場合には、新たに国際出願を行う必要がある。

53.03 名義人自らが国際登録の保護に対する限定、放棄、又は取消しを要求する場合には、議定書第9条の5に規定する国際登録日を確保しながら国際登録を国内出願や地域出願に変更することを要求することはできない。議定書第6条(4)に従い、本国官庁によって申請された国際登録が取り消された後にもみこのような変更が可能になる（パラグラフ B. II.88.01 から 88.07 参照）。

記録の申請

- | | |
|-----------------------------|--|
| 規則 25(1)(a)、
A.I.セクション 4 | 54.01 限定、放棄又は取消しの申請は、国際事務局が定めたそれぞれの公式様式又は同様の内容の様式（MM 6、MM 7 又は MM 8）を使用して国際事務局に申請しなければならない。 |
| 規則 25(1)(c) | 54.02 国際事務局による申請の受領の日において協定に支配される指定締約国に影響が及ぶ放棄が生じたときは、その申請は名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。 |
| 規則 25(1)(c) | 54.03 国際事務局による申請の受領の日において協定が適用される指定締約国で効力を有する取消しが生じたときは、取消しの記録の申請は名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。 |

規則 25(1)(b) **54.04** それ以外の場合には、名義人から直接、名義人の締約国の官庁を通じて、国際事務局に申請を行うことが可能である。

規則 26(3) **54.05** 申請が官庁を通じてしなければならない場合で（パラグラフ B. II.54.02 及び 54.03 参照）、直接国際事務局に提出された場合には、その請求は、請求とはみなされず、国際事務局はその旨を申請人に通知する。

規則 6(2)
規則 40(4) **54.06** 一般に、請求は、英語、フランス語又はスペイン語でできる。しかしながら、2004 年 4 月 1 日より前の出願によるものであり、かつ事後指定の記録がまだされていない全ての国際登録については、以下に注意する必要がある：

— もし協定のみが適用されるならば、フランス語が引き続き、連絡、記録及び公表のための唯一の言語とされる。

— もし全部又は部分的に議定書が適用されるならば、フランス語及び英語が引き続き、連絡、記録及び公表のための言語とされる。

2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日の間の出願による国際登録であり、かつ事後指定の記録がまだされていないものについては、以下に注意する必要がある。：

— もし協定のみが適用されるならば、上記のように、フランス語が引き続き、連絡、記録及び公表のための唯一の言語とされる（この時期に出された出願による国際登録であって、全部又は部分的に議定書の適用がされるものは、2004 年 4 月 1 日からスペイン語が導入されることに伴う 3 ヶ国語体制の恩恵を受けることになる。）。

適用条約の変更後の放棄又は取消しの記録の申請の提出

規則 1 の 2 **55.01** 協定及び議定書の両方により拘束される締約国の指定が記録されているときは、適用される条約の変更が生ずる可能性がある（パラグラフ A02.26 から 02.31 参照）。

規則 25(1)(c) **55.02** 協定が適用される指定締約国に影響を及ぼす放棄又は取消しがあるときは、その記録の申請は、名義人の締約国の官庁経由で国際事務局に提出されなければならない。

55.03 しかしながら、特定の指定に協定が適用されるか否かの問題は、第 25 規則(1)(c)の規定によって、国際事務局による申請の受領日には解決される。したがって、適用条約の変更は、すでに国際事務局に提出されている放棄又は取消しの記録の申請に影響を及ぼさない。

公式様式

56.01 限定、放棄又は取消しの登録のための申請書（それぞれMM 6、MM 7、MM 8）には、別個の公式様式が用意されている。これらは全体的に類似しており、同じ形式で相違点の記述とともに作成されている。

国際登録番号

56.02 関連する国際登録の番号を記入する。限定、放棄及び取消しの範囲がどれについても同じ場合には、すなわち、（取消しの場合）影響を受ける締約国がそれぞれの国際登録について同じである場合、及びそれぞれの国際登録について変更の影響を受ける商品及びサービスが同じである場合、（放棄の場合には必ず）それぞれの国際登録によって保護されているすべての商品及びサービスにそれらの変更が適用される場合には、複数の国際登録に単一の申請により、することが可能である。

56.03 特定の国際登録について（その国際登録がまだ有効になっていないか、若しくは名義人に通報されていないなどの理由で）、その国際登録番号が通報されていない場合は、その他の種類の番号が付与されることはない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行えばよい。

名義人

56.04 名義人の氏名又は名称は国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない。

代理人の選任

56.05 限定、放棄、又は取消しの記録を申請する際には、代理人の選任が可能である。

56.06 既に記録されている代理人に変更がない場合は、該当欄を空白にしておく。

締約国等

56.07 商品及びサービスの指定に対する限定がすべての締約国等に適用される場合には、様式MM 6 の第 4 欄の該当項目にチェックするだけでよい。そうでない場合には、記録される限定に関する締約国等の一覧を記載しなければならない。申請が複数の国際登録に関する場合には、この一覧がそのすべてに適用される。

56.08 放棄の場合には、様式MM 7 の第 4 欄にその影響を受ける締約国等の一覧を記載する。申請が複数の国際登録に関する場合には、同じ一覧がそのすべてに適用される。

商品及びサービス

56.09 限定の場合は、商品及びサービスの指定に対する限定の範囲は、様式MM 6 の第 5 欄に明記する必要がある。特定の商品及びサービスを表すための用語を別の用語（より狭いもの）に置き換える場合には、どの用語がどの用語に置き換えられるのかを明示しなければならない。限定を表すのにどのような方法が用いられるにしても、限定された商品及びサービスは対応する類番号に分類し、それぞれの類の番号を記載し、商品及びサービスの国際分類の番号順に列記する。限定が一以上の類の全ての商品及びサービスに影響を及ぼす場合、申請書に削除する類を記載しなければならない。

56.10 国際登録を含むすべての商品及びサービスを取り消す場合には、様式MM 8 の第 4 欄の該当項目にチェックする。一部取消しの場合には、前のパラグラフの要領に従って、第 4 欄に取消しの範囲を示す。

名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(d) **56.11** 国際事務局に直接申請を行う場合は、名義人（又は代理人）の署名が必要である。

56.12 国際事務局への申請が官庁を通じて行なわれる場合、官庁は名義人又はその代理人に様式に署名することを要求又は認めることができる。署名がされていなくても、国際事務局がそのことを問題にすることはない。

官庁の署名

規則 25(1)(d) **56.13** 官庁が国際事務局に申請する場合は、その官庁の署名が必要である（名義人が国際事務局に直接申請を行い、独自の申請書を作成する場合は、この項目を省略することができる）。

手数料計算表（限定のみ）

国際事務局への手数料の支払に関する一般的注意事項（パラグラフ B. I.08.01 から 08.14）を参照のこと。

56.14 限定の記録を申請する場合には、料金表に定められた手数料を支払う必要がある。申請が何件かの国際登録に関するものである場合、手数料は各件に関して支払わなければならない。手数料の支払は、手数料計算表の(b)に列記されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局向けの口座を利用し、(手数料計算表の(a)に必要事項を記入することによって) 必要金額の引き落としを指示するのが最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、引き落としに記入する具体的な金額を記入してはならない。国際事務局向けの口座を用いた引き落としによる方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局向けの口座を用いた引き落としによる方法で引き落としに記入する金額を明記したい場合は、支払方法、支払金額又は引き落とし

に記入する金額、及び手数料を支払う者又は引き落としを指示する者(名義人、代理人又は官庁)の名前を(b)に表示する必要がある。

規則 36(iii)及び(iv) **56.15** 放棄又は取消しの記録を申請する場合には、そのための手数料を支払う必要はない。したがって、これらの記録を申請するための申請書には、手数料計算表は含まれていない。

欠陥のある申請

規則 26 **57.01** 限定、放棄又は取消しの記録の申請が、適用される要件を満たしていない場合、国際事務局は、名義人に対しその旨を通報する。ただし、官庁を通じて申請がされた場合には、官庁に通報されることになる。その旨が通報されてから、3ヶ月以内に欠陥を是正することができる。3ヶ月以内に補正が行われない場合、申請が放棄されたものとみなされる。この場合、支払われた手数料の半分以上を差し引いた額が払い戻されることになる。

57.02 官庁を通じて申請がなされた場合、名義人は、官庁が欠陥を是正するのか、名義人自身がそれを是正するのかを明確にしなければならない。

規則 5 の 2
規則 27(1)(c) **57.03** 名義人は、3ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の場合には、変更の記録の日付は、対応する要件を遵守する期限が経過した日付となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06bis.01 から 05 までを参照。

記録、通報及び公表

規則 27(1)(a)
規則 32(1)(a)(vii)
及び(viii) **58.01** 国際事務局は国際登録簿における限定、放棄又は取消しを登録し、指定されている関係締約国の官庁にその旨を通報する(取消しの場合にはすべての締約国等に通報する)。同時に、名義人にもその旨を通報する。官庁を通じて申請が行われている場合は、その官庁に通報されることになる。登録簿に記録されている日付は、国際事務局が申請のための適用される要件を満たした申請の受理日である。

規則 27(1)(b) しかし、名義人が請求した場合、国際登録の更新、国際登録に関連する事後指定、取消し又はその他の変更の記録の後にその変更が記録される。さらに、国際事務局は、関連する情報を公報に載せる。

58.02 第 25 規則による取消しの記録を求める申請が、協定第 6 条(3)及び議定書第 6 条(3)で規定されているように、5 年の期間が終了する前に提出された場合には(パラグラフ B.II.83.01 参照)、たとえ、その取消しの申請が、本国官庁以外の官庁を通じて提出された、又は名義人から直接提出されたもので

あった場合であっても、国際事務局は本国官庁に取消しの通報を行う。
記録、通知、公表に使用する言語に関しては、パラグラフ B. II .54.06 を参照。

限定が効力を有しない旨の宣言

- 規則 27(5)
(a)から(c)
- 59.01** ある指定締約国の官庁が国際事務局によってその指定締約国に影響を与える商品及びサービスの一覧に関する限定が通報された場合、その官庁は、限定がその領域内では効力を有しないことを宣言することができる（特に、その官庁が要求されている変更が実際には一覧の限定ではなく、拡張であると見なすことを理由に）。その宣言は、その通報が当該官庁へ送付された日から 18 ヶ月の期間が満了する前に国際事務局に送付されなければならない。その官庁は、その宣言において、その制限が何の効果も有しない理由、その宣言が限定と関係する商品及びサービスすべてに影響しない場合には宣言の影響を受けるもの又は宣言の影響を受けないものを、関係する法令の重要な条項及びその宣言が再審査又は抗告の対象とすることができるか否かとともに示さなければならない。国際事務局は、限定の記録を申請した当事者（名義人又は官庁）にしかるべく通報する。
- 規則 27(5)(e)
- 59.02** その宣言が、再審査又は抗告の対象とすることができる旨を表明している場合、名義人は関係する官庁からその再審査又は抗告を請求する際の期限及びこれを提出する当局について確認することとなる。官庁はその宣言に関する最終決定をすべて国際事務局に通報しなければならない、国際事務局はその限定の記録を申請した当事者（名義人又は官庁）にしかるべく通報する。
- 規則 27(5)(d)
及び(e)
- 59.03** 効力を有しない限定又はその宣言に関する最終決定は、国際登録簿に記録される。関連する情報は、公報で公表される。

名義の変更

- 60.01** 様々な理由及び方法により、標章の名義の変更が可能である。譲渡契約などの契約による所有権の変更が可能であり、その他の理由としては司法決定、すなわち相続や倒産などに伴う法令の適用が挙げられる。二つの企業が合併したときは所有権が自動的に変更される。
- 60.02** 国際登録の所有権の変更はその国際登録によって保護されているすべての商品及びサービスに関連する場合もあるし、その一部にのみ関連する場合もある。同様に、所有権の変更は、すべての指定締約国等に関連する場合もあるし、その一部にのみ関連する場合もある。
- 規則 1(xxi)
- 60.03** 規則では、所有権の変更の理由や種類は区別していない。議定書第 9 条のように、すべての場合に対して一律に「名義人の変更」という用語が用いられている。国際登録簿にその変更が記録されるまでは、前の所有者が「名義人」となる。「名義人」とは、その氏名又は名称が国際登録に記録されてい

る者又は法人を指す。新しい名義人は「譲受人」と呼ばれる。名義人の変更が記録された後は、当然、譲受人が国際登録の名義人になる。

60.04 この用語は協定において用いられている用語とは異なる。協定第9条の2では、すべての商品及びサービスの名義人の変更並びに国際登録によって指定されているすべての締約国に関する名義人の変更に対して「移転」という用語が用いられている。その一方、協定第9条の3では、商品及びサービスの一部並びに一部の締約国に関する名義人の変更に対して「一部譲渡」という用語が用いられている。

譲受人が新しい名義人になるための資格

61.01 譲受人が国際出願を申請する資格を有するものである場合に限り、名義人の変更の記録が可能である。さらに、その譲受人が新名義人として保護を求める対象の国際登録によって指定されている各締約国等の範囲において、譲受人の権利が検討されなければならない。

規則 25(2)(a)(iv) **61.02** 名義人の変更の記録の申請に際して、譲受人は、国際登録の名義人になるために協定第1条(2)及び第2条又は議定書第2条(1)に定められている要件を満たしている場合に、その締約国を表示しなければならない。すなわち譲受人は、協定又は議定書の適用を受け、譲受人が真正かつ有効な工業上又は商業上の営業所、若しくは住所を有する締約国、又は協定又は議定書の適用を受ける締約国等（若しくは議定書の適用を受ける機関又は加盟国）で、譲受人が国籍を有する国を表示しなければならない。もっとも、譲受人は、協定の適用を受ける締約国と議定書の適用を受ける締約国を含めて複数の締約国との関係を主張することができる。

規則 25(3) **61.03** 指定締約国等に関して、ある者が国際登録の名義人として記録されるか否かを決定するための原則を以下に列記する。

— その指定締約国が議定書ではなくて協定に支配されている場合には、その締約国に対する名義人として登録することができる。ただし、その締約国（又は複数の締約国の一つ）もまた、前のパラグラフで述べられている協定の加盟国であるものとする）；

— 指定締約国等が協定ではなくて議定書に支配されている場合には、その締約国に対する名義人として登録することができる。ただし、その締約国（又は複数の締約国の一つ）もまた、パラグラフ B.II.61.02 で述べられている議定書の加盟国であるものとする）；

— 譲受人が、協定と議定書の両方の加盟国である締約国、又は協定に加盟する締約国又は議定書に加盟する締約国を表示することができれば、いかなる締約国を指定しても国際登録の名義人として記録される。

61.04 パラグラフ B. II. 61.02 及び 61.03 に規定されている例を以下に示す。
譲受人が特定の国の国民で、議定書のみ支配され、他のいかなる国にも住所
や営業所を有していない；

— 国際登録を協定のみに支配される締約国等に拡張する場合には、国際登録
簿に名義人の変更を記録する事ができない；

— 国際登録が、協定のみに支配される締約国等及び議定書にも支配される締
約国等に保護の拡張をする場合は（協定にも支配されるか否かに拘わらず）、
議定書によって支配されるすべての国において、名義人の変更を記録するこ
とができる；

— 国際登録が（協定に支配されているか否かに拘わらず）議定書に支配され
る締約国等に保護の拡張をする場合には、すべての指定締約国等において名義
人の変更が記録される。

これに対し、上記の譲受人が協定に支配されている締約国等に真正かつ有効
な営業所を有する場合には、すべての指定締約国等において名義人の変更が記
録される。

規則 25(4)

61.05 譲受人が複数存在する場合には、そのいずれに対してもパラグラフ
B. II. 61.03 に記載された事項が適用される。その結果、そのいずれかがある
特定の締約国等に関し、国際登録の名義人になるための条件を満たさない場合
には、その締約国等について、名義人の変更を記録することはできない。しか
し、条件を満たす対象となる締約国等がすべての譲受人にとって同一である必
要はない。

61.06 前パラグラフにおける理由から、1 又は複数の指定締約国における国
際登録簿に名義人変更の記録ができない場合は、パラグラフ B. II. 65.01 で述
べられているように、その譲渡は名義人の一部変更として記録される。新しい
名義人が名義人として記録される資格を有する別個の国際登録が指定締約国
において成立する。残りの締約国に対しては、国際登録は現在の名義人の氏名
若しくは名称のままである。新しい名義人がこれら後者の締約国において名義
人として記録される資格を有することになった場合、パラグラフ B. II. 68.01
から 68.04 で述べられているように、国際登録の併合を請求できる。その結
果、国際登録簿に名義変更を記録することができない当事者間の問題について
は、関係する締約国の法令に委ねられる。

A9 条の 2(1)

61.07 マドリッド協定第 9 条の 2(1) 後文によると、本国官庁以外の締約国
等に営業所がある者に譲渡する場合は、従属した 5 年間に影響し、国際事務局
は、新しい所有者の国の官庁の同意を得ることとし、可能であれば新しい所有
者の国における標章の国際登録番号及びその日を公表する。この手続は、マド
リッド協定の歴史の中の一時期に、このような譲渡は本国の変更を必要とする
という事実によって正当化されていた。セントラルアタックの基礎となり得る
新しい本国官庁における国内登録を確定的なものにすることに関して、以前に
新しい本国官庁の同意を要求した譲渡は記録されることとなる。しかしながら、

1957 年のニース改正以降、本国官庁は、所有権の変更に従った変更をしなかった。その結果、マドリッド協定第 9 条の 2(1)後文に述べられている手続はその正当性を失うこととなった。従って、マドリッド同盟の議会は 1995 年に国際事務局がこの規則を適用するのを取りやめることを決定した。

名義人の変更の記録に伴う適用される条約の変更

- 規則 1 の 2 **62.01** 国際登録の名義が変更された結果、協定に基づき行なわれた指定が、議定書に支配される例も、あるいはその逆の例もある。（これに関しては、パラグラフ A.02.26 から 02.31 参照。）たとえば、協定及び議定書の双方の加盟国が、協定だけに加盟している国の官庁を通じてされた国際出願において指定された場合、この指定は協定に基づき行なわれたということになる。もし、その後に国際登録の名義が変更されて、新しい名義人による国際登録の権利者としての資格を有するという主張が、協定と議定書の両方の加盟国である締約国を通じて行なわれる場合には、それ以後、当該指定は議定書に支配されることになる（パラグラフ A.I.02.21 から 02.25 参照）。このような変更は、すでに決着済みの事柄や、すでに開始された手続に影響が及ぶことはない。したがって、権利放棄または取消しの請求の提出のような件は、今問題になっている請求が国際事務局で受理された時点で適用すべき何れかの条約で支配されたことになる。しかしながら、そのような締約国に関して、後に国際登録を更新する際には、上述の例では、議定書が適用されることになる。（しかしながら、個別手数料支払い責任については、パラグラフ B.II.77.02 を参照）。

名義人の変更の記録の申請

- 規則 25(1)(a)(i) **63.01** 名義人の変更の記録の申請は、国際事務局が定めた公式様式（MM A.I.セクション 4 5）、若しくは同じ内容と形式を有する様式に基づいて、国際事務局に提出しなければならない。
- 規則 25(1)(b) **63.02** その申請は、名義人（又は記録されたその代理人）、記録された名義人の締約国の官庁又は譲受人の締約国、すなわち、パラグラフ B.II.61.02 で述べられている締約国（又は締約国の一つ）の官庁が国際事務局に提出することができる。名義変更が協定に基づいて指定された締約国に影響を与える場合でさえも、名義変更の記録申請の提出に関する制限が、2002 年 4 月 1 日付けで撤廃されることは注意を要する。しかし、現在の名義人も新しい名義人（譲受人）もその官庁が本国官庁である締約国との関係を有していない場合、その申請を本国官庁（すなわち、それを通じて国際出願が提出された官庁）を通じて提出することはもはやできなくなる。

規則 6(2)
規則 40(4)

63.03 その申請が、官庁を通じて国際事務局に提出される場合、その官庁は名義変更に関する証拠の提出を要求することができる。しかし、国際事務局は名義変更の証拠の要求はせず、またいかなる裏付け資料（譲渡契約又はその他の契約の写しなど）も国際事務局に送付してはならない。

63.04 一般に、申請は、英語、フランス語又はスペイン語でよい。しかしながら、2004 年 4 月 1 日以前に出された出願の結果行われたものであって、最初の事後指定がまだ記録されていない全ての国際登録については、以下に注意する必要がある：

— 協定のみが適用されるときは、フランス語が引き続き、連絡、記録及び公表のための唯一の言語とされる。

— 議定書の全部または一部分が適用されるときは、フランス語及び英語が引き続き、連絡、記録及び公表のための言語とされる。

2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日の間に出された出願の結果行われたものであって、最初の事後指定がまだ記録されていない全ての国際登録については、以下に注意する必要がある：

— 協定のみが適用されるときは、上記のように、フランス語が引き続き、連絡、記録及び公表のための唯一の言語とされる（この期間に出された出願の結果行われた登録であって、全部または部分的に議定書が適用されるものは、2004 年 4 月 1 日からのスペイン語の導入による 3 ケ国語体制の恩恵を受けられるようになる（パラグラフ B.I.07.01 から 07.07 参照）。

63.05 実際には、言語に影響されるのは商品及びサービスの一覧だけで、申請に関するその他の内容は言語に左右されることはない。

公式様式

第 1 欄：国際登録番号

64.01 該当する国際登録の番号を表示しなければならない。同じ名義人から同じ者へ権利を移転する場合は、複数の国際登録に関して単一の申請を行うことが可能である。ただし、当該国際登録の個々に関して、その名義変更がすべての指定締約国又は同じ締約国に適用され、またすべての商品及びサービス又は同じ商品及びサービスに関するものである。

64.02 ある特定の国際登録について、（その国際登録が、未だ有効になっていないか、若しくは名義人に通報されていない等の理由で、）その国際登録番号が知られていない場合には、その他の種類の番号は付与されない。名義人は、国際登録番号が通報されてから申請を行うべきである。

第2欄：名義人

64.03 名義人の氏名又は名称は、国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない。

第3欄：譲受人

規則 25(2)(a)(iii) **64.04** 国際出願の出願人の氏名若しくは名称及びあて先に関する手引（パラグラフ B. II. 07.08 から 07.13 参照）に従って、譲受人の氏名又は名称及びあて先を表示する。

第4欄：譲受人が名義人になるための資格

規則 25(2)(a)(iv) **64.05** 譲受人が国籍を有する締約国（又は譲受人が国籍を有する締約機関の国の名）、譲受人が住所を有する加盟国、若しくは現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する締約国を該当欄に記入する。これらの欄をすべて使用してもよいし、一部のみを使用してもよい。また、一つの欄に複数の締約国を記入することができる。譲受人が締約機関の加盟国でもある締約国に住所若しくは営業所を有する場合には、必要に応じて一部又はすべての欄を使用してこれら両方の締約国を記入することができる。

64.06 譲受人が複数の締約国を引用できる場合には、どの締約国を記すかは譲受人の判断に委ねられる。しかしながら、これは、名義人の変更によって影響を受ける締約国に関して、譲受人（譲受人が複数存在する場合はそれぞれの譲受人）が国際登録の名義人になる資格があることを示すだけで十分である（パラグラフ B. II. 61.03 から 61.06 参照）。

規則 25(2)(a)(v) **64.07** (a)(iii)又は(iv)に基づき、譲受人がある特定の締約国に居住し、又は営業所を有しているが、第3欄に該当する住所がその締約国の領域内にない場合には、譲受人が締約国又は締約国際機関の加盟国の国籍を有していることが示されている場合を除いて、そうした居所又は営業所のあて先を(b)に基づいて記入する必要がある。

第5欄：代理人の選任

64.08 名義変更の記録の申請の際は、代理人を選任する機会が与えられる。

規則 3(6)(a) **64.09** 新しい名義人（譲受人）の代理人を選任するためには、様式第5欄を使用しなければならない。名義を全面変更する場合、譲渡人の代理人に関する記録は、国際事務局の職権によって取消しされるものとする。譲渡人の代理人として記録されていた者が、譲受人の代理人として記録されるためには、第5欄に記入することによってその者が再任されなければならない。

第6欄：名義人の変更の範囲

64.10 名義変更が、国際登録を含む全ての指定締約国に係り、かつその登録が全ての商品及びサービスに関するものである場合、(a) 欄にチェックを記入する。

64.11 名義人の一部変更（6 (b)）の場合、名義変更の記録がなされる締約国の名前を記入し、影響を受ける商品及びサービスを列記して国際分類の順番に従って区分けする必要がある。

第7欄：その他の要件

規則 25(2)(b) **64.12** 譲受人が自然人である場合には、（それが、既に第4欄 (a) の下に記されているか否かにかかわらず）(a) の下に譲受人の国籍を記す。出願人が法人である場合には、それが所在する国家（及び、必要に応じて国の中の地域名）とともにその法人の種類を記入する。これらの記述は任意で、これらのことが記載されていなくても国際事務局に問われることはない（パラグラフ B. II.07.15 参照）。

第8欄：名義人又は代理人の署名

規則 25(1)(d) **64.13** 国際事務局に直接申請書を提出する場合は、名義人（又は代理人）の署名が必要である。

64.14 官庁を通して国際事務局に申請書を提出する場合は、その官庁は名義人に対し、様式に署名することを要求するか又は許可することができる。しかし署名が記入されていなくても、国際事務局に問われることはない。

第9欄：官庁の署名

規則 25(1)(d) **64.15** 官庁から国際事務局に申請書を提出する場合は、その官庁の署名が必要である（名義人が国際事務局に直接申請書を提出し、自分自身で申請書を作成する場合は、第9欄を省略することができる）。

手数料計算表

国際事務局への手数料の支払に関する一般的注意事項（パラグラフ B. I.08.01 から 08.14）を参照のこと。

64.16 名義人変更を記録する申請を行なうためには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。その申請が複数の国際登録に関するもので

ある場合、それら個々に関して手数料を支払わなければならない。手数料の支払は、手数料計算表第3部に列記されているいずれの方法によっても可能である。国際事務局内の口座を利用し、(手数料計算表(a)に記入することによって)必要金額の引き落としを指示するのがおそらく最も便利な支払方法である。この方法で手数料を支払う場合、具体的な支払金額を記入してはならない。国際事務局内の口座を用いる方法以外で手数料を支払う場合、若しくは国際事務局内の口座を用いて引き落としを行う際に、引き落とし金額を明記したい場合には、支払方法、支払金額又は引き落とし金額、及び手数料を支払う者又は指示を行う者の氏名又は名称を(b)に明示する。

欠陥のある申請

規則 26 **65.01** 名義変更の記録の申請が適用される要件を満たしていないとき、国際事務局はその事実を名義人に通報し、かつ当該申請が官庁によりなされたときは、当該官庁に通報するものとする。欠陥は、通知の日から3月以内に是正することができる。是正がなされない場合には、その申請は放棄されたものとみなされ、納付された金額は、その金額の半分に相当する額を差し引いた後に、支払を行った者に返還される。

65.02 申請が官庁を通して提出された場合、名義人又は譲受人は、官庁が当該欠陥を是正することとなるのか、名義人自身がそれを是正するのかを明確にしなければならない。

規則 5 の 2
規則 27(1)(c) **65.03** 名義人は、3ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の場合には、変更の記録の日付は、対応する要件を遵守する期限が経過した日付となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06*bis*.01 から 05 を参照。

記録、通報及び公表

規則 27(1)(a) **66.01** 国際事務局は、国際登録簿に名義人の変更を記録し、当該国際登録の移転に関連する指定締約国等の官庁に通報する。また、同時に名義人、当該申請が官庁によって提出された場合には、当該官庁に通報するものとする。国際事務局は、先の名義人(名義が完全に変更された場合)、及びその一部が譲渡若しくは移転されていない国際登録の名義人(名義が部分的に変更された場合)に通報する。

規則 27(1)(b)
規則 32(1)(a)(vii)
規則 6(3) **66.02** 変更は、適用される要件を満たした申請を国際事務局が受理した日付で記録される。しかしながら、名義人がその他の変更、取消し、若しくは同じ国際登録に関する事後指定、又は国際登録の更新の後にその記録がなされる

ことを希望した場合は、それよりも後の日付で記録される。さらに、国際事務局はこれに関連する事項を公報に公表する。記録の言語については、パラグラフ B. II.63.04 を参照。

名義人の一部変更

規則 27(2) **67.01** 一部の商品及びサービス、若しくは一部の指定締約国等に関する国際登録の名義人の変更の記録が申請された場合、その変更は関連する国際登録の番号の下に国際登録簿に記録される。変更がすべての指定締約国に関連する場合、名義人の変更の対象となる商品及びサービスは国際登録から取消しされる。移転された部分は別個の国際登録として記録され、当該別個の国際登録は、その一部が（特に、標章の複製、商品及びサービスの一覧及び関連する指定締約国等とともに）移転された登録の番号を大文字とともに付すものとする。公報での公表は、移転された国際登録の一部についてなされる。

A.I.セクション 16

67.02 生じた別個の国際登録はいずれも、後のすべての又は一部の名義人の変更の対象となり得る。

名義人の変更に伴う国際登録の併合

規則 27(3) **68.01** 名義人の一部変更によって、同一の当事者が同じ標章について複数の国際登録の名義人になった場合には、その当事者は国際登録の併合を申請することができる。

68.02 上記のように複数の国際登録を併合できるのは、上記パラグラフ B. II.67.01 に記載されているように、名義人の部分的な変更によって単一の国際登録が分かれた場合に限られる。個別的な国際出願によって生じた複数の国際登録が単一の名義人のもとに併合される場合に関する条項は存在しない。

68.03 国際登録の併合の記録の申請のための様式は、公式のものも、任意のものも存在しない。その申請は直接、若しくは名義人の締約国の官庁を通じて国際事務局へ提出される。

A.I.セクション 17 **68.04** 併合によって生じる国際登録には、一部が譲渡された元の国際登録の番号のほか、該当する場合にはアルファベットの大文字を付す。以下の例はこれを説明するものである。

— 国際登録の譲渡された全て又は一部の部分(元の番号に文字を加えて記録されている)が元の国際登録と併合する場合(まだ文字なしで元の番号で記録されている)、それによって生じる国際登録は元の国際登録の番号が付される(すなわち、文字は付かない)。

— 国際登録の譲渡された全て又は一部の部分(それぞれ元の番号に文字を加えて記録されている) がそれら同士で併合され、それぞれの譲渡される部分が同一の商品及び/又はサービスを対象とする場合には、併合によって生じる国際登録には、元の国際登録の番号のほか、最初に譲渡された部分についてこれまで使用されていたアルファベットの大文字が付される。

— 国際登録の譲渡部分のすべてまたは一部(それぞれ、元の国際登録番号+文字で記録されている) がそれら同士で併合されるが、譲渡される部分が同一の商品および/またはサービスを対象としない場合には、併合によって生じる国際登録には、元の国際登録の番号のほか、次の文字(アルファベット順)であって、関連国際登録番号でこれまでに使用されていない文字が付される。

名義人の変更が効力を有しない旨の宣言

69.01 特定の締約国に係る国際登録の名義人の変更の有効性は、その締約国の法律に従う。特に、名義人の変更が商品及びサービスの一部のみに係る場合に、譲渡された部分に含まれる商品及びサービスがもとの名義人の名義で保持されている商品及びサービスと類似している限り、指定締約国は変更の有効性を認めることを拒絶する権利がある。これは、協定第9条の3(1)で明確に説明されている。そのような宣言ができるのは、名義を譲渡された者が、当該締約国の法律のもと、標章を所有する資格を有しない自然人又は法人である場合である。又は、当該締約国の法律が、公衆を誤認するおそれのある譲渡を認めていないという理由により、そのような宣言をすることもできる。

規則 27(4)(a)
から(c)

69.02 したがって、ある指定締約国が国際事務局によって、その指定締約国に影響を与える名義人の変更について通報された場合に、その指定締約国の官庁はその領域においてその変更が効力を有しないことを宣言することができる。その宣言は、その官庁に名義変更の通知が送付された日から18ヶ月の期間が満了する前に、送付されなければならない。その官庁は、その宣言において、名義人の変更が効力を有しない理由、対応する法令の主な条項、そしてその宣言が再審査又は抗告の対象とすることができるか否かを示さなければならない(関係締約国が協定の支配を受ける場合には、名義人の部分的変更を無効であるとする理由は協定第9条の3(1)に記載されている理由に限定される)。官庁は国際事務局にそのような宣言を通報し、国際事務局はその旨を変更の記録の申請を提出した当事者(名義人又はその官庁)及び新しい名義人に通報する。

規則 27(4)(e)

69.03 その宣言が、再審査又は抗告の対象とすることができる旨を含んでいる場合に、譲受人は関係する官庁からそのような再審査又は抗告を請求する際の期限及びこれを提出する機関について確認することとなる。官庁はその宣言に関する最終判断をすべて国際事務局に通報しなければならない。そして国際事務局が、名義人の変更及び新しい名義人の記録を申請した当事者(名義人又は官庁)にその旨を通報する。

- 規則 27(4)(d) 及び(e)
A.I.セクション 18
規則 32(1)(a)(xi)
- 69.04** 名義人の変更が効力を有しないとする宣言若しくはその宣言に係るあらゆる最終判断が国際登録簿に記録される。その宣言又は最終判断の対象になる国際登録の部分は、名義人の一部変更の記録の場合と同じように、別個の国際登録として記録される（パラグラフ B.II.67.01 参照）。関連情報は公報に載せられる。
- 規則 27(4)(a)
- 69.05** 名義人の変更が効力を有しないとする指定締約国による宣言の効果は、国際登録簿上、その締約国に関して、関係国際登録が譲渡人の名義のまま維持されることである。しかし、譲渡当事者に関する限り、その宣言の効果は、当該国内法の問題である。

国際登録簿の更正

- 規則 28(1)
- 70.01** 国際事務局が国際登録簿に国際登録に関する不備があると判断した場合には、国際事務局が職権によってその不備を更正する。また、名義人又は官庁の申請によってもなされる。
- 70.02** 不備の更正の申請に効力を与える前に、国際事務局は、国際登録に不備があることを確信しなければならないことから、次のような実務に従っている。
- (a) 国際登録簿に記されている事項と、国際事務局に提出した書面に相違があった場合は国際事務局側に不備があるとし、不備は更なる議論を経ずに更正されるものとする。
- (b) 国際登録簿に明らかに不備があり、かつ、更正も明らかに不備がある場合には、不備は国際事務局の知るところとなり次第、更正されるものとする。
- (c) 国際登録簿に、客観的な不備が実際にあった場合、例えば、記録されている氏名若しくは名称又はあて先、若しくは日付又は番号に印刷上の誤りがある場合、ほとんどの場合が更正される。国際事務局に提出された書面と締約国等の登録簿に記録されているものに相違がある場合、更正の申請は締約国等の官庁によって提出される。
- (d) その他の場合、特に申請が指定締約国等のリスト、又は商品及びサービスの一覧の変更である場合、誤りを含む書類を国際事務局に提出した官庁による誤りでない限り、それは国際登録簿の不備の更正とは扱われない。従って、この種の更正は当該官庁により国際事務局へ提出されなければならない。国際登録簿に記録されている指定締約国等のリスト又は商品及びサービスの一覧が出願人、名義人、又は代理人によって、本国官庁に提出されたものと一致す

るとき、国際登録簿に不備はない。出願人、名義人、又は代理人による、指定締約国等の表示又は商品及びサービスの一覧の不備は、第 28 規則の下では是正できない。

規則 28(4) **70.03** 当該官庁にその原因があり、またその修正によって国際登録に基づいた権利に影響を与える誤りは、2002 年 4 月 1 日付けで、国際登録簿の間違った記録が公表された日から 9 ヶ月以内に修正の申請が国際事務局に受理された場合に限って、修正することができるようになる。間違った記録の原因となっている書類は常に国際事務局により保管されているので、この期限は、国際事務局による誤りには適用されない。この期限は、名義人の氏名若しくは名称又はあて先あるいは商品及びサービスの一覧における明らかな間違いのような本質的ではない誤りにも適用されない。

規則 28(2)
規則 32(1)(a)(ix) **70.04** 国際登録簿の誤りが更正された場合は、国際事務局は名義人に通知すると同時に更正の効果が及ぶ指定締約国の官庁に通報する。また、更正を要請した官庁が更正の効果が及ぶ指定締約国の官庁でない場合、国際事務局はその官庁にも通報する。この更正は、公報でも公示される。

更正に伴う拒絶

規則 28(3) **71.01** 更正の通報を受けた官庁は、国際事務局への通報によって、修正された国際登録に対して保護を与えることができない、又はもはやそうすることができないことを宣言することができる。先に関係する官庁に通報された国際登録にあっては該当せず、国際登録が更正されたことにより該当することとなる拒絶の理由がある場合に、これがなされる。

71.02 更正の効力に対する拒絶の通報、特にそのような拒絶を通報する期限については、協定及び議定書第 5 条、議定書の 9 条の 6 及び第 16 から第 18 規則が準用される（パラグラフ B. II. 18.01 から 18.12 参照）。かかる期限は、更正の通報を送付した日から計算される。

国際登録におけるその他の変更の禁止

72.01 国際登録の対象となる当該標章に影響を及ぼすその他の変更を国際登録に登録することはできない（ただし、国際登録簿におけるそのような事実の記録に関しては、「国際登録に影響を及ぼす締約国の事実」という項を参照のこと）。

72.02 特に、更新時においてもその他の時期においても、またいかなる方法によっても国際登録に記録されている標章の補正を可能とする規定は存しない。名義人がたとえわずかでも記録されているものと異なった標章の保護を求める場合には、新たに国際出願を提出しなければならない（官庁が本国官庁である締約国の法律によってこのような変更が認められている場合）。基礎出

願、基礎出願から生じた登録又は基礎登録に変更を加えることが可能である場合にもこのことが適用される。ただし、このことは、名義人が国際登録簿に登録されている標章と相違する形で標章を使用する場合にも、必ず新たな国際出願を提出しなければならないということではない。パリ条約第5条C(2)に規定されているように、名義人は、当該標章の本質に影響を及ぼすことのない要素において登録されている標章と相違する形で標章を使用しても無効にはならず、また当該指定締約国の国際登録に対する保護を損なうこともない。

72.03 国際登録の、商品及びサービスの一覧を拡大することはできない。もし、名義人が保護する商品又はサービスを追加したい場合には、新たな国際出願を提出しなければならない。当該商品及びサービスが基礎出願又は基礎登録に含まれていたとしても、すなわち、当該商品及びサービスが本来の国際出願に含めることが可能であったが、結果として除外した場合であっても、このことが適用される。

国際登録の更新

P6 条(1) **73.01** 議定書の定めるところによれば、国際登録の存続期間は国際登録の日から 10 年間である。また、更新時に所定の手数料を支払うことによって、その存続期間がさらに 10 年間延長される。

A6 条(1) **73.02** 協定の定めるところによれば、国際登録の存続期間は 20 年間で、所定の手数料を支払うことによってその存続期間がさらに 20 年間延長される。
A7 条(1) しかし規則の定めるところによれば、10 年ごとに手数料を賦払いすることが必要とされている。また、2 回目の支払に関する要件及び規定は更新の場合と同じである。したがって、実務的な目的では、2 回目の支払を更新料の支払と見なすのが合理的である。
規則 10
規則 30(4)

拒絶、放棄又は無効後の更新

規則 30(2)(b) **74.01** 特定の締約国の国際登録簿に一部又はすべての商品及びサービス
及び(d) に関して共通規則第 18 規則の 3 (5)に基づく拒絶が記録されている場合であっても、名義人は、当該締約国並びに拒絶された商品及びサービスに関する国際登録の更新を申請することができる。しかし、更新料を支払うときに、それとともに、当該締約国に関して、また部分的に拒絶された場合は、当該締約国に関する商品及びサービスに関して更新を登録する旨を示した名義人の供述書を提出しなければならない。(拒絶を宣言した締約国について更新が認められる理由としては、更新時において、かかる拒絶に関する司法的又は行政的な手続がなされていないことが挙げられる。拒絶が抗告の対象となり、更新期日までに最終判断が下されていない場合には、名義人の権利が守られなければならない)。なお、拒絶を宣言した指定締約国がかかる更新の効果に対していかなる位置づけを行うかについて拘束されることはない。このことは、共通規則第 18 規則の 3 (5)に基づき記録された保護の範囲を限定する声明に適用される。

このことは、共通規則第 17 規則に基づく暫定的拒絶が記録された場合及びこの暫定的拒絶が第 18 規則の 3 に基づき確認されていない場合には適用されない。この場合、国際登録の更新は、暫定的拒絶の対象となる商品及びサービスに関する名義人の明示の表明なしに、国際登録の対象となるすべての商品及びサービスに関してなされる。

規則 30(2)(d) **74.01 bis** 2015 年 1 月 1 日までは、部分拒絶が記録されている場合には、拒絶が記録されているものを含め、すべての商品及びサービスについての国際登録の更新が自動的に行われていた。2015 年 1 月 1 日以降に更新の申請が行われ、かつ、その更新期日がこの日以降に到来する国際登録については、当該の指定締約国に関して、もしある場合には、有効に保護されている商品及びサービスについてのみ更新が行われることになる。ただし、すべての商品及びサービスについて明白に更新の申請が行われている場合は除く。この変更により、個別手数料の受領を宣言している指定締約国について支払うべき更新手数料額に影響が生じる。この個別手数料は、更新を求めようとする商品及びサービスの国際分類（ニース分類）の区分の数を考慮して算定されなければならない。

規則 19(1)
規則 30(2)(c) **74.02** 国際登録における無効の記録はもはや抗告を受けることがないため、無効に関しては状況が異なる。従って既に全ての無効が登録されている締約国については国際登録を更新することができない。また、保護の放棄が記録された締約国についても国際登録を更新することができない。一部無効、特定の締約国に関する商品及びサービスの一覧に対する限定、若しくはすべての締約国に関する一部取消しの場合にも、無効、限定又は取消しが適用される商品及びサービスに関する更新をすることができない。

共通規則の施行前に生じた国際登録

75.01 共通規則の施行前に生じた国際登録について（すなわち、1996 年 4 月 1 日）：

規則 40(2)(c) — 20 年分の手数料が支払われている場合には、その期間が満了するまで手数料を支払う必要はない（事後指定がある場合は例外で、それについては下記参照）。その後、共通規則に従い（10 年分の）更新料を支払うこととなる；

— 共通規則の施行前に最初の 10 年分の手数料が賦払いされており、20 年分の残りの手数料が未払いである場合には、共通規則に従い、最初の 10 年の期間が満了した時点で更新料を支払うこととなる。

規則 40(3) **75.02** 共通規則の施行後に、20 年分の必要な手数料が支払われている国際登録に関連する事後指定が行われた場合、事後指定の有効日は最初の 10 年間となり（例えば、1996 年 4 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日までの間）、その事後指定の日を支払われた追加手数料又は個別手数料は最初の 10 年分のもので

ある。この期間が満了するとき、かかる事後指定により関連する締約国等について、さらなる付加手数料又は、個別手数料を支払わなければならない。この手数料に関する手続は、通常の更新時と同様である（パラグラフ B. II.76.01 から 76.04 参照）。

更新手続

- A7 条(4)**
P7 条(3)
規則 29
- 76.01** 10 年の保護期間が満了する 6 ヶ月前に、国際事務局は非公式の通報を送付し、国際登録の名義人と（存在すれば）その代理人に、満了日を知らせる。ただし、かかる非公式の通報が名義人（又は代理人）の手にわたらなかったために指定期日までに手数料を支払うことができなかったという理由は一切認められない。
- 7 条(2)**
- 76.02** 更新は単に更新料を支払って国際登録の保護期間を延長するための手続として扱われるため、現在の保護期間の満了日に国際登録に関する変更をそこに含めることはできない。
- したがって、名義人の氏名若しくは名称又は名称又はあて先、若しくは商品及びサービスの一覧などに対する変更を更新手続の一部として含めることはできない。更新が行われるときに名義人がかかる変更の記録を要請する場合には、適切な手続により更新とは別に変更記録のための申請を国際事務局にしなければならない。かかる変更は、当該国際登録の満了日以前に国際登録簿に登録された場合に限って、更新時に記録されるデータに含まれる（パラグラフ B. II.76.03 参照）。
- 規則 30(2)(a)
規則 30(2)(d)及び
(e)
- 76.03** 次の二つの状況は、協定第 7 条(2)及び議定書第 7 条(2)により更新に含めることのできない国際登録への変更として扱われるものではない。すなわち、(i) 国際登録は、対象となる締約国の一部に関してのみ更新できる（この場合、手数料の支払とともに、更新を希望しない締約国を列記した供述書を提出しなければならない）。また (ii) 国際登録は、指定締約国において有効に保護されている商品及びサービスのみに関して更新されるのであり、共通規則第 18 規則の 3 (5)に基づき拒絶の記録された商品及びサービスに関しては更新されない。
- 76.04** 国際登録を電子的に更新するシステムは現在 WIPO のウェブサイトの *Forms* (<http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>) 及びマドリッドシステム・ウェブサイトの *Online Services* (<http://www.wipo.int/madrid/en/services/>) で使用できる。国際登録の更新のための公式様式といったものは何も定められていない。更新は、必要事項（当該国際登録の番号及び支払の目的）が明記されていれば、どのような通知によっても行なうことができる。しかし、満了日を知らせる非公式な通報とともに国際事務局から名義人及び代理人に送付される任意様式（MM11）を使用すると便利である。この様式は、以下の項目を表示するために設けられている。

- － 更新する国際登録の番号（第 1 欄）；
- － 名義人の氏名若しくは名称。これは国際登録簿に記録されているものと同じでなければならない（第 2 欄）；
- － 更新が申請されているすべての締約国。名義人が望む場合、国際登録簿において一部又は全部拒絶が記録されている締約国を含む（第 3 欄）；
- － 共通規則第 18 規則の 3 に基づき部分拒絶が記録されている締約国。ただし、すべての商品及びサービスについて更新が申請されなければならない（第 4 欄－第 3 欄の記載に加えて、これを記載する必要がある）；
- － 名義人又は代理人若しくはそこを通して更新の申請が提出される官庁の署名（第 5 欄）；
- － 支払手数料の額と支払方法、若しくは国際事務局内の口座から必要額を引き落とすための指示（手数料計算表）。

更新料

規則 30(1) **77.01** 更新料には下記の手数料が含まれる。

P9 条の 6

- － 基本手数料；
- － 関連した宣言（パラグラフ B.Ⅱ.07.86 参照）をした、議定書に基づく指定締約国に関しては、その指定締約国が協定に（も）拘束されており、かつ本国官庁が協定に（も）拘束されている国の官庁である場合を除いて（このような指定に対して、付加手数料を支払わなければならない）、それぞれに対しての個別手数料；
- － 個別手数料の適用がない指定締約国ごとの付加手数料；
- － 3 を越える商品及びサービスの区分を指定した場合の類ごとの追加手数料。ただし、すべての締約国に個別手数料が適用される場合には、追加手数料は支払う必要はない。

P9 条の 6(1)(b)
規則 30(1)

77.02 議定書第 9 条の 6 (1)(b)に従って、当該指定締約国が個別手数料を受け取ると決めており、しかもその締約国の指定に議定書が適用されるときは、更新時に個別手数料を支払わなければならない。名義変更が記録されたことにより、その指定に適用される条約が変更されるかもしれない、これにより更新時に支払う手数料に影響を与えるかもしれない（パラグラフ B.Ⅱ.62.01 参照）。例えば、もし指定に適用される条約が議定書から協定に変更されれば、もちろん、その国際登録の更新にあたって当該指定締約国に支払うべきもの

は、個別手数料ではなく付加手数料である。また、適用条約が協定から議定書に変更されればその反対のことが起こる。適用条約に変更がなくても、名義変更の記録によって個別手数料の支払い義務にも変更があるかもしれないことに注意する必要がある。

規則 1 の 2

77.03 議定書第 9 条の 6 (1)(b)は、協定及び議定書の両方の加盟国間の相互関係において個別手数料支払い責任の制約について規定している。したがって、本国官庁である国が両方の条約に加盟する国であって、国際出願が両方の条約で拘束される締約国の指定を含むときは、後者が個別手数料を選んでおり当該指定には議定書が適用されるかもしれないという事実に関わらず、第 9 条の 6 (1)(b)によれば、標準手数料だけがその締約国に支払われる。もし、そのうちに、その国際登録に関する名義変更が記録されて、新しい所有者が、議定書だけで拘束される締結国の関係機関を介して所有者として記録される権利を請求するのであれば、当該指定に適用される条約の変更はない—すなわち指定にはまだ議定書が適用されている—ものの、国際登録の更新時の手数料体系に変更があるかもしれない。以前は、第 9 条の 6 (1)(b)の免除規定が適用されたかもしれないが、もはやそうはいかなくなって、更新時には、個別手数料を支払わなければならない。

77.04 国際登録の更新時に支払う料金を計算するために、WIPO のウェブサイトのマドリッドシステムページにある手数料計算表を利用することができる(www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp)。

A7 条(5)
P7 条(4)

77.05 遅くとも満了日の当日までには、国際事務局に手数料が支払われなければならない。満了日当日の 3 ヶ月より前に支払われた手数料は、すべて満了日当日の 3 ヶ月前に支払われたものとして扱われる。
更新期日から 6 ヶ月後までは手数料の支払が可能であるが、その場合は（更新基本手数料の 50 パーセントに相当する）割増料金も併せて支払わなければならない。

規則 34(7)(d)

77.06 国際事務局に更新料を支払った日から更新期日までの間に更新料の総額が変更された場合、

— 更新期日の 3 ヶ月前以降に手数料が支払われた場合には、支払日に有効であった金額が適用される。;

— 更新期日の 3 ヶ月より前に手数料が支払われた場合にはすべて更新期日の 3 ヶ月前に支払われたものとして扱われ、更新期日の 3 ヶ月前に有効であった金額が適用される。

— 更新料が更新期日以降に支払われた場合には、支払日に有効であった金額が適用される。

77.07 更新料は名義人が国際事務局に直接支払うことができる。しかしながら、名義人の締約国の官庁が更新料を受け取って国際事務局におさめることに同意している場合には、当該官庁を通して更新料を支払うことができる。ただし、名義人は必ず当該官庁を通して更新料を支払う必要はない。

77.08 国際登録の更新用の電子インターフェース(「E-Renewal」)は、WIPO マドリッドシステムのウェブサイトで利用することができる。更新手数料は、クレジットカード又は WIPO の当座預金口座により支払うことができる(パラグラフ A.05.01 参照)。

(https://webaccess.wipo.int/trademarks_ren/erenewal_en.jsp)

8 条(1) **77.09** 本国官庁が更新料を受け取ってそれを国際事務局におさめることに同意する場合は、当該官庁の意思で必要額の手数料を定め、それを受け取ることができる。

適用される条約の変更に伴う更新料金

規則 1 の 2
P 8 条(7) **78.01** 協定及び議定書の両方により拘束される締約国の指定が記録されている場合に適用される条約の変更が生ずることがある(パラグラフ A.02.26 から 02.31 参照)。当該締約国が議定書第 8 条(7)に基づく個別手数料の宣言を行っていたか否かによって、適用条約の変更により更新時に支払う手数料の金額が変わることがある(パラグラフ A.04.21 参照)。

手数料不足

規則 30(3)(a) **79.01** 支払われた手数料の額が規定の額に満たない場合には、国際事務局は名義人及び(存在すれば)代理人に不足額を明示してその旨を通報する。名義人、代理人及び官庁以外の者によって手数料が支払われた場合には、国際事務局から当該当事者にその旨が通報される。

規則 30(3)(b) **79.02** 更新期日から 6 ヶ月が経過した後に支払われた手数料の額が規定の額(支払遅延のための割増料金も含む)に達していない場合には、更新は記録されない。国際事務局は手数料を支払った当事者に支払われた額を返金し、名義人及び代理人にその旨を通報する。

規則 30(3)(c) **79.03** しかしながら、上記の規則には例外がある。パラグラフ B.Ⅱ.79.01 に記載されている通報が、6 ヶ月の期間が満了する日の 3 ヶ月前より後に送付され、かかる期間の満了日までに規定額の 70 パーセント以上の金額が支払われている場合には、国際事務局は国際登録の更新を進める。ただし、通報日より 3 ヶ月以内に規定の手数料が支払われなかった場合には、国際事務局は更新を取り消し、支払われた額を当事者に返金する。

79.04 支払った額が不足している場合には、名義人は不足分の金額を支払う代わりに、指定締約国の一部の除外を申請し、それによって規定総額を減ら

すことができる。ただし、かかる申請は、不足分の手数料を支払う期間中に行われなければならない。

更新の記録；通報、証明及び公表

規則 31(1) **80.01** 国際事務局は、規定の手数料が更新期日後 6 ヶ月間の猶予期間中に支払われた場合でも、更新期日を登録日として登記簿に更新を登録する。

規則 31(2) **80.02** 更新の有効日は、当該国際登録に含まれるすべての指定について同一であり、当該指定が国際登録簿に記録された日に関わらない。

規則 31(3) **80.03** 国際登録が更新された場合には、国際事務局は関係する指定締約国の官庁にその旨を通報し、名義人に証明書を送付する。

規則 31(4)(b) **80.04** 国際登録が指定締約国について更新されなかった場合には、国際事務局はそれぞれの場合に応じて、名義人、存在する場合には代理人及び関係する官庁に通報する。

規則 32(1)(a)(iv) **80.05** 国際登録が更新された場合、更新に関するデータは公報に公表される。公表は、事実上、更新後に示されるという形式で国際登録の再公表となる。

規則 6(3)
規則 40(4) **80.06** 一般に、記録及び公表は、英語、フランス語及びスペイン語で行われる。しかしながら、2004 年 4 月 1 日前に出された出願の結果行われたものであって、最初の事後指定がまだ記録されていない全ての国際登録については、以下に注意する必要がある：

— 協定のみが適用されるときは、フランス語が引き続き、更新の記録のための唯一の言語とされる。

— 全部又は一部について議定書が適用されるときは、フランス語及び英語が引き続き、更新のための言語とされる。

2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日の間の出願による国際登録であって、最初の事後指定がまだ記録されていないものについては、以下に注意する必要がある：

— 協定のみが適用されるときは、上記のように、フランス語が引き続き、更新の記録のための唯一の言語とされる。（この期間中の出願により行われる登録であって、全部又は部分的に議定書が適用されるものは、2004 年 4 月 1 日からのスペイン語の導入に伴い 3 ヶ国語体制の恩恵を受けられるようになり、したがって 3 ヶ国語で更新されるようになる（パラグラフ B.I.07.01 から 07.07 参照）。

80.07 国際登録が更新された（又は更新されなかった）旨を通報された官庁は、その官庁用の記録を修正する以外に何の手続も取る必要はない。

追加的更新

81.01 国際登録が、一部の指定締約国等に関して更新された場合には、名義人が決定により、満了の日以降に、既に効力を有する更新に含まれない指定締約国等に関する更新に関して、6ヶ月の猶予期間（パラグラフ B.Ⅱ.77.05 参照）を経過していないかぎり、「追加的更新」とよばれる方法によってすることができる。この料金は、基本手数料、付加手数料又は関連する締約国等が採用している個別手数料及びパラグラフ B.Ⅱ.77.05 に言及している割増料金によって支払う。

更新無し

82.01 国際登録が更新されなかった場合（名義人が更新料を納めない又は料金不足の場合など）、その保護期間の満了日から権利が消滅する。（これは、事後指定の場合に、10年間の料金を分割払いにした場合の2回目の料金が支払われなかった場合にも適用される。パラグラフ B.Ⅱ.75.02 参照）

規則 31(4)(a)
規則 32(1)(a)(xii)

82.02 国際登録が更新されなかった場合、この事実は名義人、存在する場合にはその代理人、及び指定締約国の官庁に通報され、公報に公表される。公報には、国際登録の番号、また、更新期間の満了日が単に公表されるだけである。国際登録が更新される可能性がある場合には通報及び公表はされず、結局これは、満了の日から6ヶ月の経過後になされることとなる（この期間は割増料金の支払によって更新することが可能）。更新は、支払った更新料が不足している際に、更新料の差額の支払が無い場合に取り消され、この事実は同じように公報に公表される（パラグラフ B.Ⅱ.79.02 から 79.04 参照）。

82.03 申請された更新料の支払が満了日までになかった場合、割増料金の支払により更新の可能性が残されている6ヶ月の期間が経過するまでの間には、国際登録簿に、事後指定及び変更は記録できない。国際登録簿に更新の記録がなされれば、登録簿に事後指定又は変更が記録される。

従属と独立

従属期間中の効力の消滅

83.01 国際登録の日から5年が経過するまでの間は、国際登録による保護は、本国官庁に出願された又は登録された標章に（基礎出願、その結果登録されたもの又は基礎登録）従属したままとなる。国際登録による保護は、基礎登録又は基礎出願の結果の登録が取り消された、放棄された、撤回された、無効にされた、また消滅した場合、若しくは、基礎出願の拒絶の最終処分がされた、

又は取り下げられた、といった場合には、その限りにおいて、もはや救済の余地がなくなる。その5年の期間又はその期間内に開始された行為の結果がそうであった場合も同様である。

83.02 この従属は絶対的なものであり、その全部又は一部であれ、基礎出願が拒絶され若しくは取下げられ、又は基礎登録についての法的保護が消滅した場合には、その理由の如何を問わず、影響を受けることとなる。基礎登録に対する単一の無効又は撤回の行為により、国際登録が保護を受けているすべての国において消滅させられる過程は、「セントラルアタック」という言葉を用いて一般的に知られている。

83.03 議定書では、名義人が基礎出願をもとにして国際登録を求める場合には、基礎出願の効果が消滅することによって、保護を失う危険性が増す。これは必ずしも第三者の行為を伴う「セントラルアタック」によるものではない。基礎出願は、絶対的拒絶理由若しくは職権審査の過程で引用される先行する権利、又は当該領域において先行する権利を有する者による異議申立によって、基礎出願が拒絶される場合もある。前記すべての場合、及び基礎出願に関する最終判断が示された場合（すなわち、もはや再審査又は抗告を受けることのない段階に達した場合）には、本国官庁は国際事務局に対し、全面的又は部分的に国際登録を取り消すことを要請することが求められる。

83.04 マドリッドシステムの5年間の従属規定によってもたらされる結果を軽減するために、議定書では、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の効果が消滅することによって消滅させられる国際登録の名義人に対し、当該国際登録が国際登録簿から取消された日から3ヶ月間は、効力を有していた国際登録について、議定書に基づいて指定された締約国の官庁に対し、同じ標章の登録を出願することが認められている。このいわゆる「変更」による国内出願若しくは広域出願は、もとの国際登録がなされた日に提出されたものとして扱われる（詳細は、パラグラフ B. II. 88.01 から 88.07 参照）。

83.05 国際登録は、それが基礎となっている国内又は広域出願又は登録の名義人によって提出されなければならないが、国際登録の有効性は国内又は広域出願又は登録が後に他人の名義になっても影響は受けない。国内若しくは広域出願若しくは登録の新しい名義人が国際登録の名義人になる資格を有するか否かは問題ではない。しかしながら、国際登録が基礎標章の運命に従属し続けるため、5年間の従属期間の間に名義人が基礎標章を管理できない場合には、国際登録の名義人は危険を冒すことになる（パラグラフ B. II. 86.01 参照）。

6 条(2)

83.06 5年間の従属期間が終わると、国際登録は基礎標章より独立することとなる（パラグラフ B. II. 84.01 から 84.03 を条件とする）。事後指定に関しては、別個の従属はないことに注意を要する。唯一の従属期間は、国際登録日を始点とするものだけである。

基礎出願又は基礎登録の効果の消滅

6 条(3)

84.01 国際登録の日から 5 年間の従属期間が満了する前に、下記のいずれかの理由で基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録における法的保護が消滅した場合には、国際登録による保護は受けられなくなる。

- － 取り下げられた；
- － 保護期間が満了した；
- － 放棄された；
- － 拒絶、撤回、取消し又は無効の最終判断が下された。

国際登録に列挙されている商品及びサービスの一部のみについて、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の効果が消滅した場合には、前記商品及びサービスについて国際登録の保護が制限される。

84.02 協定においても、5 年の期間が満了する前に起こされた行為によって後に法的保護が消滅した場合には、前記の規定が適用される。議定書にはもっと詳細な規定が盛り込まれており、そこには基礎出願に係る可能性が考慮されている。以下の場合、同じ規則が適用される。

－ 基礎出願の効果を拒絶する決定に対して 5 年の期間中に抗告が提起された場合

－ 基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録の撤回、取消し、若しくは無効を求める行為が 5 年の期間中に開始された場合

－ 基礎出願に対する異議申立てが、5 年の期間中に提出された場合
これらの場合であって、その結果が、5 年の期間が満了した後に、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録に対して、拒絶、撤回、取消し、無効、若しくは取下げの命令といった最終的な決定に至った場合においても、同じ規則が適用される。

84.03 さらに、基礎出願、基礎出願から生じる登録、若しくは基礎登録に対し、5 年の期間が満了する前に、前述のパラグラフに記載のいずれかの手続が開始された場合であって、5 年の期間が満了した後に、当該基礎出願が取り下げられ、当該基礎出願から生じる登録又は当該基礎登録が放棄されるような場合には、議定書に基づいて同じ規則が適用される。当該規定は、基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録が 5 年の従属期間中にセントラルアタックを受けた場合、国際登録の名義人が、従属期間が満了し、官庁若しくは裁判所がこの件について最終判断を下す前に出願又は登録を放棄することによってセントラルアタックの効果を妨げることを防ぐものである。

効果消滅の通報手続

規則 22(1)(a) **85.01** 基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録の効果が5年の従属期間中に消滅した場合には、本国官庁は、国際事務局に、以下の事実と決定事項を通報する。

— 国際登録の日より5年以内に、基礎となった出願が職権により拒絶される、又は5年の期間が終了した後に（たとえば、審判の結果によって）、拒絶が確定した場合；

— 基礎出願が、5年の期間が終了する前に開始された異議申し立て手続の結果拒絶された場合。この場合、拒絶が確定したのが期間終了の前であるか後であるかは問わない；

— 5年の期間が終了する前にされた申請により、基礎出願が取下げられた場合；

— 基礎出願が、5年の期間が終了する前に発生した何らかの事象（たとえば、本国官庁の出願手続要件を満たしていなかったなど）を理由に、消滅した場合。出願が消滅するという決定が、期間終了後に確定した場合も同様である；

— 基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間が終了する前に（名義人又はその他の者によって）提出された申請により、放棄、取消、撤回又は無効と宣言され、消滅した場合。放棄、取消、撤回、又は無効の宣言による消滅が、期限終了後に有効又は確定的になった場合も同様である；

— 基礎登録（又は基礎出願の結果認められた登録）が、5年の期間の終了前に（たとえば、更新手数料が支払われなかったために）消滅した場合。消滅の決定が、期限終了後に確定した場合も同様である。

規則 22(1)(a) **85.02** これらの通報には、当該国際登録の番号及び名義人の氏名を表示しなければならない。また、通報には、基礎出願（又はその出願による登録）又は基礎登録に影響を与える事実及び決定を表示しなければならない。事実及び決定の表示とは、すなわち、以下のような記述のことを指す。

— 出願番号 [###] は、[日付] 付けでされた、[官庁の名称] の決定により、拒絶された。当該決定に対する審判請求の提起期限は、[日付] をもって終了した；

— 出願番号 [###] は、[日付] 付けの申請に従って、取り下げられた；

— 登録番号 [###] は、[日付] 付けで消滅した。当該登録の回復可能期間は、[日付] をもって終了した；

— [日付] 付けでされた[裁判所の名称]の決定により、登録番号[##]は、[日付]をもって撤回された。当該決定に対する審判請求の提出期限は、[日付]をもって終了した。

本国官庁は、拒絶又はその他の決定の理由を国際事務局に示す必要は一切ない。

規則 22(1)(a)(iv) **85.03** 上述のような事実若しくは決定が、国際登録の対象となっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合には、通報に、どの商品及びサービスが影響を受けるのか、又はどの商品及びサービスは影響を受けないのかを表示しなければならない。本国官庁が通報しなければならないのは、関連する事実及び決定のみである。したがって、拒絶、取下げ、取消しなどによって、基礎出願、その出願の結果認められた登録、若しくは基礎登録に変化が生じる場合であっても、国際登録の対象となっている商品及びサービスには何の影響も及ばないときには、国際事務局に通報する必要はない。

規則 6(2) **85.04** 一般に、通報は、連絡をする官庁が英語、フランス語又はスペイン語を選んで行なう。しかしながら、2004年4月1日より前に出された出願の結果行われた、そしてその後に行なわれた最初の指定がまだ記録されていない国際登録すべてについては、以下に注意する必要がある：

規則 6(2)(i) — 協定のみが適用されるときは、フランス語が引き続き、通報のための唯一の言語とされる。

規則 40(4) — 全部または一部分に議定書が適用されるときは、フランス語又は英語が引き続き、通報のための言語とされる。

2004年4月1日から2008年8月31日の間に出了された出願の結果行われた国際登録であって、最初の事後指定がまだ記録されていないものについては、以下に注意する必要がある：

— 協定のみが適用されるときは、上記のように、フランス語が引き続き、通報のための唯一の言語とされる（この期間に出された出願の結果行われた登録であって、全部又は部分的に議定書が適用されるときは、2004年4月1日からのスペイン語の導入に伴い、3ヶ国語体制の恩恵を受けられるようになる。（パラグラフ B.I.07.01 から 07.07 参照）。

85.05 無効が覆される可能性はないと完全に明らかになるまでは、通報を送付すべきではない（例外について、次のパラグラフ参照）。例えば、行政又は司法上の決定の場合、上訴に対する決定が言い渡されるまで、又は上訴請求の提訴期間が終了するまで、通報を送付すべきではない。特に、更新手数料の支払遅延が原因で、基礎出願の結果認められた登録の効果が消滅、又は基礎登録の効果が消滅したという場合には、支払猶予期間又は登録の回復の申請が可能な期間が終了するまで、通報を送付すべきではない。

規則 22(1)(b) **85.06** しかしながら、国際登録の日より5年の期間が終了する時点で、本国官庁が、以下に列挙する事柄について決定がなされていないという事実を認識している場合には、できる限り早い段階で、その旨を国際事務局に通報する必要がある。

- 基礎登録に関する司法手続；
 - 基礎出願の拒絶の決定に対する抗告；
 - 基礎出願の取下を請求する手続；
 - 基礎出願への異議申立て；
 - 基礎登録又は基礎出願から生じる登録の撤回、取消し又は無効を請求する手続；
- この場合、通報には、問題となっている手続に関して最終決定が未だなされていない旨を明記しなければならない。

規則 22(1)(c) **85.07** 本国官庁が、前のパラグラフで記述した予備的通報を送付した場合には、決定が確定した時点で、すみやかにその最終決定を国際事務局に通報する必要がある。当の官庁自らが決定をしない場合（たとえば、裁判所や関係機関が決定を下す場合）にも、そのような決定が下されたと知った時点で——たとえば、名義人又はそのような法的手続に関与した者から官庁に通報があった時点で、できるだけ早く国際事務局に通報する必要がある。2017 年 11 月 1 日以降、改正後の第 22 規則(1)(c)の規定は、本国官庁が効果の消滅に関するすべての完了した決定について追跡調査を行い、確認している決定又は名義人の申請のあった決定があれば、それについて国際事務局に通報しなければならない旨を定めている。これにより国際登録簿の記録は、適切に確認、修正又は撤回され、標章の経緯についてより明確かつ完全な情報が利用可能となる。

6 条(4) **85.08** 適当な場合、本国官庁は国際事務局に該当する範囲で（すなわち、基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録について、その効果が消滅する商品及びサービスに関して）国際事務局に国際登録の取消しを要請する。

85.09 官庁は、問題の行為について関知しうるものであれば、国際事務局にそれを通報することができる。かかる行為とは官庁に対する行為、若しくは官庁の決定に対する抗告に該当する。しかしながら、官庁は、第三者によって裁判所に対してなされた行為については必ずしも知る由がない。ただし、かかる決定が基礎出願、基礎出願から生ずる登録若しくは基礎登録に悪影響を及ぼし、国際登録の取消しを要請すべきものであれば、かかる行為をなした当事者はその旨を官庁に知らせることが期待される。

規則 22(2)
規則 22(2)(b) **85.10** 国際事務局は通報を国際登録簿に登録し、かかる通報の写しを名義人及び指定締約国の官庁に送付する。かかる通報が国際登録の取消しを要請する場合には、該当する範囲で国際登録が取り消される。国際事務局は、名義人及び指定締約国の官庁にその旨を通報する。2017 年 11 月 1 日以降、改正後の第 22 規則(2)(b)は、国際事務局が取り消された国際登録に記録されている名義人の一部変更によりなされた国際登録並びにそれらが併合された結果としての国際登録についても取り消さなければならない旨を定めている。

規則 32(1)(a)(viii) **85.11** 国際登録の取消しは、取消しされた日付とともにすべて公表及び記録
規則 32(1)(a)(xi) される。同様に、5 年の従属期間が満了する前に起こされた行為の結論が、か
かる期間の満了時において未定であるという場合には、その旨の通報は、すべ
て、公報によって公表される。

85.12 本国官庁が国際登録の取消しを申請する際に用いるべき公式の様式
に関する規定はない。名義人が取消しを申請する際に使用する様式（MM 8）
を、官庁が用いてはならない。

85.13 通報が、パラグラフ B. II. 85.02 から 85.05 で述べた要件に従ってい
ない場合、国際事務局は、通報を行なった官庁に対し、効果を終了する記録を
することができない旨を通報する。

従属期間中における国際登録の名義人の変更

6 条(3) **86.01** 5 年の従属期間中における国際登録又は基礎標章（あるいは双方）
の名義人の変更によって、従属の効果に影響が及ぼされることはない。官庁が
本国官庁である締約国において国際登録は、基礎標章の保護に従属する。従っ
て、例えば基礎登録又は基礎出願から生じる登録が更新されなかった場合、若
しくは基礎出願が本国官庁により取下げ又は拒絶された場合、たとえそれが国
際登録の名義人以外の者の名義で有効であっても、国際登録は保護されなくな
る。

基礎出願、基礎出願から生じる登録又は基礎登録の分割又は併合

規則 23 **87.01** 当初の出願又は登録において列挙されている商品及びサービス間で
の配分を行なうことによって、国際登録の根拠となっている国内又は広域出
願又は登録を複数の出願又は登録に分割する、又は複数の基礎出願又は基礎登
録を一つの出願又は登録として併合することが可能である。国際登録の従属期
間である 5 年の間に、かかる分割又は併合が行なわれる場合には、本国官庁は
国際事務局にその旨を通報しなければならない。

規則 23(1) **87.02** 通報には、以下の事項を表示しなければならない。

— 国際登録の番号。番号がまだ付けられていない場合には、代わりに基礎出
願の番号を記載する（基礎出願の番号が明記してあれば、国際事務局は、該当
する国際登録を識別することができるためである）；

— 名義人又は出願人の氏名；

— 基礎出願の分割により生じたそれぞれの出願番号又は合併によって生じ
た出願番号。

規則 23(3) **87.03** 同様に、本国官庁は、この 5 年の期間内の基礎登録の分割又は基礎登録の併合、又は基礎出願から生じた登録を国際事務局に通報しなければならない。

規則 32(1)(a)(xi) **87.04** 国際事務局は国際登録にかかる通報を記録し、指定締約国の官庁及び国際登録の名義人に当該分割又は併合について通報する。関連事項は公報によって公表される。

87.05 国際登録簿には、基礎出願若しくは基礎登録が分割された、又は基礎出願若しくは基礎登録が併合された事実のみが記録される。これには、分割された各出願又は登録に含まれている商品及びサービスについては言及していない。このような出願又は登録に関する事項の詳細については、本国官庁から入手することができる。

87.06 そのような分割又は併合は、国際登録に関しては何の法的効力も有しない。本国官庁による通報及び国際事務局によるその記録、通報及び公表の目的は、単に指定締約国の官庁と第三者に対して、国際登録がそれに従属している期間における基礎標章の状況に関する情報を提供することである。そのような情報は第三者によるセントラルアタックの場合に特に関係してくる(パラグラフ B.Ⅱ.61.07、83.02-03 及び 84.03 参照)。

変更

P9 条の 5 **88.01** ある国際登録を一つないしは複数の国内出願若しくは広域出願に変更する効果は、ある締約国を指定した国際登録の対象となった標章の登録に関する当該締約国の官庁に対する出願が、国際登録の日、若しくは当該締約国が事後指定されたものであれば、その指定日になされたものとして当該官庁によって扱われることである。当該国際登録が優先権を主張している場合には、国内出願若しくは広域出願もその優先権の恩恵を受けることができる。

88.02 変更は、パラグラフ B.Ⅱ.85.01 から 85.06 に記載されているように、本国官庁の要請により、商品及びサービスのすべて又は一部について当該国際登録が取消しされた場合に限って可能である。ただし、名義人の要請によって国際登録が取消しされた場合には、これを適用することはできない。

88.03 国際登録が効果を有している範囲におけるあらゆる締約国、すなわち拒絶、無効若しくは放棄がなされていないあらゆる指定締約国について可能である。

88.04 この規定の恩恵を受けるためには、国際登録の取消し日から3ヶ月以内に国内又は広域出願を提出しなければならない。当該出願に列挙された商品及びサービスは、関係締約国に関連して取消しされた国際登録（若しくは国際登録の取消しされた部分）に示された一覧に含まれていなければならない。

88.05 日付に関する特殊な規定を除き、変更によって生じる出願は通常の国内出願又は広域出願として有効なものとなる。当該出願は関係する官庁に提出されなければならない。当該出願の提出は議定書若しくは共通規則の支配を受けるものではなく、国際事務局がそれに関与することはない。

88.06 そのような国内登録若しくは広域登録への変更を有効ならしめるための手続については、各々の締約国の裁量によって決定される。そのような出願に対しては、その官庁になされた国内出願若しくは広域出願に求められる要件をすべて満たすように求めることもできる。それらの要件のなかには、手数料に関する要件も含まれる。すなわち、出願料をはじめとする各種の手数料を全額支払うように求めることもできるということである。あるいは、特に当該官庁がその国際登録に関連して個別手数料をすでに受領しているという場合には、徴収する手数料を減額することもできる。

88.07 変更は議定書においてのみ規定されているため（協定では規定されていないため）、その指定が議定書の支配を受ける締約国についてのみ変更の恩恵を主張することができる。

適用される条約が変更されたことに伴う変更

規則 1 の 2 **89.01** 国際登録簿に締約国の指定が記録されている場合、適用される条約に変更が生じる可能性がある（パラグラフ A.02.26 から 02.31 参照）。変換の可能性については議定書の下でしか規定されていないので、国際登録の取消しが記録された日にこの変更が生じたならば、遅くとも、適用される条約が協定から議定書に変更された後、適切な状況下で名義人が変換を請求する権利を有することになるだろう。

国際登録に影響を及ぼす締約国の事実

90.01 以下の条項は、パラグラフ B.Ⅱ.17.01 から 31.01 で扱われている、保護に対する拒絶に関するもの以外の締約国における事実を扱う。

指定締約国における無効

5 条(6) **91.01** 国際登録の名義人が適切な時期に名義人の権利を保護する機会を提供されていないならば、締約国の執行機関は、当該締約国の領域における当該国

際登録の効果に対する無効を宣言することはできない。当該無効に関する手続は、国際登録の名義人、無効のための行為を提起した当事者、及び関係執行機関（官庁又は裁判所）の間で直接行われる。名義人は、現地代理人を指名しなければならない場合もある。かかる手続は、関係締約国の法律及び手続に従う。

91.02 このような無効に係る手続、及び実体法は、その締約国の官庁によって登録されている標章に適用されるものと同じである必要がある。たとえば、標章の保護を撤回できるのは、名義人が、当該締約国の標章の使用方法について規定した法律に従わなかったという理由に基づく場合、又は、標章が一般名称化し、若しくは公衆を欺くようなものになったという理由に基づく場合、又は、（たとえば、第三者が起こした訴訟手続、若しくは侵害訴訟における反訴により）当初、当該指定を審査した際に、保護を拒絶すべきであったことが立証された場合などである。

規則 19

91.03 締約国において国際登録の効果が（全面的又は部分的に）無効となり、当該無効が抗告の対象となっていない場合には、当該締約国の官庁は、国際事務局に関連する事実を通報しなければならない。つまり、

- 無効を宣言した機関（たとえば、当該官庁若しくはある特定の裁判所）、無効が宣言された年月日、及び当該決定に対する抗告が不可能であるという旨。
- 当該国際登録の番号及び名義人の氏名。
- 無効の対象にすべての商品及びサービスが含まれない場合には、関連する商品及びサービス（無効とされた商品及びサービスでもよいし、依然として保護の対象に含まれる商品及びサービスでもよい）。
- 無効が宣言された年月日及び当該無効の宣言が効力を生じる年月日。

規則 32(1)(a)(x)

国際事務局は、適用される要件を満たしている通知を受領した日付の時点で、通報に盛り込まれた情報とともに、その無効を国際登録簿に記録し、かかる情報の提供を希望する旨を国際事務局に知らせている本国官庁及び名義人にその旨を通報する。また、国際事務局はその無効について公報により公表する。

規則 1(xix**bis**)
規則 19(1)(vi)

91.04 共通規則では、「無効（invalidation）」という用語は、指定締約国の管轄官庁（行政又は司法）が、その締約国の領域内におけるその締約国の指定によって保護されている商品又はサービスのすべて又は一部について国際登録の効力を破棄する、又は取り消す決定を意味する。これにより、官庁は無効の申し渡し日だけではなく、できれば無効の効力発生日も通報しなければならない。

名義人の処分権の制限

- 規則 20(1) **92.01** 2002 年 4 月 1 日付けで、この規定の範囲が大幅に拡大された。名義人又は名義人の締約国の官庁は、名義人の国際登録の処分権が制限された旨を国際事務局に通報することができる。そうした制限は、全体的に国際登録に関して、又は指定締約国の一部だけに関して適用される。後者の場合には、そのことを国際事務局へ提出する情報の中で明示しなければならない。同様に、指定締約国の官庁は、名義人の処分権が制限された旨を国際事務局に通報することができるが、この場合は、その指定締約国の領域内における制限に関する情報だけにとどめるものとする。そのような情報には、制限に係る主要な事実、たとえば、名義人の資産の処分に関する裁判所の命令により、譲渡する権利が制限されている等、事実の概要のみを記載するのが望ましい。通報は簡潔で、国際登録簿への記録に適したものでなければならない。裁判所による決定の写し、若しくは捺印証書を国際事務局に送られるべきではない。しかし、国際事務局は、名義人又は官庁以外の情報源、例えば、第三者からの情報に基づいて対応することはできない。
- 92.02** 名義人の処分権に対する制限が加えられる理由の例として、防衛として当該締約国における国際登録の範囲が特定されている、若しくはその範囲が委託権の対象になっている、若しくは名義人の資産の処理に関して法廷命令が出されていることが挙げられる。ただし、別の規定の対象となっているライセンス（パラグラフ B.Ⅱ.93.01 から 99.04 参照）にはこの規定は適用されない。
- 規則 20(2) **92.03** 国際事務局が、この規定に従って、制限に関する通知を受け取った場合には、その通知を行なった当事者は同様にその制限の部分的又は全面的解除に関しても通知しなければならない。
- 規則 20(3)
規則 32(1)(a)(xi) **92.04** 国際事務局は、制限又は除去に関するいかなる情報についても、適用される要件を満たしていればその通知を受領した日付の時点で国際登録簿に記録し、名義人、名義人の締約国の官庁及び関係する指定締約国の官庁にその旨を通報する。また、この情報は公報でも公表される。

ライセンス

93.01 一部の締約国では国際標章に関するライセンスの国内レベルでの登録を行っており、そうした登録は国内標章に関するライセンスと同様の法的効力を有する。しかし、2002 年 4 月 1 日付けで、そうしたライセンスを国際登録簿に登録することが可能になり、これによって国際登録の名義人は、ライセンスが許諾されているそれぞれの締約国の官庁に対してその登録のための行動を起こす必要性から解放される。

申請の提出

規則 20 の 2(1) **94.01** ライセンスの登録申請は、国際事務局に名義人が直接、又は名義人の締約国の官庁又はライセンスが許諾された締約国の官庁を通じて提出することができる。その申請書には、名義人又はそこを通じて提出される官庁による署名がなければならない。ライセンス契約の写しといった裏付け資料はいかなるものも国際事務局に送付してはならない。

94.02 国際登録簿にそのライセンスの登録を希望するライセンシーは、その名義人の締約国の官庁又はライセンスが付与されている締約国の官庁に申請を提出するよう要請することができる。その官庁は、その者がライセンシーとして登録される資格があるか否かを確認するために、適切と思われるあらゆる手段を講じる。しかし、国際事務局は、名義人又は官庁による署名のないライセンシー（国際事務局にとっては未知の者）からの申請は受理することができない。

規則 20 の 2(1)(b) **94.03** その申請は、公式様式（MM13）を使用して提出されなければならない。
AI.セクション 4(f) ず、また下記の項目を表示しなければならない。

- 該当する国際登録の番号
- 名義人の氏名若しくは名称
- 出願人の氏名若しくは名称及びあて先に関する指針に従ってのライセンシーの氏名又は名称及びあて先（パラグラフ B.II.07.08 及び 07.09 参照）
- ライセンスが許諾された指定締約国
- 国際登録で保護されているすべての商品に対してライセンスが許諾されていること。又は商品及びサービスの国際分類の適切な類ごとに区分けしたライセンスが許諾されている商品及びサービス

94.04 上述のリストは、2000 年 9 月の WIPO 一般総会³及びパリ同盟総会で採択された商標のライセンスに関する共同勧告第 2 条で列挙されている表示及び要素、及び商標法に関するシンガポール条約に基づく規則第 10 規則に基づくものである⁴。国際レベルでのライセンスの登録の枠組みに関係ないと思われる表示及び要素は含まれていない。

³ WIPO 刊行物 835

⁴ WIPO 刊行物 259

規則 20 の 2(1)(c) **94.05** 申請においては、下記の項目も表示されなければならない。

- － ライセンシーが自然人である場合、ライセンシーが国民である国
- － ライセンシーが法人である場合、その法人の法的性質及びその国の法令に基づいて法人が設立された国（並びに、該当するときは、当該国の地域に関する表示）
- － ライセンスが特定の指定締約国域内の一部のみに関するものであること。
- － ライセンシーが代理人を有している場合には、実施細則に従って記載された代理人の氏名又は名称及びあて先
- － ライセンスが専用ライセンス又は単独ライセンスの場合は、その事実⁵
- － 場合によっては、ライセンスの期間

94.06 前のパラグラフにおけるリストには、ライセンスが許諾されている指定締約国の一部によって要求される可能性のある追加的な要素も含まれている。

94.07 ライセンスを登録するには、料金表に明示された手数料を支払わなければならない。登録する事実（ライセンシー、締約国及び当該商品及びサービス）が同じ場合には、申請書に記された国際登録のそれぞれに対して手数料を支払う必要があるが、一回の申請で同一の名義人の氏名若しくは名称で複数の国際登録を申請することが可能である。

欠陥のある申請

規則 20 の 2(2)(a) **95.01** ライセンスの登録申請が適用される要件に適合していない場合には、国際事務局はその旨を名義人に、またその申請が官庁によって提出された場合は、その官庁に通報する。

規則 20 の 2(2)(b) **95.02** 国際事務局が欠陥についての通報をした日から 3 ヶ月以内にその欠陥が是正されない場合には、その申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局はその旨を同時に名義人及びその申請が官庁によって提出された場合には、その官庁に通報する。そして、国際事務局は該当する手数料の半額を差し引いた後の額をそれらの手数料を支払った当事者に返金するものとする。

⁵ ライセンスが独占的ライセンスか単独ライセンスかの表示がない場合には、そのライセンスは非独占的ライセンスであるとみなされる（第 20 規則の 2 を採択する際に、マドリッド同盟会議によって承認された解釈上の声明）。

規則 5 の 2
規則 20 の 2(3) **95.03** 名義人は、3 ヶ月の欠陥是正期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから 2 ヶ月以内に公式様式 MM20 で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の場合には、ライセンスの記録の日付は、対応する要件を遵守する期限が経過した日付となる。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06*bis*.01 から 05 を参照。

記録及び通報

規則 20 の 2(3) **96.01** 申請が適用される要件に適合しているときは、国際事務局はそのライセンスを、適用要件を満たす通知を受領した日付の時点で、その申請に含まれる情報とともに国際登録簿に記録し、そのライセンスが許諾されている指定締約国の官庁にその旨を通報し、また同時に名義人及びその申請が官庁によって提出された場合にはその官庁に通報する。

ライセンスの登録が効力を有しない旨の宣言

規則 20 の 2(5) **97.01** 国際事務局によりその締約国に関するライセンスの登録の通報を受けた指定締約国の官庁は、そのライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を宣言することができる。当該締約国の法律が商標のライセンスに関して規定しており、また国際登録簿におけるそうしたライセンスの登録の効果を認めているがある特定のライセンスに異議がある場合に、そうした宣言を行なうことができる。これは、例えば、一般公衆が誤解するかもしれないからである。

97.02 宣言は以下を明示しなければならない。

(i) ライセンスの記録が効力を有しない理由。

(ii) 宣言が、ライセンスが関係するすべての商品及びサービスに影響を与えない場合には、宣言によって影響を受けるもの又は宣言によって影響を受けないもの。

(iii) 対応する法令の本質的条項。

(iv) そのような宣言が再審査若しくは抗告の対象になるか否か。

97.03 宣言は、ライセンスの登録についての通報が関連した官庁に送付された日から 18 ヶ月が経過する前に国際事務局に送付されなければならない。国際事務局は、適用要件を満たす通知を受領した日付の時点でその宣言を国際登録簿に記録し、その情報を公報に掲載し、そのライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）にその旨を通報する。宣言に関するいかなる

最終決定も、官庁から国際事務局に通報されなければならない、国際事務局はそれを国際登録簿に記録し、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）にその旨を通報する。

国際登録簿におけるライセンスの登録が締約国において効力を有しない旨の宣言

規則 20 の 2(6)(a) **98.01** 法律によって商標のライセンスが全く規定されていない締約国の官庁は、国際登録におけるライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を国際事務局長に通報することができる。

規則 20 の 2(6)(b) **98.02** 法律によって商標のライセンスが規定されてはいるが、国際登録簿に登録されたライセンスの効力が認められていない締約国の官庁は、国際登録におけるライセンスの登録がその締約国において効力を有しない旨を国際事務局長に通報することができる。

規則 32(2)(i) **98.03** 前述のパラグラフに述べられたようないかなる通報も、公報に掲載される。したがって、名義人又はライセンシーは、そのような通報を行った締約国に関してはライセンスの記録の請求はいかなる法的効力も有しないことを知ることができる。そうであっても、国際事務局はその記録を行い、当該締約国の官庁に通報する。その官庁は、前記のパラグラフ B. II.97.01 から 97.03 に記述された宣言を行う必要はなく、第 20 規則 2 (6)(a)又は(b)に基づく一般的通報によって、その記録が当該締約国においては法的効力を有しないというように理解される。

ライセンスの登録の修正又は取消し

規則 20 の 2(4) **99.01** ライセンスを登録した後で、名義人はそのライセンスに関する詳細の一部を修正することを希望することができる。その申請は公式様式 (MM 14) を使用して提出されなければならない。パラグラフ B. II.94.01 から 94.05 が適用される。

99.02 国際登録に関する新たなライセンスが登録される場合には、その申請はライセンスの修正とはみなされず、新たなライセンスとみなされ、様式 MM13 を使用して提出されなければならない。

99.03 パラグラフ B. II.94.01 及び 94.02 はまた、ライセンスの登録の取消しの申請に対しても適用される。その申請は公式様式 (MM15) を使用して提出されなければならない。ひとたび取消しが申請されると、そのライセンスが国際登録簿から除去される。ライセンスの登録の取消しには、手数料はかからない。

99.04 ある国際登録に関して複数のライセンスが登録されている場合、ライセンスの登録の修正又は取消しの申請を提出するにあたっては、どのライセンスがその申請の対象であるのかを明確かつ明瞭に特定しなければならない。

国際登録による国内登録又は広域登録の代替

4 条の 2(1)

100.01 協定及び議定書第 4 条の 2 には、締約国の官庁において国内又は広域登録の対象となる標章は、特定の条件のもとで、同じ標章の国際登録に代替することが規定されている。それらの条件を以下に列挙する。

- － 国内又は広域登録と国際登録が同じ名義人の名義で登録されていること；
- － 国際登録の保護が当該締約国に及んでいること；
- － 国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスが、当該締約国に係る国際登録にも列挙されていること；
- － 当該締約国（事後指定の国であってもよい）への国際登録の拡張が国内又は広域登録がなされた後に有効になっていること。

100.02 さらに、その効果には、国内又は広域登録によって取得された権利（例えば、優先権主張若しくは標章の先行使用による権利）を損なうものであってはならない。

100.03 このような場合において、諸般の条件が満たされているか否か、特に国内若しくは広域登録に列挙されている商品及びサービスが国際登録にも列挙されている必要があるという要件が満たされているか否かということの名義人自身で確認する必要がある。勿論、国際登録に列挙されている商品及びサービスが国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスと全く同一である必要はなく、その範囲がもっと広くても差し支えない。ただし、国際登録に列挙されている商品及びサービスの範囲が国内又は広域登録に列挙されている商品及びサービスの範囲よりも狭いということとはできない。さらに、国際登録において使用されている名称は、少なくとも同じ意味でなければならない。

100.04 国内又は広域登録が国際登録に代替されるということは、当該登録が中止され、あるいは影響を受けるという意味ではない。国内又は広域登録は、同じ名義人によって更新される限り、当該登録に付随するすべての権利とともに、関係締約国の登録簿に保持される。

4条の2(2)

100.05 その国内又は広域登録簿に標章が登録されている官庁は、名義人からの（直接的な）要請によって、その登録簿に当該国際登録についての記録を行う。ただし、このことは、代替による利益を得るための強制的な要件として解釈してはならない。第 4 条の 2(1)には、代替は自動的に行われ、そのために名義人が何らかの行為をする必要も、また代替を何らかの形で記録する必要もないことが明確に規定されている。ただし、第三者に対する情報という観点では、官庁がその登録簿に国際登録についての記載をなすことが推奨される。

100.06 国内又は広域登録を代替する場合でも、当該国際登録が基礎出願、基礎出願から生じる登録若しくは基礎登録に従属する5年の期間中は、国内又は広域登録を更新することが国際登録の名義人にとって有利である。

規則21
規則32(1)(a)(xi) **100.07** 指定締約国の官庁が、名義人によるその官庁への申請があった後、その登録簿に国内又は広域登録が国際登録により代替される旨の記録をしたときは、当該官庁はその旨を国際事務局に通報しなければならない。このような通報には、関連する国際登録番号、代替された国内又は広域登録の出願日及び出願番号、登録日及び登録番号及び優先日（ある場合には）、並びに代替が一部の商品及びサービスのみを対象にする場合にはその商品及びサービスを表示しなければならない。また、この通報には、国内又は広域登録により取得された他の権利に関する情報も、国際事務局と関係官庁との間で合意された形式により含まれるべきである。国際事務局は、このように通報された表示を、適用要件を満たす通知を受領した日付の時点で、国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通知する。また、これらについて公報によっても公表される。

優先順位（Seniority）による主張に関する事実

規則21の2(1) **101.01** 優先順位の主張は、欧州連合の指定（パラグラフ B.Ⅱ.07.70 から07.72 参照）に関して、国際登録簿に記録された場合、その適用法に従い、そのような主張は、それを容認するか拒絶するかについて、EUIPO で審査される。EUIPO が、そのような主張の有効性を拒絶し、関連する決定が最終のものであれば、その事実を国際事務局に通報しなければならない。他方、優先順位の主張が EUIPO により容認される場合には、国際登録簿への優先順位の主張の記録及び公報における公表は、修正を要しないことから、国際事務局に通報される必要はない。

規則21の2(2) **101.02** 欧州連合商標規則は、欧州連合商標登録より後になされる優先順位の主張を認めている。欧州連合が、国際登録で指定される場合、そのような「遅れた」優先順位の主張は、直接 EUIPO に提出されなければならない。さらに、そのような優先順位の主張が審査により EUIPO で拒絶される場合、（国際登録簿に記録されるべきものがないことから、）国際事務局に対する EUIPO による関連通報はない。したがって、遅れた優先順位の主張が EUIPO により容認された場合にのみ、関連情報が国際事務局に通報されなければならない。通報されなければならない事項は以下の通り。

(i) 該当する国際登録の番号

(ii) 先行する標章が登録されている加盟国、当該先行標章登録が発効した日付、関連する登録の数

規則 21 の 2(3) **101.03** 共同体商標制度において、EUIPO によって容認された優先順位の主張が、(特に、撤回又は取消しに続いて) 後に効力を失うこともありうる。したがって、関連する優先順位の主張が既に国際登録簿に記録された場合、そのような主張に影響を与える、さらなる最終決定(撤回及び取消しを含む)は、EUIPO により国際事務局に通報されなければならない。

規則 21 の 2(4)及び規則 32(1)(a)(xi) **101.04** 前のパラグラフにおいて、国際事務局に通報されるすべての情報は国際登録簿に記録され、公報として発行される。

特定の継承国における国際登録の効果の継続

規則39 **102.01** 次に述べるパラグラフは、指定された締約国が、その国(独立前の旧締約国)の領域の一部が独立した国(承継国)となる結果生じる変更によって影響を受ける場合の国際登録の保護について扱う。このような場合に、承継国は事務局長に対し、協定、議定書又は協定及び議定書の双方が承継国において適用されるという効果を有する継続の宣言を寄託することができる。

規則39(1) **102.02** 独立前の旧国への領域指定が承継国による通報の日に先立って有効とされる国際登録の名義人は、国際事務局から通報を受ける。名義人は、通報を受けた日から6ヶ月以内に国際事務局に対して、承継国においても当該国際登録の効果が継続されることを要請する申請書を提出するとともに、同じ6ヶ月の期間中に共通規則で定められた額の手数料を国際事務局に支払うことによって、承継国における国際登録の保護を継続させることができる。その手数料の一部は、国際事務局から当該承継国にわたることになる。

規則5の2 **102.02bis** 名義人は、承継国においても国際登録の効果が継続されることを要請し、対応する手数料を国際事務局に支払うための6ヶ月の期限を遵守できなかった場合には、処理の継続を請求することができる。処理の継続の請求は、遵守できなかった期限が満了してから2ヶ月以内に公式様式MM20で国際事務局に提出されなければならない。請求と共に、遵守できなかった期限の適用されるすべての要件が遵守され、かつ、処理の継続に関する手数料が支払われなければならない。処理の継続の救済措置に関する詳細については、パラグラフ B.I.06bis.01から05を参照。

102.03 保護の継続を申請するための期限が切れた後の関係締約国における国際登録の保護は、事後指定の方法によってのみ可能である。

規則39(3)

102.04 国際事務局は、申請書と手数料を受領した場合には、承継国の官庁にその旨を通報し、国際登録簿にその旨を記録する。また、公報によって関連事項を公表する。

規則39(4)

102.05 承継国は、旧締約国への領域指定に関して、協定第5条(2)に記載された又は議定書における期間制限がまだ切れていない場合に限り、国際登録の保護を拒むことができる。しかしながら、共通規則第39規則(4)は、承継国の官庁が、その承継国における効果の継続の請求の対象となっている国際登録に関して、協定第5条(2)に規定された又は議定書に規定された期間を経過した後、(継承が行われる前は)旧締約国によって国際事務局に定期的に通報されていた保護の拒絶に対する最終決定を通報することを妨げるものではない。